

国語施策百年史

文化庁

序

明治三五年、すなわち一九〇二年に、国語に関する我が国初めての国の調査機関である国語調査委員会が設置され、以来、臨時国語調査会、国語審議会、現在の文化審議会国語分科会と受け継がれ、百余年が過ぎました。この間、漢字や仮名遣いなどの表記の問題を中心に様々な建議や答申を世に出し、一般社会や学校教育における国語の問題に一定の指針を示してきました。また、国語教育の問題も国語施策にはかかわりの深い問題であり、平成一六年二月には「これからの時代に求められる国語力について」が文化審議会から答申されました。

母語としての国語は生涯を通じて個人の自己形成にかかわるだけでなく、社会全体にとっても、文化を継承し創造・発展させるとともに、より良い社会を構築し維持していく基盤となるものです。情報化社会が急激に進展している昨今、言葉にも大きな影響があると考えられます。そのような中で、社会状況を的確に把握しつつ国語施策として国語に関する方向性を適切に示していくことは、これからの時代にますます重要なこととなってくるものと思われます。

序

今回、国語施策百年を記念して本書を刊行し、過去の国語施策の歩みを振り返ることは、今後の国語施策を推進するためにも極めて意義深いことであり、多くの示唆を与えてくれるものと確信しています。

本書が国語関係者や教育関係者はもちろんのこと、広く一般にも利用され、今後の我が国の国語施策に寄与することを望んでやみません。

平成一七年三月

文化庁長官 河 合 隼 雄

凡 例

- 一 本書は、明治三五年の国語調査委員会発足以来、百余年間の国語施策の歴史を概述したもので、本文編と資料編の二部から成っている。
- 一 本文編は六章に分かれており、記述内容は、原則として明治以降から平成一七年三月までとした。
- 一 資料編は、年表を除き、昭和二〇年以降のものを中心に収録した。
- 一 参考資料や引用文献は、原則として載せない方針で編集した。
- 一 索引は、年表と本文編との対照の便宜を考えて作成したもので、すべての項目を尽くしているわけではない。
- 一 昭和二〇年以降の記述は、主に『国語審議会の記録』及び『国語審議会審議会報告書1～22』によった。
- 一 本書の表記は、原則として公用文に準じたものとした。なお、漢字の字体については、引用部分の旧字体や固有名詞についても、常用漢字の字体及び表外漢字字体表の印刷標準字体等に改めている。
- 一 引用部分や固有名詞を除く表外漢字には、全体の初出のみ読み仮名を付した。
- 一 年号は原則として和暦で示し、巻末に参考として西暦との対照表を載せた。
- 一 資料や事項名のうち複数回出てくるものは、初出で略称を示し、以下略称で通している部分がある。
- 一 原資料で横書きのものも、原則として縦書きに改めた。その際、体裁を整えたり、算用数字を漢数字に

凡 例

変えている部分等がある。

一 原典を忠実に引用したため、現代としては問題があると思われる表現でもそのまま引用している部分がある。

一 本書の監修委員、編集委員、執筆者等については編集後記に記した。

国語施策百年史目次

〈本文編〉

序 章 総 説 三

第一節 はじめに 三

第二節 先行研究における国語施策の時代区分 四

第三節 本書における国語施策の時代区分 八

第四節 各期の概観 九

第五節 本書の付録及び資料編について 七九

第一章 国語施策前史——近代日本の出発と国語問題—— 八二

第一節 官制整備と国語施策 八二

第二節 国語施策と国語国字問題 九四

第二章 国語調査の開始と初期の成果

第一節 国語調査委員会——国語調査委員会・臨時仮名遣調査委員会——	一〇四
第二節 臨時仮名遣調査委員会	一〇四
第三節 国語改革に向けた諸提案	一四一

——臨時国語調査会から国語審議会へ——

第一節 大正前期の国語施策——臨時国語調査会の成立以前——	一六〇
第二節 臨時国語調査会	一七九
第三節 臨時ローマ字調査会	二〇七
第四節 官制に基づく国語審議会	二四〇
第五節 国語施策と国定読本	二六五
第四章 国語改革の実行	二八四
第一節 現代かなづかいと当用漢字表	二八四
第二節 当用漢字音訓表・当用漢字別表と当用漢字字体表	三〇一
第三節 口語体憲法の実現と国立国語研究所の設置	三二七

第四節 ローマ字問題と読み書き能力調査	三四五
第五節 改組国語審議会の出発	三六九
第六節 法令・公用文の改善	三七六
第七節 人名・地名の表記	三九四
第八節 ローマ字の表記とローマ字教育	四一二
第九節 話し言葉・書き言葉の改善を目指して	四三六
第一〇節 「送りがなのつけ方」の審議と建議	四八一
第一一節 戦後の国語施策の再検討	四九九
第五章 国語改革の見直し——当用漢字から常用漢字へ——	五二四

第一節 国語施策の改善についての諮問	五二四
第二節 「送りがなのつけ方」の改定	五二八
第三節 当用漢字音訓表の改定	五五〇
第四節 建議「国語の教育の振興について」	五七二
第五節 「当用漢字表」の改定	五七五
第六節 「現代かなづかい」の改定	六一〇

第七節	『外来語の表記』の制定	六三四
第六章	新しい時代に応じた国語施策	
	—— 国語審議会から文化審議会国語分科会へ ——	六六三
第一節	現代の国語をめぐる諸問題	六六三
	—— 新しい時代に応じた国語施策への出発 ——	六六三
第二節	第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至る概要及び諮問	六七二
第三節	第二二期国語審議会、答申の概要等	六七八
第四節	これからの時代に求められる国語力について	
	—— 文化審議会国語分科会 ——	七二七
付録	国語の改善・普及にかかわる事業等の歩み	七二六
第一節	国語施策の普及・充実方策	七二六
第二節	国立国語研究所の活動	七五九
第三節	日本語教育に関する施策の展開	七七三

〈資料編〉

一	戦後国語施策の流れ	七九三
二	国語施策にかかわる審議会等一覧	七九六
三	国語施策にかかわる審議会等名簿	七九九
四	国語審議会・文化審議会 答申・建議・報告等一覧	八六九
五	国語行政担当局課一覧	八八一
六	国語施策関係法律一覧	八八二
七	国立国語研究所刊行物一覧	九一〇
八	国語施策年表	九二〇
	和暦西暦対照表	九六四

索引	卷末
----	----

本文編

序章 総説

第一節 はじめに

本書は、通常の国語問題史とはいささか趣を異にする点がある。すなわち、国語施策上必要な、国語についての調査・審議、及びその結果に基づき定められた施策を中心に記述するものである。このため諸団体や個人による建言等については最小限にとどめてある。この点が先行の国語問題史と異なるところであり、国語問題史というよりも国語施策史、あるいは国語審議会史とでも言うべきものである。

国語の調査・審議が国の手により正式に始まったのは、言うまでもなく、明治三十三年、衆議院において「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」を可決したことに始まる。その後、国語審議会が作られ、平成十三年には国語審議会から文化審議会国語分科会へと変わった。この間の百年を顧み、百年史としてその足跡をたどろうとするものである。本書の刊行は、平成一七年であるので、百年余の月日が流れたことにはなる。もっとも明治四年には文部省に編輯寮が開設され国語調査事務を所管するようになったわけであるから国語の調査・審議のための機関設置を待たずして、国語施策が始まったとも言える。しかし、本書では、明治四年以降同三十三年までを国語施策前史として扱うので、この三〇年間は計算には加えていない。ただ、それをも含めると、本書は実質的には百三〇年史に近いものとなる。

第二節 先行研究における国語施策の時代区分

国語問題史を記述するに当たり時代区分をした前例は少ない。しかし本書では、時代区分を行った上で国語施策の歴史を記述した。

多くの国語問題史は、明治以前、戦前、戦後というふうにおおまかに三つの時代に分けているが、国語問題の最も中心的な時代は明治以降の約一〇〇年間である。見ようによっては激動の時期であったとも言えよう。この時期を概観するにしても、また大づかみにその特徴を見るにしてもこの百年を幾つかの時期に区分することは決して無用のことではなく、有益なことである。このような時代区分をした先例としては、次のようなものがある。

- (一) 武部良明「国語国字問題の由来」(『岩波講座日本語3 国語国字問題』岩波書店、昭和五二)
- 「国語政策と表記」「国字問題年表」(『日本語の表記 角川小辞典二九』角川書店、昭和五四)
- (二) 平井昌夫「国語国字問題の歴史」(昭森社、昭和二三)
- (三) 倉島長正「国語一〇〇年 二〇世紀、日本語はどのような道を歩んできたか」(小学館、平成一四)
- (二) には時代区分の意識がかなり明確に見られる。(二)(三) も類書とは異なり、章立てに時代区分意識を見ることができる。このほか文化庁『新しい文化立国の創造をめざして 文化庁30年史』(ぎょうせい、平成一二)の「第IV部第三章 国語施策の推進」にも「国語施策の沿革」として、簡略なものではあるが、時代区分の意識が見られる。なお、(三) 以外はいずれも本書同様国語施策に重点を置いた記述である。

前記文献における時代区分を簡略に示せば、次のとおりである。

- (一) 武部良明氏の時代区分(『国語国字問題の由来』による。なお「日本語の表記」所収の「国字問題年表」では、昭和五四年までを扱っている。)
- 問題意識の発生(慶応二〜明治三三)
- 教育面をめぐって(明治三三〜大正七)
- 国語政策への発展(大正七〜昭和二〇)
- 現代表記の成立(昭和二〇〜昭和四一)
- 現代表記の再検討(昭和四一〜昭和五二)
- (二) 平井昌夫氏の時代区分(『国語国字問題の歴史』に見られる目次による。昭和二年まで扱っている。)
- 前期 国語国字問題の歴史的背景(第一章〜第三章)(細目略)
- 後期 国語国字問題の発生(第四章〜第六章)
- 明治維新と国語国字問題(明治元ころ〜明治二八ころ)
- 国語国字問題発生の社会的理由、国字改良論の提唱、国字改良論から国字改良運動へ、言文一致運動と文学者の活動
- 国語国字問題の発展(明治二八ころ〜昭和一六ころ)
- 新国字論の提案と国語国字問題の民論化、国語国字運動の発展、ローマ字つづり方の移りかわりと統一
- 最近における国語国字問題の展望(昭和一六ころ〜二二)

太平洋戦争と国語国字運動の衰退、最近（暗黒時代）における国語国字問題の展望——漢字制限（標準漢字表の発表、反対論起る、日本国語会の設立、反対の建白書、標準漢字表の公布）、カナづかい改定（字音カナづかい整理案、左横書き、日本語の進出普及（官庁関係の動き、日本語教育振興会、日本語普及についての動き）、国字運動、国語教育、外国語問題——、民主主義日本の建設と国語国字問題の解決（国語国字問題の歴史上画期的な昭和二二、二三年における国語国字問題の展望）。

（三）倉島長正氏の場合（『国語』一〇〇年 二〇世紀、日本語はどのような道を歩んできたか。必ずしも明確な時代区分とは言えない点もあるので、章立てとその内容により恣意に年代を付け加えた。平成一四年ごろまで扱っている。）

「国語一〇〇年」の淵源（明治三三（一）〜三五（一））

「国語一〇〇年」の前半期（明治三五（一）〜昭和二四（一））

「国語一〇〇年」の後半初期一〇年（昭和二四（一）〜三五（一））

「国語一〇〇年」の後半転換期（昭和三五（一）〜平成一二（一））

「国語一〇〇年」の現在（平成一二（一）〜）

（四）文化庁30年史の時代区分

小学校教育における国語表記の統一等の動きと国語調査機関の設置（明治三三〜大正一〇）

国語表記の簡易化等の動き（大正一〇〜昭和九）

国語審議会の設置（昭和九〜三三）

国語施策の改善（昭和二二〜平成一一）

以上のように執筆者の観点や重点の置き方により時代区分の仕方はまちまちであるが、従来の類書に比べ時代

区分の意識が生じてきていることは疑いのないところであろう。これらのうち、時代区分の意識が最も鮮明な武部氏は「国語国字問題の由来」の中で「問題点と時代区分」という一節を設け、次のように述べている。

（引用者注、日本語の改善についての）いろいろの論が行われた。…中略…これらの中には、単なる論に終わらず、特定の団体が社会運動として推進したものもある。また、文部当局によって国語教育の中に取り上げられ、あるいは、政府の国語施策として実行に移されたものもある。したがって、そういう経緯をたどれば、そこに国語国字問題の歴史をまとめることが可能なのである。

武部氏は、先に掲げた時代区分のように、事柄を五大別し、その中に時系列的に出来事を排列するという考えである。歴史の本格的な時代区分とは言いにくい点もあるが、初期の時代区分としては画期的であったと言えるであろう。その点では、簡略過ぎるが、『新しい文化立国の創造をめざして 文化庁30年史』のものは、武部氏の時代区分を更に進めて、歴史としての時代区分という意識を濃厚にしている。

このほか日下部重太郎氏の『現代国語思潮』、『現代国語思潮 続編』も明治から昭和八年までの国語問題についての歴史を扱っており、ここには時代区分の意識がうかがえる。

しかし、武部氏も平井氏もともに現象面からの記述としての意識が強く、本書における国語施策面からの時代区分意識とはいささか異にする面がある。見かけ上は酷似していても、本書はあくまでも国語施策とそのための調査、審議機関を前面に出しての時代区分を行った。類書と異にする部分があるとするならばこの点にある。また、国語施策の実践普及を考慮するならば、学校教育の場が非常に重要となろう。そこで本書においては教科書としての国定国語読本に具体的にそれらが現れているものと考え、内容的には重複するものが少なくないが、国定教科書における国語施策の影響についてもあわせ取り上げた。

今後、時代区分の試みは数多く現れようが、本書もその一つの試みとして、単に時系列的に国語施策を排列するのではなく、それぞれの国語施策実行の経緯を分析して、百年の歴史を記述する方針の下に執筆・編集した。以下、本書における時代区分について概説しておく。

第三節 本書における国語施策の時代区分

本書では、主として、国語の調査・審議のための機関およびその成果、あるいは、調査・審議を必要とする課題は何かという点に着目した。本書における時代区分は、国語施策の歴史を振り返るといふ点から、国語審議会とそれ以前の国語調査機関等である国語調査委員会、臨時仮名遣調査委員会、臨時国語調査会、臨時ローマ字調査会の活動の歴史とその成果についての流れをとらえるための時代区分を行った。すなわち、六期に分けて概観した。この間の、国語問題の大きな課題としては、漢字などの文字、仮名づかい、方言・標準語の三つになるう。

本書における時代区分はこうした観点によった。このことは、わずか百年ではあるが、この百年間をどういう目でとらえるかを示すものとなるはずである。本書に大きな特色があるとすればこの点である。このほか教育面との関連も取り上げた。

本書はこれにより次のような時代区分を設定した。

第一期 国語施策前史―近代日本の出発と国語問題―（明治元ころ～三三ころ）

第二期 国語調査の開始と初期の成果―国語調査委員会・臨時仮名遣調査委員会―（明治三三ころ～大正五ころ）

第三期 国語改革に向けた諸提案―臨時国語調査会から国語審議会へ―（大正五ころ～昭和二ころ）

第四期 国語改革の実行―当用漢字・現代かなづかいの時代―（昭和二ころ～四一ころ）

第五期 国語改革の見直し―当用漢字から常用漢字へ―（昭和四一ころ～平成三ころ）

第六期 新しい時代に応じた国語施策―国語審議会から文化審議会国語分科会へ―（平成三ころ～一六まで）
本文各章においては、この六期についてそれぞれ概説した。

ここに示した時代区分は、前掲の時代区分の各例と一致するわけではない。同じ国語施策中心のものであっても、こうした観点の違いは小異も大異となる。各期の扱う項目上の内容と対比して見るならば、それは一層明確になるう。

第四節 各期の概観

第一章は、二節から成る。「国語施策前史―近代日本の出発と国語問題―」として、明治元年から明治三五年四月の国語調査委員会発足までを取り上げる。

明治四年九月、文部省に編輯寮が開設され国語調査事務を所管するようになり、文部省著述教科書も編纂され「歴史的仮名遣い」が教科書に採用されるなど、文字・表記をはじめ標準語の確立など、広く国民一般に普及する基となり国語の統一に大きな効果を上げることとなった。国語施策のための調査審議機関はまだ設置されていないが、そのための整備が始まった時期である。明治三五年四月には、国語調査委員会が発足した。

第一節 本節の冒頭には以下のように記述してある。すなわち、「近代国民国家形成において国語が重要な役割を果たす以上、政府が国語に関して制度的に関与することは当然の成り行きであった。しかしながら明治初年段階では、国語の編制に関する内容が余りにも多岐にわたっていたため、国語の全体像を示し得るには至らなかった。結局のところ、それは一部の場合を除いて、教科書における表記の統一といった教育的な内容に限定されていたと言つてよい。むしろ明治初年における国語とは、多くの議論がなされていく過程において顕現化されていた理念としての姿であり、その議論の在り方として、いわゆる国語国字問題と概括される論争を誘発させていったのである。したがって、明治期の国語施策については政府の具体的な施策内容のみならず、国語に関する論争史全体の中で、その意味をとらえる必要がある」である。これは、本章のすべてを言い尽くすものである。確かに具体的な事実として、教育制度の整備に伴う、文部省による教科書、辞書、文法書などの編纂があり、それらの中に国語教育に直接かわる、表記を中心とした事柄が目につく時代である。同時に、慶応二年の、前島密が徳川慶喜に建白した「漢字御廃止之議」に始まる漢字廃止論をはじめ、漢字節減論、方言改良論、言文一致論などの国語改良についての論争が際立った。これらは後に国語調査委員会の検討事項となる。なお、方言問題とともに標準語制定についての議論も始まっており東京の言葉を標準とする意識が形成されていた。

また、国語教育の面では、この期の後半、明治三三年における「小学校令施行規則」の改正に伴う仮名字体の整理統一や内閣官報局の「送仮名法」も文部省の「送仮名写法」とともに教科書に影響を及ぼす国語施策の具体策が示される。

特に明治三三年に改正された「小学校令施行規則」には、仮名字体の整理統合、字音仮名遣いの表音化、漢字制限の三項目が示されており、この期に盛んであった、国語改良論とかわるものである。中でも、後二者は、

次期以降の国語調査委員会や臨時仮名遣調査委員会などの国語施策調査・審議機関の活動とのかかわりが深い。

文学活動としての言文一致運動とともに、明治一〇年代までに行われた平易な文章への努力や、教科書における談話体の確立など明治三〇年代ごろまでの近代口語文体の成立は、国語教育界において、「言文一致会」の創設、帝国議会での「言文一致の実行に就ての請願」の提出可決、全国聯合教育会に「小学校の教科の文章は言文一致の方針によること」という議案が満場一致で可決などがあり、言文一致体の国語調査委員会の調査事項の一つともなる。

第二節 国語改良論、方言改良論、標準語制定、言文一致などのいずれもが、後に国語調査委員会が掲げた調査事項の一つ一つとなっていく。第二期への足掛かりは、本格的な国語施策遂行のためには、国語調査機関の設置が不可避とする、上田万年の主張があり、「帝国大学文科大学に国語研究室を興すべき儀」により、国語研究室の設置が決定し、国語研究が実施された。また、帝国教育会も国語国字問題に大きく関与しており、「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を提出している。これは、政府への建議となった。こうした国語改良のための建議とともに改良の動きは国語調査委員会設置へとつながっていく。

第二章は、二節から成る。「国語調査の開始と初期の成果―国語調査委員会・臨時仮名遣調査委員会―」として、主として国語調査委員会（明治三五・三・大正二・六、臨時仮名遣調査委員会（明治四一・五・四一・二二）の活動について取り上げる。明治三五年ごろから大正一〇年ごろまでである。

明治三三年八月、「小学校令施行規則」の改正により、仮名字体の整理統一、字音仮名遣い、漢字節減としての漢字表が示され、これらが教科書に反映するようになった。一方、明治三五年四月に国語調査委員会が、明治

四一年五月には臨時仮名遣調査委員会が設置され、日本語の音韻、方言、仮名遣い、漢字、標準語の問題などに対処すべき調査が行われた。特に、国語調査委員会の幾多の調査報告書は、今日なお学術的価値が高いものが少なくない。

第一節 国語の調査・研究のための国家的機関の必要性は、早くから説かれていたが、上田万年の主張による国語研究室の創設、衆議院、貴族院での「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」の可決による、国語調査会の設置を経て、明治三五年、国語調査委員会が設置されることになり、ようやくして国語施策のための調査・研究・審議が軌道に乗ることになる。

この国語調査委員会は、「国語に関する調査を行い、その調査結果を文部大臣に具申する調査機関であり、後の国語審議会のように調査・審議の結果を関係各大臣に建議する権限は与えられていない。しかし、国語審議会が文部大臣の諮問に応じて審議事項が定められるのに対し、この委員会は、どのような国語に関する事項を、どのような方針で調査するかを自ら決議する強い自主独立性を有するものであった」。このため今日に残る多くの成果を上げ得たと言つて良いであらう。調査委員会は、「音韻文字ヲ採用スルコト」「言文一致体ヲ採用スルコト」「標準語ヲ選定スルコト」などを基本的な調査方針、調査事項として掲げた。国語調査委員会は、大正二年に廃止されるまでの一〇余年の活動を通じて、大小、多くの調査事業を展開し、その成果を公表している。この中には仮名遣い・仮名字体の変遷を探るべく古訓点資料などを博搜した『仮名遣及仮名字体沿革史料』、諸伝本の系統を整理した上で本文の言語事象を網羅的に分析した『平家物語につきての研究』などの国語史・国文学史研究の発展に大きな影響を与えた大著や、片仮名・平仮名の読み書き上の難易差を機械的に測定しようとした

『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』などの実験的試み等、注目すべき業績が少なくない。中でも、全国の方言における音韻上・語法上の変異を知るべく、各府県の調査報告（委員会が調査項目を指定、その依頼に基づき、各府県が調査）をまとめ、さらにそれに基づく色刷り分布地図も作成した『音韻調査報告書』・『音韻分布図』と『口語法調査報告書』・『口語法分布図』とは、同委員会が行った最も大規模な調査である。そして、委員会廃止後に刊行された『口語法』『口語法別記』は、同委員会が展開した全国方言調査や史的文献調査の成果を踏まえつつ、「現代ノ口語ニ於ケル法則」を叙述し、「標準」的な「規則」を示そうとしたもので、「標準語」選定を目指して活動した国語調査委員会の最終成果報告と言ふべき業績となった。

『口語法』には、「今日東京ニ於テ」「専ラ教育アル人々」が用いる口語を「標準」として「案定」したことがうたわれている。「他ノ地方」のものも「或程度」「斟酌」したとも付言される。本書は、「標準語」選定問題に關し、国語調査委員会が具体的な語例をもつて示した解答書と言える。地域変異としての「東京言葉」、階層変異としての「教育ある人の言葉」を「標準」的な言語だとする見解は、既に常識的なもので、国語調査委員会の創見では全くない。『口語法』『口語法別記』の独創的な価値は、そうした一般的な標準語観や結論として提示される語法自体ではなく、それをより説得的にするため、個々の語法の東西方言差、その史の変遷を具体的に明らかにしていることにある。

これとは別に、明治三三年改定の「小学校令施行規則」には、小学校教育における仮名字体の統一、字音仮名遣の表音化（いわゆる権引仮名遣、漢字節減という思い切った国字改良方針が、具体的に提示された。当時編纂中であった国定読本にも反映された。これは教育界においては歓迎の傾向が強かったので、文部省は仮名遣いの表音化への準備を始めたが、一方、こうした流れに批判的な考え方も少なくなかった。このため、明治四〇年に

は、表音化仮名遣いに反対する、伊沢修二が、議員四七名の賛成を得て、「国語及国字仮名遣二関スル質問主意書」を帝国議会の提出した。さらに「国語及字音仮名遣二関スル建議案」を提出、仮名遣改定反対の姿勢を重ねて明らかにした。この建議案は、本会議において、審議の結果、可決された。このため、文部省は仮名遣改定を断念した。

第二節 一方、明治四十一年に、文部省は、「臨時仮名遣調査委員会官制」を定め、仮名遣問題に関する調査委員会を設置している。省内には、既に国語調査委員会があり、従来、仮名遣問題は、同委員会が扱ってきたが、国語「改良」志向を強く持つ同委員会の活動は、貴族院の反対派から強い反発を買っており、仮名遣改定に慎重を期す文部省は、そうした点を考慮し、国語調査委とは別個の委員会を臨時に設置し、仮名遣調査をゆだねることとした。臨時仮名遣調査委員会は、明治四十一年六月から七月にかけて五回の委員会を開催したが、これ以降は、この委員会が開催されることはなかった。

この委員会には、仮名遣いに関する「諮問案」が出されたが、表音仮名遣を支持する委員、すなわち諮問案に賛成する委員と歴史的仮名遣を支持する委員、すなわち「諮問案」に反対する委員との間で、相互に歩み寄りのない意見の応酬に終始している。改定案を支持する代表的な意見には、大槻文彦のものがある。大槻は、主たる対象を小学校の「僅カ六年ノ義務教育」を終えたばかりで世に出ていく人々と考え、そうした人たちに、現代語とは異なる古典語に立脚した規則を教え込むのは無理があると主張する。一方の意見の代表は、森鷗外で、「国語中ノ精華」による伝統を重視し、「中学以上ノ人」を想定した議論を展開している。当時、小学校への就学率は九〇パーセントを超えて「国民皆学」に近くなりつつあったが、中学以上への進学率はまだ二〇パーセントにもはるかに及ばなかった。大槻の言うとおり、「大多数ノ人々」は小学校卒以上の学歴は望めず、「中学以上」の

人は知的エリートとも言つてよい層であった。

文部省の考え方も変わり、明治四十一年には「小学校令施行規則」を改定し、明治三年の国語改良の方向は立ち消えとなり、委員会は審議未了のまま活動停止を余儀なくされ、明治四十一年に官制が廃止され、消滅する。国定読本も明治四三年から使用される第二期の国定教科書は、いわゆる歴史的仮名遣に逆戻りすることとなる。

第三章は、五節から成る。「国語改革に向けた諸提案―臨時国語調査会から国語審議会へ―」として、臨時国語調査会、臨時ローマ字調査会、官制に基づく国語審議会の活動を中心に取り上げる。大正一〇年から昭和二〇年ごろまでである。

国語調査委員会は数々の成果を上げたが、大正二年六月に廃止された。このため、教育調査会は、大正四年一〇月に日本語の改善のための調査審議機関の設置を議決した。これに伴い、「国語調査二関スル事項」は、翌年六月から文部省の「国語調査室」(普通学務局第三課)所管となった。ここから「漢字整理案」など国語問題に関する成果が公にされている。大正一〇年六月に臨時国語調査会(大正一〇、昭和九・一二、昭和五年一月に臨時ローマ字調査会(昭和五、一・三、昭和九年一二月に臨時国語調査会を廃止し、官制に基づく国語審議会(昭和九・一二、二四・五)が設置された。漢字節減は専ら国定国語教科書により行われていたが、臨時国語調査会や官制国語審議会においても「常用漢字表」などの節減案が示された時期である。また、臨時ローマ字調査会の審議に基づき、「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」が内閣訓令として公布された。この期における活動は、昭和二十一年の「現代かなづかい」「当用漢字表」などに影響を及ぼす。いずれも官制による国語審議会の成果に始まるものである。

第一節 大正二年六月一三日、「教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」する「教育調査会」の官制が公布、施行される。これと同日に、「国語調査委員会官制」などが、他の官制とともに廃止されている。

教育調査会は、廃止された国語調査委員会に代わり、国語問題に関する事項を、国会の調査審議活動の一環として取り上げていくこととなる。同会は、国語調査委員会が「国語ニ関スル事項ヲ調査」する調査機関だったのに比し、「教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議」する調査審議機関であり、大臣の諮詢に応じた答申と並び、自ら大臣に建議することもできる点で、より強力な権限を有する機関といえる。しかし、国語調査委員会が「国語」関連事項を扱う専門機関であったのに対し、教育調査会にとっては、「国語」問題は国会が扱うべき事項の一部に止まるものであった。

教育調査会の「国語」にかかわる活動は、大正三年度の「言語文字ニ関スル建議案」と「国語文字改善ニ関スル建議案」の二件である。これらはこの年に審議されるが審議未了となり、翌大正四年に、特別委員会での検討を経て議決され文部大臣に建議された。この建議は、国語の研究調査機関の設置を求める内容となっている。他の年度には「国語」にかかわる活動についての記載がなく、大正六年度には廃止される。

なお、教育調査会は、こうした国語国字問題に関する審議を進めるに当たり、保科孝一に委嘱し、『国語国字国文改良諸説梗概』（大正三・一）をまとめてもいる。

「言語文字ニ関スル建議案」は、九鬼隆一が、菊池大麓らの賛成を得て、教育調査会に提出した。平井昌夫によると、「わが国の学生は言語文字のために過重な負担を与えられ学力の進歩が不十分であるから、言語問題を改良する必要がある」という趣旨である。

「国語文字改善ニ関スル建議案」は、高田早苗と成瀬仁蔵が、加藤弘之らの賛成を得て、提出した。その方針

を、「実用文体は口語文」に、「日用文字としてローマ字」を採用することを要望している。そのために、「政府に於て調査機関を設け国語改善に関する調査研究を為し特にローマ字綴りの方式採用普及の方法其の他を研究する事」をあげ、「国語国文を整理統一し且つ之を簡易にする方法を実行する事」として、「方言を調査し標準口語を確定する事」などを挙げている。

明治四四年に文部省官制が改正され、新たに「図書局」を設置、同局の管掌事務中に「国語ノ調査ニ関スル事項」が掲げられ、同省官制中に、国語調査事項の取扱いが初めて明記された。大正五年以降、文部省普通学務局第三課が「国語調査ニ関スル事項」を扱うことになった。同課は「国語ニ関スル調査嘱託」として、保科孝一以下を採用し国語調査活動に着手していく。調査嘱託は「漢字整理案」ほか国語調査委員会のやりかたの仕事を受け継ぎ、あるいは独自に完成させ、国語調査委員会の欠を補う役割を果たしていた。

大正八年四月、文部次官の南弘が部内の公用文を口語体に改める『次官通牒』を出した。同年七月二十九日付けの官報には、中橋文相名の口語文体による文部省訓令が初めて掲載されている。口語体化された訓令は四件にとどまるが、それらは濁点、句読点を付したもので異例の公用文であった。これ以降民衆相手の掲示類の口語体化は急速に進んでいく。

大正一〇年六月二五日、官制により、「普通ニ使用スル国語ニ関スル事項ヲ調査ス」る「臨時国語調査会」が発足し、以降、国語調査は、この調査会を中心に展開されていく。

第二節 大正一〇年発足の臨時国語調査会は、文部省図書局第一課の国語調査室の管轄であった。この調査会の活動は、「常用漢字表」、「略字表」、「字体整理表」、「仮名遣改定案補則 当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方」、「漢語整理案」、「常用漢字表ノ修正」、「仮名遣改定案ノ修正」、「国号呼称統一案」の九件、大正一二

年から昭和九年に至る国語施策についての諸案で、その多くは大正年間に集中している。

この時代、当時の国語施策に対し強い発言力を持っていたのは、政府以上に新聞社や出版社といった報道機関であった。国語施策に対する影響も非常に大きなものであった。

調査会は、大正十一年一月に主査委員会を発足させ、常用漢字表の選定審議を行っていた。大正十一年一月、総会で「常用漢字表」可決、大正十二年五月告示、大正十二年五月簡略字体一五四字を示した、「略字表」の可決、公示された。なお略字は、後に発表された「字体整理案」の中で、標準字体との関係で包括的に処理されることになる。

「常用漢字表」の「凡例」の「本表ニナイ漢字ハ仮名デ書ク」と記載され、政府発表の漢字制限案として大いに影響を与えることが予想されるものであり、新聞・雑誌・出版業界の支持の動きが見られた。常用漢字の選定に当たっては、尋常小学校の各種教科書をはじめ各方面から材料を集めたものである。

新聞社ではこの案に基づく紙面整理を実行しようとしていたが、大正大震災のため実施を断念している。しかし、政府案とは別に各新聞社も常用漢字の選定案を発表している。

漢字字体の調査については、大正八年に発表された文部省の「漢字整理案」があったが、調査会は大正十五年「漢字整理案」を発表した。これは大正十二年の「常用漢字表」についてその字体を整理したものである。しかし、字体の整理は、新聞社などの活字メディアの協力がなければおぼつかないものであった。

調査会はその後も漢字についての審議を継続し、昭和五年に常用漢字表の修正案を発表したが、昭和六年のいわゆる満州事変の勃発は、中国の地名・人名が多く含まれる報道により、漢字制限の実施は事実上不可能になってしまった。

また、常用漢字表に関連して、大正一五年から昭和三年にかけて「漢語整理案」が合計一五回発表されている。この漢語整理案は、常用漢字の実行に伴い、漢字で書き表すことのできなくなる語の言い換えとして示されたものである。取り分け新聞社にとっては、漢字制限に伴い情報伝達が阻害されることは避けなければならず、したがって常用漢字表以外の漢字を使用しなくても紙面を構成できるような方策が必要であった。実際、新聞各社は常用漢字表に関連して紙面の漢字制限を発表したが、それとも連動して、例えば大阪毎日新聞社は大正一五年一月に「漢字制限に伴ふ新用語」として発表した漢語整理案である。これは、いたずらに難しい漢字を用いず、飽くまでも常用漢字表の範囲内で済ますためにはどうすべきかを示したものであった。

大正十三年一月に「仮名遣改定案」が可決されたが、この案には多くの反対論が出された。そのため、調査会は仮名遣い改定案として「国語仮名遣改定案」と「字音仮名遣改定案」の二部を発表した。両者に共通するのは現代の発音に準拠した仮名遣いであるという点である。

この改定案についても多くの批判が噴出し、最終的には帝国議会でも問題として取り上げられることとなり、岡田真澄文部大臣は、公文書や教科書には採用しない旨の答弁を行い、結果として仮名遣い改定案は試案にとどまった。

昭和六年、「仮名遣改定案ノ修正」が発表されると、反対論が再び噴出することになった。この改定案は「ぢ」「づ」の一部許容を含むもので、部分修正にとどまるものである。この修正案に対しての反対論が起こっている。

調査会では、国語施策の問題として初めて国号呼称を取り上げた。漢字表記の「日本」を「ニホン」「ニッポン」のどちらを正式な読みであるかについて決着の付けがたいものであった。この件について昭和九年三月、

「ニッポン」を正用とする案が示されたが、飽くまでも調査会試案にとどまった。

第三節 臨時ローマ字調査会は、「国語ノローマ字綴方ニ関スル事項ヲ調査」する目的で設置された。

周知の通り、日本には室町時代以来、様々なローマ字つづりがある。しかし、明治以降、一般的には、英語式つづりの、いわゆるヘボン式つづりと、日本式のつづりの二種類となった。それにもかかわらず、それぞれのつづり方を支持する人々の意見が全く相いれないものであり、これを統一することの不可能な状態が続いている。

また、明治初期から漢字廃止論としてのローマ字専用論や仮名専用論がにぎやかに行われてきている。ローマ字つづりの問題はこのローマ字専用論とも無関係ではない。

ヘボン式ローマ字つづりは、明治一七年、外山正一のローマ字論者の団結の呼び掛けに始まる。外山は、明治一八年に羅馬字会を設立し、つづり方を決定公表した。このつづり方（ヘボン式）は、明治一九年に刊行された、J・C・ヘボンの『和英語林集成』第三版の見出し語の表記に採用された。

日本式ローマ字つづりは、羅馬字会のローマ字つづりに不満を持っていた、田中館愛橘が明治一九年に羅馬字会の総会に提出した、ローマ字つづり方に始まる。このつづり方は総会で否決されたために、羅馬字会から離れ、羅馬字新誌社を設立し、自ら提案したローマ字つづり方の普及に乗り出した。このつづり方を田丸卓郎が日本式ローマ字と命名した。このつづり方は徳川時代以来使われてきたものでもある。なお、田中館らは、明治四二年に「日本のローマ字社」を設立している。

二つのつづり方がある中で、文部省は、明治三三年に羅馬字書方調査委員会（非官制）を設置しローマ字つづり方を定めたが、反対論が盛んになったため、実施に至らず廃止された。

その後、明治三八年に、大同団結を目指し、羅馬字会を前身とする「ローマ字ひろめ会」が設立されている。

ひろめ会は、明治四一年にヘボン式に若干の変更を加えたつづり方を標準のローマ字つづり方とした。これを標準式と呼ぶ。ひろめ会では、この標準式決定後も日本式つづり方による『Nipponsiki Rômazji』を機関誌『Romaji』の付録として創刊している。

大正三年に日本式ローマ字の運動実行団体「東京ローマ字会」が設立され、大正一〇年には改組して「日本ローマ字会」となった。一方、ヘボン式宣伝のために財団法人帝國ローマ字クラブが設立された。

また、臨時ローマ字調査会により訓令式ローマ字つづりが決定し、実施されるようになると、ローマ字ひろめ会を財政援助するために財団法人標準ローマ字会が設立された。

日本ローマ字会とローマ字ひろめ会の両陣営は、自分たちのローマ字つづり方が鉄道省や海軍省など公の機関に採用されるように、また現在の使用されているローマ字つづり方を変更するならば、しかるべき調査機関・調査会を設けて審議・決定するように関係大臣に申し入れていた。日本式・標準式（修正ヘボン式とも呼称される）の両陣営は、活発に働き掛けていた。また、昭和二年に標準式支持の嘉納治五郎らにより政府へのローマ字つづり方調査委員会設置の建議が提出された。

こうした中で、昭和五年一月に文相、田中隆三は、ローマ字つづり方統一のためのローマ字調査会設置の件で鎌田栄吉らと意見の交換をしている。ここでの意見により、昭和五年に臨時ローマ字調査会は設置された。

臨時ローマ字調査会の会長は文部大臣が務めた。初代会長は田中隆三である。臨時ローマ字調査会は、昭和五年一一月の設置から昭和一一年六月の廃止までに、総会を一四回、第一次主査委員会を一二回、第二次主査委員会を一〇回、第三次主査委員会を三回開催した。総会が開かれたのは、昭和五年一二月から昭和一一年六月までである。第一次主査委員会は昭和九年三月から同年七月までの約四か月の間に集中して開かれ、学術のないし専

門的な観点から調査審議し、第一一回総会(昭和一〇・一)に審議経過を報告した。この時、新村委員より「主査委員会に於て、尚為べき種々の問題が遺されて居る様に思はれるので、此等の問題に就き、引続き調査審議を進めては如何か」という提案があり、総会で採択された。これにより、第二次主査委員会が設置された。第二次主査委員会は、昭和一〇年五月から同年七月までの約二か月半の間に、主として日本におけるローマ字の習慣伝統及び外来語について調査審議を行い、第一二回総会(昭和一〇・二)において、阪谷芳郎委員から、これまでの調査研究を基礎として標準式と日本式の間で妥協案ができないものかとの發議があり、これが総会で認められ、第三次主査委員会が設置された。第三次主査委員会は、昭和十一年一月一七日から同月三十一日までの約二週間の間に小委員会を作つて決議案を作成した。三つの主査委員会は、それぞれ総会に委員長報告を提出している。

第一回総会の席上、文相は「官庁学校等に於けるローマ字用法統一には絶好の機会であるから、従来の行掛りや感情に囚はるゝことなく、大所高所より御考慮の上、円満なる解決を見るやう希望する」と諮問している。

第一次主査委員会では審議の結果、「日本式綴方は、理論的に一貫せるものと認む」という結論を出している。

第二次主査委員会では審議の結果、ローマ字つづりの種別の上では「総括的には何れとも判定し難い」とし、つづり方式の使用の上からは「明治時代に於ては、標準式が盛んであったが、日本式は近來に至つて盛に赴きつゝ、あるものと認める」とし、外来語については「外来語は成るべく原語によるをよしとする」とした。

第三次主査委員会では審議の結果、日本式を基礎としてこれに修正を加えることとしたとして、「ローマ字綴表」を提示した。このつづり方は第一四回総会(昭和一二・一)において原案通り可決された。

政府は、このつづり方(訓令式)を昭和一二年九月に内閣訓令として実施した。これは、つづり方を定めたもの

であつて、国語ローマ字文の書き方、分かち書きの仕方、符号の用い方の詳細について定めたものでもなく、国字改良自体を前提としたものでもなかった。また、実施後には再び賛否両論が起きている。また官庁等においては、訓令式に統一はしたが、簡単には処理できていない。

ローマ字問題は、漢字廃止論につながるものであるが、明治後半期以降においても、様々な廃止論もその批判論も生まれている。どちらが優勢かということについては、その時々に変化が現れるが、国字改良論として常に決着のつかない問題として存在する。

第四節 昭和九年一二月に公布された勅令「国語審議会令」に基づき、文部大臣諮問機関としての国語審議会が文部省内に設置された。この国語審議会はそれまで国語施策の調査機関であつた臨時国語調査会を更に拡大強化させたものである。

昭和一〇年三月、松田源治文部大臣は、官制国語審議会に対し、「国語ノ統制ニ関スル件」「漢字ノ調査ニ関スル件」「仮名遣ノ改定ニ関スル件」「文体ノ改善ニ関スル件」の四件を諮問した。これを受けて官制国語審議会では主査会や総会の議決を経て、終戦に至るまでの間に「漢字字体整理案」「標準漢字表」「新字音仮名遣表」「国語ノ横書ニ関スル件」の四件を答申している。

官制国語審議会で検討された項目は、漢字字体の整理、常用漢字の選定、仮名遣の調査、標準漢字表案、新字音仮名遣表、国語の横書きに関する件、漢語整理といったように極めて多岐に及ぶものの、「標準漢字表」「漢字字体整理案」は、国語施策としての実効性を欠くところが大きかった。しかしながら戦後の国語施策において極めて重要な位置を占める「当用漢字表」や「当用漢字字体表」も、この官制国語審議会における議案を基に逐次検討されていったわけであり、その意味において、特に漢字の取扱いを中心として、官制国語審議会は、戦後の

国語改革の準備期間として重要な位置を占めていた。

官制国語審議会の審議内容について、取り分け国語国字の整理統一が重要な国策として認識されていくようになった。例えば昭和一六年二月に「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」として、「国語・国字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ図ルハ、国民精神ノ作興上又国民教育ノ能率増進上、更ニ東亜ノ共通語トシテ醇正ナル日本語ノ普及上、現下極メテ喫緊ノ事ナリ」とし、「故ニ政府ハ之ヲ重要ナル国策トシテ左ノ申合ヲナス」としている。

官制国語調査会がまず最初に着手したのは、臨時国語調査会以来の懸案事項であった「常用漢字表」の見直しと、それに付随する漢字字体整理に関する調査であった。「漢字字体整理関係議案」に該当する「漢字ノ調査ニ関スル件」の審議について「漢字字体整理案」は主査委員会の議を経て昭和一三年七月の第三回総会に付議の上可決、文部大臣に答申された。これは、「漢字字体整理案」と「常用漢字表中字典体ヲ採用スル文字」から成り、さらに吉岡主査委員作成による「漢字字体整理案ノ説明」が付されている。この案は、昭和六年の常用漢字表の文字について字体を整理したもので、その特徴は、標準字体である第一種文字と許容字体である第二種文字を分けた点にある。「或ハ漢字ノ字数ヲ制限シ、或ハ字体ニ整理ヲ加ヘテ漢字ノ簡易化ヲ計ルコトハ、国民生活ノ能率増進ノ上ヨリ見テ、極メテ必要ナル事業ト云ハネバナライノデアリマス」としている。

次いで官制国語審議会は、昭和一三年二月から臨時国語調査会の「常用漢字表」の再検討に着手した。そこで「漢字に関する主査委員会」を設け、この審議に当たることとなった。主査委員会では一〇〇回に及ぶ審議の結果「標準漢字表」を作成し、昭和一七年三月の第五回総会に中間報告をした。その後、幾つかの修正を経て昭和一七年六月に「標準漢字表」、同簡易字体一四二字を全会一致で可決し、橋田邦彦文部大臣に答申した。しかし

ながら、一方においてこうした官制国語審議会答申は極めて問題であるとする主張が一般社会から寄せられた。こうした官制国語審議会の答申に対する反対論が高まりを見せるにつれて、文部省をはじめとする政府機関内でも慎重に対処せざるを得なかった。そこで文部省は、昭和一七年一二月に官制国語審議会答申を大幅に修正させた「標準漢字表」を発表し、「本表ハ概ネ義務教育ニ於テ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シタルモノナリ」と凡例に述べている。

官制国語審議会では仮名遣いや漢語整理、国語の横書きに関する検討も行った。しかしながら昭和一七年七月に総会において「新字音仮名遣表」と「国語ノ横書ニ関スル件」を議決答申したのみで、具体的な進展が図られることはなかった。特に「新字音仮名遣表」については昭和六年五月発表の「字音仮名遣修正案」を受けたもので、内容もそれほど変化していない。

国語施策の普及に関して文部省の所管事項を超える広範囲な内容に及ぶ場合は、内閣訓令や告示によって示されることが多かった。昭和六年一月の内閣訓令号外「資源ニ関スル標準用語ノ使用普及ニ関スル件」などはその典型的な例である。

また閣議申合せについては、昭和一六年二月の「国語国字ノ整理統一ニ関スル閣議申合事項」や、昭和一七年一二月の「標準漢字表ニ関スル閣議申合」などがある。他省庁の動きとしては、鉄道省、内務省警保局図書課、陸軍省を中心とした軍務機関、企画院、内閣情報局、司法機関などにも国語の簡易化と統一に関する動きが見られる。

なお、陸軍省をはじめとする軍務機関が管掌した国語施策は、主としていわゆる大東亜共栄圏下の各地で展開されていた日本語教育の現場において実施されていた。

昭和十五年一月に、文部省図書局に国語施策を主管する部署として国語課が設置された。昭和十五年以降国語課が担当した国語施策関係事項には、昭和十六年四月発表の「文部省ニオケル国語調査ノ経過」、昭和十七年二月発表の「標準漢字表」、昭和十八年一〇月刊行の「標準漢字便覧」などがある。

昭和十八年になると戦局の変化に対応して行政機構整備が実施されることになり、文部省では図書局が廃止され、国語施策は教学局が担当することとなった。教学課では、現代語の標準的発音の学習に供すべく昭和十九年三月に「発音符号」を発表し、八月には日本語教育振興会から刊行された。なお、発音符号には片仮名の字形が用いられた。こうした発音符号に関する言及がなされたことも、戦時下における日本語教育の普及と無関係ではなかった。それゆえに、官制国語審議会の時期における国語施策は、日本語の拡充という点において、いわば「言語政策」として把握されるものでもある。

第五節 国語施策と「国語」の教育とは本来不可分ではない。このことは戦後の「現代かなづかい」(昭和二一、内閣告示・訓令、「当用漢字表」(昭和二二、内閣告示・訓令)、「これからの敬語」(昭和二七、国語審議会建議)などの普及・徹底の結果を見れば明らかである。国語施策の普及と徹底を考えるに当たっては、国語科教育の果たす役割を評価することが必要である。

明治期の読本類と国語施策との関連を見るとすれば、仮名遣いと仮名字体、送り仮名、句読法などを挙げることでできよう。仮名遣いや仮名字体については、明治初期の教科書にある程度の姿を認めることができるが、送り仮名や句読法は明治二〇年の『尋常小学読本』あたりから現代のものに近くなってくるようである。句読法については、「句読法案・分別書き方案」(明治三九、文部大臣官房圖書課制定)が国定教科書編集の標準として用いられるようになるまでは、教科書ごとに大差はないとしても、まちまちの状態が続いたと見るべきであろう。

標準語の制定と普及については、各期の国定読本編纂趣意書に明らかとなり、各期ごとに進められていくことになる。しかし、国語施策としては大正五年の国語調査委員会編『口語法』に標準語についての記載が見られるのみである。各期の国定読本によって標準語の体裁が整えられつつあったと言うべきであろう。

第一期以降の教科書は、まず標準語の普及徹底を担っていたと言うことができる。教材としては、第五期まで文語教材を含むが、口語教材は東京語を標準語として位置付けるものとして存在する。その後の第四期国定読本や第五期国定国語教科書、第六期国定国語教科書にも引き継がれて今日に至っている。

明治初年以降、おおよびには歴史的仮名遣いが採用されていたとしても、規範性が確保されない限り一般への普及は難しい。明治政府が歴史的仮名遣いを採用したことにより、公文書に限らず出版等においても規範として受け入れることが始まった。その具体的根拠と普及への手段の一つが国語教科書への採用であろう。

明治五年の『単語篇』における「いろは図」は、現行の平仮名字体とほぼ同様であり、五十音図の片仮名字体も現行のものと同じである。しかし『小学綴字書』『小学教授書』『小学読本』の三書には平仮名、片仮名ともにわずかに異体字を交えている。これが明治三三年の「小学校令施行規則」になると、仮名の異体字を採用せず、現行の仮名字体と同様になる。このため第一期の国定読本においては異体の仮名を使用していないが、明治四一年には、「小学校令施行規則」が改正され、第一六条が付表とともに削除されることになる。この結果、第二期国定読本には仮名の異体字が幾らか見られるが、第三期以降の国定読本からは仮名の異体字のすべてが姿を消すことになる。

また、明治二・三〇年ごろの国定教科書以前の主要な検定教科書にも分別書きの実際が見られる。分別書きについては、明治三十九年に文部省官房図書課により『分別書き方案』が『句読法案』とともに発表された。その緒

言によると、「本書ニ載スル句読法案及ヒ分別書キ方案ハ現行ノ国定教科書修正ノ場合ニ則ルヘキ標準トナスヲ目的トシ」と記されている。これは、国語施策を審議調査する機関によって定められたものではないが、これも広く国語施策と考えれば、教科書によりまちまちであったものが統一されることになる。しかし、実際には、明治四三年の第二期国定読本から適用される。

明治三十三年に「小学校令」及び「小学校令施行規則」が改正された。「国語」の教育と国語施策とが大きなかわりを見せるのは、この「小学校令施行規則」である。施行規則の第十六条並びに第一号表から第三号表までがそのものである。第十六条には、「小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体ハ第一号表ニ、字音仮名遣ハ第二号表下欄ニヨリ又漢字ハ成ルヘク其ノ数ヲ節減シテ応用広キモノヲ選フヘシ」「尋常小学校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三号表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ」と記されている。

ところで、編纂趣意書によると、第一期国定読本では五〇〇字、第二期国定読本では一三六〇字、第三期国定読本では一三四八字であるという。施行規則の第三号表と比べたとき、第一期国定教科書はかなり少ない漢字によっているが、第二期国定教科書や第三期国定教科書はかなり多くの漢字を使用していることになる。

各期国定教科書新出漢字数一覧によって、国語施策との関連を見るならば、少なくとも漢字数としては、教科書の方がはるかに制限色の強いことが分かる。

昭和二四年以降の国語の教科書は、「当用漢字表」、「当用漢字別表」、「当用漢字音訓表」、「現代かなづかい」によることが明示され、送り仮名については当時の国定教科書における用例によることが明らかにされている。

第四章は、一一節から成る。「国語改革の実行―当用漢字・現代かなづかいの時代―」として、従来からの官

制による国語審議会と昭和二四年一月に第一回総会を開いた改組された国語審議会の、主として、第一期から第七期までの活動を中心に取り上げる。昭和二一年ごろから昭和四一年ごろまでである。なお、「国語審議会令」に基づき、建議機関として改組された国語審議会、昭和三七年四月に再び改組され諮問機関としての国語審議会は、例えば第一期国語審議会などと称する。本書でもこれにならって表記してある。

また、昭和二四年に官制を廃止し建議機関としての国語審議会に改組され、昭和三七年には再び改組し、諮問機関として再改組された。

官制による国語審議会及び政令による国語審議会（昭和二四・六・平成二三・一）は、「現代かなづかい」「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字別表」「当用漢字字体表」を答申、「中国地名・人名の書き方の表」「人名漢字に関する建議」「公用文改善の趣旨徹底について」「これからの敬語」「ローマ字のつづり方の単一化について」「法令用語改善について」「話しことばの改善について」「送りがなのつけ方」を建議、「国語問題要領」「外来語の表記について」「国語の改善について」など数々の報告をしている。いわゆる「戦後」の国語施策の数々が行われ、実施された時期である。

「現代かなづかい」「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字別表」「当用漢字字体表」などは、その後長く、国語表記の規準として用いられた。

第一節 昭和二〇年一月に開催された第八回国語審議会（改組前）総会において、文部大臣はそのあいさつの中で、漢字制限による文字改革について審議することを委託している。これを受けて、第八回総会で「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」の設置を決定し、これにより、標準漢字表（昭和二七・六・一七、国語審議会答申。常用

漢字・一三四字、準常用漢字・一三二〇字、特別漢字・七四字 計・二五二八字の再検討という形で新しい漢字表の作成に関する審議が始まることとなった。

漢字主査委員会は、昭和二〇年二月一七日から昭和二十一年四月九日までの間に一四回開催され、審議を行った。

第一〇回総会では、常用漢字表について意見、質疑が多く出され、結局採択には至らず、漢字表について審議する新しい小委員会を設置し、そこで引き続き審議を行うことになった。

新委員会は昭和二十一年六月四日から同年一〇月一六日までの間に二三回開催された。

漢字表に関する主査委員会で取りまとめた当用漢字表案は、第一二回総会に報告された。総会での審議の結果、「当用漢字表」は満場一致で可決され、文部大臣に答申された。政府は、この答申を受けて、「当用漢字表」を昭和二十一年一月一六日に内閣告示・訓令により実施した。

この「当用漢字表」は、「法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものであり、学校教育、特に義務教育には適用されない。義務教育用には後の「当用漢字別表」を待つことになる。また「この表は、今日の国民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである」とある。これは、後の「当用漢字表」に対する反対・批判の根拠の一つとなっている。

「使用上の注意事項」八か条も官庁、教育、一般社会の用語・用字に影響を与えたが、特に「イ この表の漢字で書きあらわせないことは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする」により言い換え、書換えが行われた。

「当用漢字表」は官庁（法令・公用文書）及び教育（教科書）ではよく実行され、新聞でも比較的よく実行されてき

た。雑誌については、その扱う分野によっては必ずしも実行されてきたとは言えないようである。一般社会では「当用漢字表」で教育を受けてきた世代が増えるにつれて受け入れられてきた。しかし、一方で漢字の制限という点、将来漢字の全廃につながるという点、字数が少ないという点、字種の選定が不適切という点、適用する範囲が不適切という点等から「当用漢字表」に対する反対や批判が多く見られた。

国語審議会は、仮名遣いの改定についても諮問されていた。「かなづかい主査委員会」の委員が指名され、仮名遣いの改定に関する審議が始まった。昭和二十一年六月から同年九月までに一二回の委員会が開催され、審議を行い、「現代かなづかい」を取りまとめた。この取りまとめに当たっては、特に「仮名遣改訂案」が参考にされており、これに基づいて「現代かなづかい」が成り立っていると言うことができる。

「大体現代語音に基いて現代語をかなで書きあらわす場合の準則を示したもの」として、仮名遣い整理の根本方針を定めた。一一回の審議の結果、昭和二十一年九月の第一一回総会に報告された。総会での質疑応答のあと、採決の結果、賛成多数で採択され、文部大臣に答申した。

この答申を受けて、政府は昭和二十一年一月一六日に内閣告示・訓令により「当用漢字表」とともに「現代かなづかい」を実施した。

「現代かなづかい」は官庁、新聞、教育現場、社会一般に広く行われ、定着していった。しかし、「現代かなづかい」に対して、歴史的仮名遣いを下敷きにしているために、表記習慣上の混乱、古典との断絶などが生じたこと、歴史的仮名遣いを知らない世代には分かりにくいこと、規則の中に歴史的仮名遣いが残存していること、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分けが難しいこと、規則の立て方が複雑で煩雑であることなどの批判が、内閣告示・訓令後の、比較的早い時期から出されていた。

第二節 漢字に関する主査委員会の第二三回委員会（昭二・一〇・一六）で、当用漢字に関する音訓整理を引き続き同じ委員で行うこととしたのを受け、国語審議会は音訓整理主査委員会を設置して当用漢字の音訓の選定に着手した。委員会は昭和二十一年二月から昭和二十二年九月までの間に二九回開催された。

第一三回国語審議会総会で、主査委員会での「当用漢字音訓表（案）」の審議結果の報告後、質疑応答、意見交換の後、議決され、文部大臣に答申された。この答申を受けて、政府は「当用漢字音訓表」を昭和二十二年二月一六日に内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字音訓表」も「当用漢字表」とともに官庁（法令・公文書、教育（教科書）の分野ではよく実行されてきた。新聞でも比較的よく実行されてきた。一般社会に比較的よく受け入れられた。しかし、一方では、必要な訓がない（例えば「魚」に「さかな」の訓が認められていない）、いわゆる熟字訓（今日）を「きょう」と訓む）が認められていないことなどに対する批判が根強くあった。

第一三回総会において、当用漢字の字体についての検討を始めることになった。

それより先、国語審議会とは別に文部省教科書局内に「活字字体の整理に関する協議会」が設けられた。協議会の設立の趣旨は、「活字の字体を整理統一する具体案を求め、教科書に用いるものを統一するだけではなく、一般社会において用いられるものもこれにならうようにすすめて文字教育の効果をあげ、教育上の負担を軽くしようとするものである」とした。協議会は、昭和二十二年一〇月に「活字字体整理案」を作成し、国語審議会に答申し、協議会と国語審議会との連名で同年十二月にこの案についての意見を広く問うた。

「活字字体整理案」を受けた国語審議会は、字体整理に関する主査委員会を設置し、この整理案等を原案として当用漢字の字体に関する審議を開始した。

字体に関する主査委員会は、昭和二十二年一月から二十三年五月までに一六回開催され、審議を重ねて、「当用漢字字体表」の原案を作成し、昭和二十三年六月一日に開催された第一四回国語審議会総会に提案した。

「当用漢字字体表」は、昭和二十三年六月一日開催の第一四回国語審議会総会に報告され、意見交換、質疑応答の後、議決され、文部大臣に答申された。政府は、この答申を受けて、「当用漢字字体表」を昭和二十四年四月二十八日に内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字字体表」は新聞、官庁、教育、一般社会において受け入れられ、実行された。しかし、一方で「藝」の簡易字体を「芸」とした例のように、本来別字であるものを簡易字体として採用したことに対する根強い批判・反対もある。また、「この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」が十分に浸透しなかった、あるいは理解されなかったために教育界において書き取りの指導の場面などで活字と筆写の伝統・習慣の違いを混同するなどの混乱も生じた。

さらに、新聞の活版関係者から「当用漢字字体表の発表が、丸ペン書きで文字の骨組みのみを示したものであり、かつ当時の印刷が不鮮明であったため、これを明朝体活字にする際、種々解釈の相違や設計上の異同が起り、同一文字に対し、相当ことなつた字体が現用されるに至っている」との批判が出された。

国語審議会は、昭和二十二年一〇月に義務教育の期間に学習させる漢字を選定する義務教育用漢字主査委員会を設置した。委員会は昭和二十二年一〇月から昭和二十二年八月までに三三回開催されている。

義務教育用漢字表は、当用漢字の中から、特に基本的であると認められる漢字を選び、義務教育の九年間に教えらるべき漢字の範囲を明示したものである。

この義務教育用漢字表は「当用漢字別表」として、昭和二年九月二十九日開催の総会に提案され、質疑応答、意見交換の後、異議ないものとして議決され、文部大臣に答申された。政府はこれを受けて、「当用漢字別表」を昭和二年二月一六日に、「当用漢字音訓表」とともに内閣告示・訓令により実施した。

「当用漢字別表」は教育・教科書に受け入れられ、尊守された。一方で、義務教育で教えるべき基本語彙も十分に調査・研究されない中での決定であり、「義務教育の期間に、読み書きともにできるように指導すべき漢字」であるのかといった批判もあった。

朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞社・共同通信社・放送協会の五社は、「かな書き中国地名人名一覽」を昭和二年九月に決定した。その後、これについて国語審議会で審議することになり、「中国の地名・人名の書き方に関する主査委員会」が設置された。

主査委員会は昭和二年一月から昭和四年二月までに九回開催された。五社案を原案として審議・検討した結果、昭和四年二月に開催された第一五回国語審議会総会に提案され、審議・検討された。審議の結果、中国の地名・人名は、「かな書きにする」こと、「かな書き（にする場合）は、現代中国標準音に基づく」ことの二点が決定した。

第一五回総会の決議に基づいて「外国（中国）の地名・人名の書きかたに関する主査委員会」が設置された。委員会は、昭和四年三月から四月までの間に六回開催された。委員会では中国音をどう仮名書きするのが良いのかという論議を重ねて、「主として民国以後のものに適用する」「中国音を基準にするのは、中国名の地名人名だけに適用し、辺境のモウコ系その他の地名などには適用しない」ことなどを決定した。以上の検討結果を基に「中国地名・人名の書き方の表」を取りまとめ、第一七回総会（昭和四年・七・三〇）に報告した。審議の結果、原

案通りに議決され、文部大臣に建議された。

この建議を受けた政府は、これを何らかの形で実施に移すということはしていない。

第三節 昭和二年四月一七日に内閣から憲法改正草案が発表された。この草案は、その後の法令・公用文における表記の在り方を決定付けるものとなった。すなわち、草案が発表された翌日の一八日には、次のような「各官庁における文書の文体等に関する件」が次官会議で決定された。すなわち、「今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。但し、法令については当分の間、従来のとおりとすること。」というものであった。

昭和二年二月から同年四月にかけて、三種の憲法草案が作成された。相互に内容上の差異はほとんどない。マッカーサー草案（外務省による仮訳）、憲法改正草案要綱、憲法改正草案（要綱を条文化した政府案）の三種である。

マッカーサー草案を仮訳したものは、戦前の典型的な法令文スタイル（文語体）であり、句点も濁点も付されていない。憲法改正草案要綱は、句点と濁点を付しており、平易な文語体の、読みやすくなった文章である。憲法改正草案は、憲法改正草案要綱を条文化し、口語体の文章としたものである。当然、句読点や濁点は付されている。現行の日本国憲法と同文のものである。

文語体の典型的な法令文スタイルから、漢字平仮名交じりの口語体のスタイルへの変換は、憲法の条文化の作業から始まったことになる。確かに「ひらがな口語体」することによって、少しでも翻訳調が薄れると思ったからである」という要素があったとはいえ、それまでに積み重ねられた多くの人々の努力によって実現されたものであることは銘記されなければならない。

我が国の国語国字問題を解決するために、専門の調査研究機関が必要であるという主張は、明治以来繰り返し唱えられてきたが、なかなか実現には至らなかった。そのような状況の中で、国立国語研究所の設置に直接つながる動きとして、大きな意味を持ったのが、昭和二十一年九月二十七日の国語審議会第一一回総会において、「現代かなづかい」案が賛成多数で可決されたと、委員の一人である、山本有三から「国語研究の国家機関をつくることを文部省に建議したい」という提案があり、「大規模の国語研究機関設置の希望」を「現代かなづかい」の議決答申に伴う附帯決議として、国語審議会から文部大臣に建議することが決められたことであつた。この建議を契機に、国立国語研究所設立に向けた動きが本格化する。

昭和二十二年二月一九日には第九二回議會（最後の貴族院）において、田中館愛橘の質問に対して、文部大臣田中耕太郎は国語国字問題の常設的調査機関を設ける必要がある旨の答弁を行い、同年七月二十九日には「国字国語問題の解決についての請願」が衆参両議院に提出されるなどして、国立国語研究所設置法案が、昭和二十三年一月一三日の閣議決定を経て、国会に提出、同年一月二十六日には法案が可決されて、同年二月二〇日に正式に設置された。

第四節 昭和二十二年三月に來日した第一次教育使節団から提出された、第一次使節団報告書では、第一章「教育の目的」の次に「国語改革」を置き、ローマ字の採用など、六項目を勧告した。第二次教育使節団報告書では、「現在の改革は、仮名や漢字文の簡易化に終わろうとしており、国語自体を真に簡易化すること、合理化することには触れないままである」とし、「一つのローマ字方式が最もたやすく一般に用いられる手段を研究すること」「小学校の正規の教育課程の中にローマ字教育を加えること」などを勧告している。

この第二次教育使節団に提出した文部省の「日本における教育改革の進展」では、

ローマ字を第一義的な国字とすべきか否かは、にわかに決定すべきではない。しかしながら、ローマ字によつて国語を書き表わす能力を、国民一般に体得させることは、…中略…充分な教育的意義を持つことである。

としている。

ローマ字教育に関して言えば、昭和二十二年四月公表の米国教育使節団報告書のローマ字採用勧告、六月の文部省によるローマ字教育対策懇談会の設置、ローマ字教育協議会の設置、昭和二十二年二月の「ローマ字教育の指針」（昭和二五、改訂）発表、「国民学校におけるローマ字教育実施要綱」発表（国民学校は同年四月より小学校、新制中学校。）があつた。

「ローマ字教育の指針」には、「その眼目は国語教育の徹底・充実ということに求められるべきである」と記されている。

昭和二十二年四月から義務教育にローマ字教育が導入されることになった。

教科書は文部省編集のものを使用することを原則とし、ローマ字教科書編集委員が委嘱された。その第一冊は昭和二十三年七月に刊行された。教科書検定制度は昭和二十三年度に実施され、翌二十四年度から検定教科書を採用してよいことになった。ローマ字教科書は訓令式（日本式）とヘボン（標準）式の二通りのつづり方で、小学校用（第三学年）第四・五・六学年を通じて一冊、新制中学校第一・二・三学年を通じて一冊を発行するとしていた。

昭和二十一年六月二十九日には、ローマ字教育協議会が設置された。同協議会は同年一〇月二十二日に「ローマ字教育を行ふについての意見」をまとめた。文部省教育研修所は、昭和二十三年及び昭和二十六年から三か年のローマ字教育実験学級を実施したが、これをピークにローマ字教育は下火になった。

国語審議会は、第八回総会（昭和二五・一〇）において、第二次教育使節団の勧告内容を審議事項として取り上げることと決めるとともに、その勧告に基づいて問題点を検討するための部会を設置した。ローマ字教育部会では、ローマ字教育を一般的な立場で取り上げ、審議することとした。ローマ字教育部会は、昭和二五年十一月から昭和二七年三月までに一六回の部会を開催した。また、起草委員会を昭和二六年一〇月と同年十二月の二回開催した。ローマ字教育部会では、第二次教育使節団の四つの勧告内容の中でも、特に第二項が最も重要であることを認め、「国語科における必修科目としてローマ字を含む」ということが妥当であることを確認した。また、この時もローマ字教育は三学年からの学習とした。

文部省は、昭和二二年二月にローマ字調査委員会準備会を設置し、文部省が各職域団体代表者に対して「識者の御意見・御研究などを十分に考慮検討して、ローマ字による国語の書きあらわし方ならびにローマ字教育に関する調査・研究につき遺憾なきを期したい」として候補者を募り選考した。同調査委員会準備会は、昭和二三年一月に「本準備委員会は、ローマ字問題の重要性に鑑み、本問題に関する構成にして権威ある委員会を構成するための案を得ることに努めてきたが、ここに結論を得た。については本準備委員会の意見を基礎としてローマ字調査委員会が速やかに設置され、中正妥当な結論が得られるように希望する」との決議をした。これを受けたのがローマ字調査会である。

ローマ字調査会は、昭和二三年一〇月、大臣裁定され、つづり方に関する主査委員会とローマ字教育に関する主査委員会を設けた。翌二四年六月には、ローマ字調査審議会となったが、翌二五年四月に国語審議会に吸収され、そこではつづり方、分かち書き、ローマ字書きの三部会に分けて審議された。国語審議会のつづり方部会では「一つの方式にまとめること」で意見の一致を見たが、この歴史的課題は実現できなかった。解決は国語審議

会のローマ字調査分科審議会に持ち越されることとなった。国語審議会は、昭和二八年三月の最後の総会で訓令式を第一表とし、ヘボン式を第二表とすることを決議し、文部大臣に建議した。

ローマ字調査会（昭和二三・一〇～二四・五）のつづり字部会・教育部会の審議事項は、ローマ字調査審議会（昭和二四・六～二五・四）に引き継がれた。ローマ字調査審議会に分かち書き部会が設けられた。しかし、このローマ字調査審議会も審議会の整理統合という政府方針の下、国語審議会に吸収された。

ローマ字調査会は、第一次使節団報告書の「国字ローマ字採用」勧告を受けて設置された。設置理由は公正な機関を設けてローマ字に関する諸種の問題について調査・審議する必要があるからである。

ローマ字調査審議会は、昭和二四年七月に政令（政令第二五六号）で設置され、三つの部会を設けた。前述のごとく、つづり部会と教育部会は、それぞれローマ字調査会から引き継いだのであって、第一回から新たに発足したものではない。つまりローマ字調査会のつづり方に関する主査委員会の第七回、ローマ字教育に関する主査委員会の第一六回までを受けて、審議継続した。分かち書き部会は遅く設置されたが、こちらの方は、時間の関係上一回も開かれなかった。

昭和二三年八月に、CIE教育課は、日本側と協力して、日本人の「読み書き能力」、リテラシー調査を実施した。CIE主体による占領以来の国語改革は、この調査結果の英文報告作成に関しての昭和二六年二月二三日の「週間報告」において、「課の現状と予想される日本占領の存続期間からして、本計画の業務再開は無理である」との判断で、課の計画からこの問題を外したのを最後に終了した。

米国においては、日本の漢字の難しさ、日本人の識字力について関心があった。アメリカ側の予測では、日本人の漢字についての読み書き能力が極めて低いというものであった。また知識層と庶民層との間には非常に大き

なギャップがあると考えていたようである。これを改善しなければ、民主主義は育たないと考え、国字改良の緊急性を意識したものと考えられる。この裏付けのために能力調査の実施は必要不可欠のものであった。しかし調査の結果は、CIE側の予想を覆すものであった。それは、日本人の識字率の高さを認め、抜本的な日本語改革の必要性を認めさせないものであった。

なお、本調査の目的は、現行表記の効率性つまり意思疎通の手段として有用であるかを決定することにあつた。

第五節 昭和九年二月二二日付、勅令第三三一号により発足した官制の国語審議会は、太平洋戦争後もそのまま継続された。

昭和二十四年五月には、国語審議会官制（昭和九、勅令第三三二号）が廃止され、以後、国語審議会は、法律・政令に基づくこととなる。また、昭和二十四年七月に公布された国語審議会令（政令第二五三号）とローマ字調査審議会令（政令第三五六号）とがあつたが、翌昭和二十五年、この二つの審議会を統合し、改めて四月一七日付をもって国語審議会令（政令第八五号）が公布された。ここに国語審議会は、文部大臣の諮問に応じて国語の改善に関する事項など国語審議会令に事項を調査審議し、必要と認める事項を建議するということになり、国語審議会の改組が確定した。なお、これは昭和三十七年四月二七日、政令一六八号をもって改正されるまで続く。

改組された第一期国語審議会（昭和二六・六・二七・四）では、国語白書作成部会において、国語審議会の性格と方針を明確にするとともに、国語の現状と国語における問題となるべき点がどこにあるかを客観的に見渡すことを目的として検討を進めた。その結果をまとめ、文部大臣に報告したものが「国語問題要領」（報告、昭和二五・六・一二）である。

なお、この期の国語審議会の組織編成は、国語白書作成・漢字・話しことば・敬語・公用文法律用語の五部会である。そして、昭和二五年四月からはローマ字調査審議会との合併による国語審議会となり、国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設置し、この下にローマ字のつづり方・分ち書きの二部会が設けられている。

第六節 昭和二十二年四月一七日に内閣から、口語体・漢字平仮名交じり文で書かれた憲法改正草案（以下、草案という。）が発表され、その翌日の一八日に次官会議で決定された「各官庁における文書の文体等に関する件」で、「今後各官庁における文書及び新たに制定（全文改正を含む。）する法令の文体・用語・用字・句読点等は、今回発表された憲法改正草案の例にならうこととし、できるだけその平易化につとめること。但し、法令については当分の間、従来のとおりとすること。」が決まった。

同日、文部省では省内関係官を集めて第一回「文部省用語改良打合せ」が開かれている。これは「文部省関係公文書、法令等ノ用字、用語ノ平易化ニ関スル件」を協議するためであった。この打合会は、第二回からは「官庁用語改良打合せ」と名称を変え、さらに、第四回からは広く各省からの関係官も加わって第六回まで開催された。打合せでの検討によって「官庁用語を平易にする標準」が作成され、同年六月一七日の次官会議において「官庁用語を平易にする標準に関する件」として、その実行が申し合わされた。

こうして「法令・公用文の改善事業」が進められ、法令・公用文における、口語体による、漢字平仮名交じり文のスタイルが定着することになる。

次官会議の申合せの一月後の七月一七日には、文部省で第一回官庁用語便覧編修協議会（その後、「公文用語の手びき」編修協議会」と名称変更）が開かれた。協議会は、一二回にわたって開かれ、次官会議の申合せ事項として作成することになっていた「官庁用語便覧」（仮称）に当たる「公文用語の手びき」がまとめられた。昭和二二

年一〇月一五日に、文部省において内閣及び各省関係官の出席を得て、「公文用語の手びき」の補修を目的とする「公文用語改善協議会」が開かれた。以後、昭和三年三月二六日開催の第八回公文用語改善協議会まで検討が続けられ、「改編公文用語の手びき」がまとめられた。そして、「公文の改善」「公文作成の要領」と改訂され、今なお必要に応じて修正を加えてきている。必要の都度、修正を加えた「公文作成の要領」は、今日の公文作成におけるよりどころとなっている。

公文の改善に関する種々の取決めは、法令にも適用されることになっていた。昭和二年二月九日の申合せにも「内閣および各省において、法令のほか各種の公文を作成するにあたって、これからはなるべく「公文用語の手びき」によること」とある。また、昭和四年の「公文の改善」及び昭和六年の「公文作成の要領」にも、「法令の用語用字について」という項目が立てられている。

しかし、法令については、一般の公文とは異なつて法令用語にかかわる問題が存在していた。このため、第一期国語審議会（昭和二四・六・二七・四）の「公文法律用語部会」（中村宗雄部会長）でも、法令用語を早急に改善する必要を認めてこの問題に取り組むこととなり、「法令の用語用字の改善について」という建議案をまとめた。これは、昭和五年一〇月、国語審議会総会において採択され、十一月には文部大臣及び法務総裁に建議された。その後も、第二期国語審議会の「法律公文部会」においても、法令の持つ社会的な意義とその影響の大きさを考え、法令用語の問題を引き続き取り上げ、二〇回にわたる審議を経て、昭和九年三月に国語審議会総会で採択されたのが、「法令用語改善について」である。この決議はその日のうちに、内閣総理大臣に「法令用語改正例」を添えて建議された。内閣法制局では、この改正例を検討し、一部修正して「法令用語改正要領」を作成した。この要領は、同年一月に法制局長から「法令用語改善の実施要領」の通知とともに、各省庁に配布

されている。常用漢字表の制定により一部改正されたが、現在でも法令はこれに基づいて作成されている。

第七節 昭和二一年に「当用漢字表」が実施された。その「まえがき」では、「固有名詞については、法規上その他の関係するところが大きいので、別に考えることとした」と書かれている。しかし、実際には「これから新しくつける子女の名まえや、官庁・会社等の名称は、なるべくこの表によられることが望ましい」という当局談が出てくる。この趣旨を受けて、当時の法務府（現在の法務省）は、昭和二年の「戸籍法」（昭和二三・一二・二三、法律第三四号）及び「戸籍法施行規則」で、子の名に用いる文字の範囲を「当用漢字表に掲げる漢字」「片かな又は平かな（変体がなを除く。）」と定めた。

人名に用いることのできる漢字がこのように制限されていることに対して不満が生じ、制限の是非をめぐる社会的な関心が高まってきた。こうした社会の動きを背景として、昭和二六年二月一六日、衆議院の法務委員会は「戸籍法改正に関する小委員会」を設置して人名漢字問題の検討に当たることを決め、国語審議会もこの間の経緯について、昭和二六年三月の総会で原国語課長から「名づけ文字に関する問題経過報告」を受けている。報告の中で「法務委員会がどの案に決めるとしても、直接当用漢字につながる問題だから、国語審議会が人名漢字表について早急に審議していただきたい」と述べられている。国語審議会はその報告を受けて、同日の総会において固有名詞部会を設置して人名漢字の問題を検討することを決めた。固有名詞部会は昭和二六年三月、第一回部会を開き、同年五月、第八回部会を開いて、人名用漢字として九二字の漢字表をまとめた。この間、国語審議会の総会が四月、五月と二回開かれている。この二回の総会において、固有名詞部会から審議経過が報告され、五月一四日の総会で同部会のまとめた漢字表が議決された。これを受けて、同日、法務総裁及び文部大臣に対し、人名漢字に関する建議が行われた。なお、昭和二六年五月二五日に国語審議会がまとめた九二字の漢字表は「人

名用漢字別表」として、内閣告示・訓令によって制定公布された。

人名用漢字別表をまとめた固有有名詞部会は、第二期国語審議会においても、前期に続き、固有有名詞の書き表し方に関する問題点を整理し、それぞれの問題点について検討を行うこととなった。この第二期の間に五回の部会を開催しているが、第一回と第二回は固有有名詞部会の単独、第三回から第五回までは法律公用文部会との合同で開催している。

地名表記をする上での指針については、法令・公用文の改善事業でも取り上げられ、「公用文の改善」（昭和二四・三）では、「四 地名の書き表わし方について」として、規準を示している。この部分は「公用文作成の要領」（昭和二六・一〇）にもそのまま引き継がれている。

国語審議会の「人名漢字に関する声明書」（昭和二六・五）のなかで、「地名・人名の表記については、さらに一歩を進めて、かながきにすることが最も適当であるという提唱も、つとに行われている」と述べている。固有有名詞部会でも単独で、若しくは法律公用文部会との合同部会において地名の表記についての検討を行い、昭和二八年一〇月の国語審議会総会に建議案「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表わし方について」を提出した。同案は総会において可決され内閣総理大臣に建議された。

その後、第五期国語審議会第一部会で「当用漢字補正資料の取扱い、固有有名詞の書き方、改正刑法の用語・用字等の問題」を取り上げて審議し、昭和三六年三月の第四二回総会で「地名・人名のかな書きについて」として報告している。

第八節 昭和二四年、ローマ字調査審議会が設けられた。その後、国語審議会の中に統合され、昭和二五年から国語審議会の調査審議し、建議する事項の一つ「ローマ字に関する事項」として位置付けられ、ローマ字調査分

科審議会が設けられた。しかし、昭和三七年国語審議会令の改正により、ローマ字調査分科審議会は廃止され、ローマ字に関する事項は国語審議会の調査審議事項に含められた。

昭和二五年四月、国語審議会はローマ字調査審議会と合併し、国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設置してローマ字に関する事項を継承した。そして、この第一期国語審議会における第六回総会（昭和二五・五）においてローマ字調査分科審議会に属する部会として、ローマ字のつづり方・分ち書きの二部会が設けられた。また、第八回総会（昭和二五・一〇）においては国語審議会の一部会としてローマ字教育部会が設けられた。

ローマ字のつづり方部会では、ローマ字のつづり方に関する審議が続けたが、審議そのものは第二期国語審議会に引き継がれた。

ローマ字調査分科審議会に属する全員をもって、つづり方に関する審議に当たった結果、第八回分科会（昭和二八・二）において原案どおり可決され、第九回分科会（昭和二八・二）において、分科会長から国語審議会議長に対し報告、第一八回総会（昭和二八・三）に提出し可決された。これにより同日、文部大臣にあて国語審議会議長から「ローマ字つづり方の単一化について（建議）」を提出した。これを基に昭和二九年十二月、「ローマ字のつづり方」（内閣告示・訓令）が公布された。

第一期国語審議会でのローマ字調査分科審議会、分ち書き部会の第一六回部会において審議の結果である、「ローマ字文の分ち書きのしかた」を取りまとめ、これを第一三回総会に提出した。しかし、成案とは成らずに以降第三期国語審議会から第五期国語審議会までのローマ字調査分科審議会において審議が続けられたが、案としてまとめるには至っていない。

第一期国語審議会に設けられたローマ字教育部会は、国語審議会の一部会とされた。第一期国語審議会第八回

総会（昭和二五・二〇）において、第二次訪日アメリカ教育使節団の報告内容を、「国語教育におけるローマ字の取扱について」として審議することになった。審議の結果を今期最終総会（第一四回総会）に報告した。引き続き第二期国語審議会でのローマ字調査分科審議会教育部会において審議し、最終総会（第二〇回総会）に「ローマ字教育」として報告した。第三期国語審議会では、最終の第三二回総会に審議の結果「国語教育におけるローマ字教育について」を報告し、総会で可決され、同日付で文部大臣に報告された。

第四期国語審議会でのローマ字調査分科審議会は主として分ち書きにつき調査し審議している。教育に関しては、教育課程審議会での審議とのかかわりが生じた。審議の結果は、第三六回総会に報告されている。なお、続く第五期国語審議会でのローマ字調査分科会は、ローマ字文の分ち書きの仕方についての調査審議している。第六期国語審議会においても、調査審議の事項として、「ローマ字に関する事項」を継承したが、ローマ字については、今期設置された部会のうち第一部会、及び総会の中でのローマ字についての意見として触れられている。なお、ローマ字調査分科審議会は今期をもって廃止された。

ローマ字教育については、昭和二〇年代から昭和三〇年代にかけて文部省調査局が国立教育研究所や国立国語研究所との協力の下でローマ字教育実験調査研究会を設け調査研究を行った。全国の小学校から実験学級を選び、国語教育の一環として行われているローマ字文の学習指導の効果を調査して、ローマ字教育上の種々の問題点を発見するとともに、調査の結果を分析・評価してローマ字教育に関する基礎的な資料を得る目的によるものである。

第九節 国語審議会の第一期から第七期までに行った審議とその成果のうち、話し言葉・書き言葉の両領域でその改善や標準化を追求しようとしたものを概観する。

昭和二四年の改組後、国語審議会は国語の実情と問題を明確化するため、「国語問題要領」を作成し、翌二五年六月に文部大臣に報告した。これは以後の国語審議会の活動の出発点となり、そこに整理された話し言葉・書き言葉に関する諸課題には、以下に記す各期の各部会が取り組んだ。

話し言葉の改善への取組として、第一期国語審議会の「話しことば部会」は、昭和二五年六月から二七年二月まで、計二〇回の部会を開催した。その間、話し言葉の定義についての検討、「いやなことば」（用いたくない語）の収集、話し言葉の基本型の収集などを行い、洗練された純正な言葉を発展させるための対策を考えるに当たって「映画・演劇・ラジオ・演芸」、「講演」、「学校」の各分野における話し言葉を検討し、昭和二七年三月の第三三回総会に報告した。

第三期国語審議会第二部会は昭和二九年一月から三一年六月にかけて計二〇回開催された。同部会は、話し言葉を審議の対象とし、「標準語の問題を、音声的方面にもわたって、演劇・映画・放送・マスコミュニケーションを含めて審議する」という趣旨で設置されたものである。

第一回の部会（昭和二九・一二）で、この第二部会は、第一期の話しことば部会及び敬語部会、第二期の標準語部会と内容上関係があることを確認、教育・放送・映画・演劇の小委員会を設け、それぞれ小委員会を開催した後、その結果に基づき、各種の具体的な問題について、第二回以降の部会で討議した。審議の結果、作成した建議案「話しことばの改善について」は、第三二回総会（昭和三二・七）に提出、可決され、国語審議会はこれを同日付けで清瀬一郎文部大臣あて建議した。

第四期国語審議会話しことば部会は、昭和三二年二月、第三期の建議「話しことばの改善について」の具体的な処置を推進するため、教員養成課程の中にその趣旨が考慮されるよう、中央教育審議会会長に対し、部会とし

ての要請を行った。

民主主義時代の敬語への提言として、第一期国語審議会敬語部会は、昭和二五年六月から二七年二月まで一八回の部会を開催し、「これからの敬語」をまとめ上げた。「これからの敬語」は昭和二七年四月の第一四回総会で可決され、同日、天野貞祐文部大臣に建議された。

「これからの敬語」は、ほぼ半世紀を隔てた平成一二年の答申「現代社会における敬意表現」の登場まで、国語審議会が敬語について示した唯一の見解として、各方面で参照された。

表記の標準化への取組として、第二期国語審議会の表記部会と術語部会は、昭和二七年七月に学術用語分科審議会から国語審議会に寄せられた、外来語表記の問題を中心とする学術用語の表記法に関する質問に対し、合同で回答案を作成した。

その後、両部会は合同で、外来語表記の一般方針を審議し、一九項の原則から成る「外来語の表記」を取りまとめ、第二〇回総会（昭和二九・三・一五）に「外来語の表記について」として報告した。この部会報告は国語審議会の建議とはされなかったが、平成三年に内閣告示「外来語の表記」が制定されるまで、公用文や教科書、新聞などの表記のよりどころや参考資料としての役割を果たすこととなった。

第三期国語審議会は、表記の問題を扱う第一部会と話し言葉の問題を扱う第二部会を設置した。そのうち第一部会の任務は、広く文芸・教育の面なども考慮しながら、漢字・仮名遣い、その他表記法の問題について審議することとされた。同部会は、まず「現代かなづかい」の適用上の問題点を取り上げて審議し、「現代かなづかいの適用について」をまとめて第二九回総会（昭和三〇・一二）に提出した。

その後、同部会は、同音の漢字による書換えの問題を取り上げた。国語審議会としては、書換えの用例を広く

収集して、その適当なものを選定することにしたのである。部会では、検討の結果を報告案「同音の漢字による書きかえ」として取りまとめ、第三二回総会（昭和三一・七）に提出した。総会は同案を可決、同日付けで松村謙三文部大臣に報告した。

この期の国語審議会は、昭和三〇年七月、中央教育審議会答申にかかわる付議に答え、「かなの教え方について」を文部大臣に報告した際、正書法その他国語国字政策の方向について、改めて検討することとしていたが、同年一一月の第二九回総会で、国語審議会で正書法の問題を取り上げることが改めて承認された。第三〇回総会（昭和三一・二）では、「正書法」の概念自体について種々議論した後、この問題の審議のため、小委員会を設置した。小委員会は三月から六月まで六回開催され、六月には起草委員会を持った。第三一回総会（昭和三一・三）では、小委員会における論議の内容が報告され、続いて正書法の内容、特に「現代かなづかい」をどう扱うのかなどについて、活発な論議が交わされた。小委員会は、起草委員会でもめた成案「正書法について」を七月の第三二回総会に提出、総会はこれを可決し、同日付けで清瀬一郎文部大臣に報告した。

標準語の追求と語形のゆれについては、第二期国語審議会に標準語部会が設けられ、同部会は、昭和二七年七月から昭和二九年三月までに二〇回の会議を持った。各種資料を基に審議の結果、報告「標準語のために」をまとめ、第二〇回総会（昭和二九・三）に提出した。この報告については、席上、賛否の意見が出て、今後の審議の参考資料ということになった。

第四期国語審議会に設置された、話しことば部会は、昭和三二年二月から翌三三年一〇月まで一九回開催され、当初は話し言葉をスピーディなものにする問題について、また話し言葉における文語的表現の整理について審議、検討した。

これらの審議を通じて、話し言葉の基本的な形・語法（基本話型）についての問題が検討された。そして、現段階で基準的なものを作るのは困難であり、まず話し言葉の現状を分析整理し、標準化の可能性を十分考えた上で、その可能なものから改善を図っていく必要があるということになり、その最初の着手として方言のいわゆる標準化について、全国的なアンケートを実施した。この結果は、第四期最終の第三七回総会（昭和三三・一二）において、「あらたまってものを言う場合にも出る方言」について（報告）として、颯田部会長から報告された。

第五期国語審議会は、第三九回総会（昭和三四・四）で第一・第二部会、ローマ字調査分科審議会などの設置を決めた。そのうち第二部会は、話し言葉・書き言葉を含めて、新聞・ラジオ・テレビ・映画などマスコミとの関係における国語の問題を審議するという趣旨であった。同部会は、初めに取り上げるべき問題についての審議を行って、「発音・表記に「ゆれ」のある語の整理統一」を選び、検討の結果、今期は白書のような形で問題の所在や「ゆれ」の傾向をまとめることになった。この審議の経過と報告は第四二回総会（昭和三六・三）で「第二部会審議報告」（別冊「語形の「ゆれ」について」）として報告された。なお、最終的な結論は次期の審議を待つこととなった。

第七期国語審議会では、第五四回総会（昭和三九・四）で言葉の規準について審議する第二部会が設置された。その任務は「語句、語法および発音等について問題のあるものを検討し、その標準的な形を考えること」とされた。同部会は検討事項として、第五期国語審議会から審議の継続が希望されていた、「語形のゆれ」、中でも「発音のゆれ」について審議することにした。審議の結果は、第五七回総会（昭和四〇・二）で、部会報告「発音の「ゆれ」について」として報告された。

第一〇節 第四期国語審議会（昭和三一・一二―三三・一二）は、第三七回総会（昭和三三・二）で正書法部会から提出さ

れた「送りがなのつけ方」を審議した上で議決し、これを同日付けで文部大臣あて建議した。これが後に、昭和三四年七月、「送りがなのつけ方」（内閣告示・訓令）として実施された。この内閣告示・訓令は、昭和四八年に改定されるが、それまでの間、これが送り仮名の付け方の標準とされた。

第四期国語審議会には、政策実施等の小委員会のほかに、正書法部会、話し言葉部会、及びローマ字調査分科審議会が設けられ、それぞれの問題を取り上げ調査研究した。送り仮名の付け方は、正書法部会で取り上げられた。部会では二六回にわたる会議が行われた。

審議の具体的な方法としては、明治以来の主要な送り仮名法の条項を整理し、これの検討と平行して、日常使われる語で送り仮名の関係のあるものをできるだけ広く集め、その一語一語について送り仮名を決めていった。この際、固有名詞については触れないことにしたが、専門用語などで日常普通に使われるものは取り上げた。審議の結果をまとめて、「送りがなのつけ方」（案）に参考資料として「送りがなのつけ方」用例集」を添えて、第三七回総会（昭和三三・一二・一二）に提出した。総会は、これを議決し、同日付けで文部大臣あて「送りがなのつけ方」について」を建議した。

第一一節 第二期国語審議会（昭和二七・四―二九・四）では漢字問題に関し、調査し審議している。第一六回総会（昭和二七・六）の席で、委員はいずれかの部会に所属することとして、漢字部会をはじめとし表記部会、標準語部会、公用文部会、固有名詞部会が設けられた。そして、漢字部会は、同年七月以来、当用漢字の補正について合計二六回の部会を開催し、審議を重ね、「当用漢字表審議報告」をまとめている。この結論を第二〇回総会（昭和二九・三）に「当用漢字表審議報告」として報告している。

その後、第五期国語審議会（昭和三四・三―三六・三）の第一部会で一回にわたり「当用漢字補正資料の審議」を

行つた。更に討議が続けられ、昭和三五年五月に部会員の総意としての結論がまとまり、第四一回総会（昭和三五・七）に、報告された。

第三期国語審議会（昭和二九・七・三・七）の審議事項の一つとして、小学校国語の学習指導において平仮名を先にすべきか片仮名を先にすべきかにつき取り上げられた。結果としては、「少なくとも小学校第二学年あるいは第三学年の終りまでに、かたかなをひらがなとともにじゅうぶんに習得させることが必要である」というところに落ち着き、これを第二八回総会（昭和三〇・七）で可決し、同日付けで文部大臣に報告した。

第二五回総会（昭和三〇・三）では提出された様々な資料につき、平仮名先習論、片仮名先習論につき紹介をしている。

第二六回総会（昭和三〇・四）では、多数の参考資料を用意し、審議を経た上で、小委員会を作る運びを配慮したが、そこまでに至らなかった。

第二七回総会（昭和三〇・六）でも、この問題を引き続き審議した。その中で小委員会を作りまとめることに落ち着いた。小委員会は六月二三日に開催され、報告案を作成した。その報告案は、第二八回総会（昭和三〇・七・一）にて字句の修正が行われ、まとめられ、決定された。そして、直ちに同日付けで文部大臣に報告された。

国語審議会委員の選出方法は、国語審議会令（昭和二五・四・一七、政令第八五号）の第三条及び、これに基づく「国語審議会の委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程（昭和二六・七・五、文部省令第一六号）」による。

第五期国語審議会（昭和三四・三・三六・三）の最終総会、第四二回総会（昭和三六・三・三）で、次期の委員を選ぶ推薦協議会を作るため、この期の委員による互選という段取りに入つた時、委員の選出方法について一部の委員から批

判の意見が出、結果的に選出方法の変更に反対する委員は、退場する騒ぎとなつたが、その後、推薦協議会の委員の選挙が行われ、一二人を選出している。

第六期国語審議会（昭和三六・一〇・三八・一〇）は、規程により示されている決まつた委員五〇名により発足した。この期の発足である第四三回総会（昭和三六・一・二）における冒頭の文部大臣挨拶中に「委員の選考方法として、現在行なわれております推薦協議会の制度には、再検討を要する点があると考えますので、いずれ機を見て改善を図りたいと存じております」とあつた。このことにつき、第四七回総会（昭和三七・四・四）で、天城（文部省調査局）局長の発言中に「（前略）文部大臣が、国語審議会に対して行政上の責任をもつ以上、制度上はつきりと文部大臣が諮問できるように改めることと、推薦の形でなく、文部大臣が委員を任命できるように改めることが必要であろう」とうんぬんと説明した。これに続き質疑、審議を経て、了承された。

続く第四八回総会（昭和三七・五・二八）に、改正された国語審議会令が配布され、報告された。次期（第七期）からこの改正された政令に従うこととなる。

このような経緯があつて、国語審議会令も改正され、諮問機関に代わつた。これとともに、委員が任命制になり、ローマ字調査分科審議会が廃止された。

国語審議会令（政令）が昭和三七年四月二七日に改正され、国語審議会が文部大臣の諮問に応じ、国語の改善に関する事項等につき調査審議することとなり、委員も文部大臣が任命することとなつた。これは、第六期国語審議会（昭和三六・一〇・三八・一〇）の途中でのことである。この期は三つの部会において審議を進めた。その第一部会は「国語改善の考え方について」、第二部会は「これまでの国語施策について」、第三部会は「これから改善をはかる必要のある問題について」をそれぞれ審議している。これら三つの部会は政令改正の意をくみつつ催さ

れた第四七回総会（昭和三七・四）で設けられることとなったものである。第六期の三つの部会のそれぞれのまとめは総括された上で、この期の最終の第五一回総会（昭和三八・一〇）での審議において「国語の改善について」として議決され、同日付けで文部大臣に報告されている。

第七期国語審議会（昭和三九・一・四一・二）は、文部大臣が任命した委員による初めての審議会であった。本来なら、文部大臣の諮問に応じて調査審議するはずであるが、特段の諮問はなかったので、第六期の報告「国語の改善について」の趣旨に基づいて、第一部会では「当用漢字表」及び「送りがなのつけ方」についての再検討を行い、第二部会では発音のゆれについて審議している。

第五章は、七節から成る。「国語改革の見直し―当用漢字から常用漢字へ―」として、諮問機関として衣替えした、第七期国語審議会から第一八期国語審議会までの活動を中心に取り上げる。昭和三九年ごろから平成三ごろまでである。

昭和四一年六月、文部大臣の「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受け、「当用漢字改定音訓表」「改定送りがなの付け方」「常用漢字表」「改定現代仮名遣い」「外来語の表記」を答申、「国語の教育の振興について」を建議、「発音のゆれについて」「新漢字表試案」「常用漢字表案」「改定現代仮名遣い（案）」を報告を行い、このほか幾つもの試案を作成し答申のための準備作業を行っている。

「改定送りがなの付け方」「常用漢字表」「改定現代仮名遣い」「外来語の表記」などの答申はいずれも、従来までの表記の規準とは異なり、現行表記の目安として位置付けられた。

第一節 第八期国語審議会への文部大臣諮問「国語施策の改善の具体策について」の審議から始まる。第一回総会において、「これまでの国語施策には、実施の経験にかんがみ、種々検討を要する問題があるので、この際、再検討を加え、その改善を図る必要がある」という理由のもとに、検討すべき問題点としては、「1 漢字について」「2 送りがなのつけ方について」「3 現代かなづかいについて」「4 その他上記に関連する事項について」の四点が掲げられていた。この諮問を受けて国語審議会は第八期から第一八期までの約一二年間にわたって、音訓表、送り仮名の付け方、漢字表、仮名遣い、さらに、外来語の表記などの国語施策の見直しの作業に携わることになる。

第八期国語審議会は運営委員会、漢字部会、かな部会を発足させ、文部省文化庁作成の資料「国語施策の改善の具体策について検討すべき問題点の説明資料」を部会における審議の目安とすることとした。

漢字部会は、上記説明資料に基づき審議に入り、当用漢字表を漢字使用の範囲を示すものと考えるべきか基準を示すものとするべきかの問題、適用範囲の問題などを検討したほか、小委員会を設けて漢字字種の問題を検討するなどした結果、「当用漢字音訓表」を最初に取り上げるのが適当であると考え、総会の了承を得てその再検討に入った。

一方、かな部会も上記説明資料に基づき審議に入り、「送りがなのつけ方」を先に取り上げることとし、総会の了承を得て、その再検討に入った。しかし両部会とも第八期中には審議が終わらず、次期に引き継がれた。

両部会の審議が進む中で、小委員会を設置し、「現行施策の性格および適用分野」「国語施策実施の方法」について望まれる考え方をまとめて総会に報告し了承を得ている。この中で、「国語施策の基本として、国語を平明にするという見地から国語の表記についてのなんらかのよりどころとなるような基準が必要であると認めるが、

国語の美しさ・豊かさ・正しさ・厳密さを保つために、その基準を厳格に制限的なものとし、ない配慮が必要であると認めた。」という考え方を明確にした。この考え方は、以後、国語施策全体の再検討を進める上で重要な意味を持つものとなった。

第二節 第八期国語審議会かな部会は、二四回の会議と、かな部会と漢字部会との合同部会を二回開催している。

かな部会は、審議の過程で、送り仮名の本質と送り仮名の付け方の基準の在り方についての見解をまとめ、総会に報告し、次期に引き継がれることとなった。

かな部会は、第九期においても存続することが、その第一回総会で決まり、第九期の間に、三七回の会議を開催したほか、整理委員会二回、起草委員会九回、漢字部会との合同会議三回を開催した。今期も「送りがなのつけ方」について審議し、かな部会試案として「改定送りがなのつけ方（案）」を作成し総会に提出した。が、最終総会において、「改定送りがなのつけ方（案）」は、批判も多く答申とせず、これをかな部会試案として世間に公表し、広く世間の意見を求めることとなり、報道機関に、公表し、各省庁関係機関をはじめ、関係する諸機関・団体・個人に資料を送付し、意見を求めた。

第一〇期国語審議会は、第一回総会で、前期と同様、漢字部会とともに、かな部会を設置することを決めた。この期の、かな部会は、四三回の会議を開催したほか、説明会四回、小委員会一七回を開催している。

また、文化庁主催で、「当用漢字改定音訓表（案）」と「改定送り仮名の付け方（案）」に関する説明会を東日本地区と西日本地区で実施している。

かな部会は、試案に対して寄せられた意見について審議し、検討すべき事柄として、「改定送り仮名の付け方

（案）」の構成の仕方、許容の取扱い、の二点を取り上げ、四三回の部会において審議、検討し、最終決定の後、全員協議会、さらに総会に提出した。

第一〇期国語審議会最終総会において、「改定送り仮名の付け方」を、「当用漢字改定音訓表」とともに、正式に答申することを決定し、文部大臣に提出された。この「改定送り仮名の付け方」は、昭和四八年に内閣告示・訓令「送り仮名の付け方」として公布された。

第三節 第八期第四回総会でかな部会とともに設置が決まった漢字部会は、第八期において、二七回の会議を開催したほか、小委員会一回、かな部会との合同部会二回を開催した。

この期の漢字部会では、漢字に関する諸施策の問題点について、当用漢字の性格を「範囲」又は「基準」とした場合の長短・得失について検討を行った。そして「当用漢字音訓表」から検討することとした。この間、当用漢字音訓表制定当時の選定方針の検討も行っている。一方、漢字表の構成・字数・字種の問題については、別小委員会を設置して考えることとし、小委員会を一回開いて、漢字表の構成について話し合った。この問題は、第八期（第一〇期）に至るまで、総会、部会等で適宜検討され、小委員会はその後開かれていない。

漢字部会は、その後の部会で、音訓の整理に関する基本原則を「当用漢字表」音訓整理の考え方について」としてまとめ、具体的な音訓の審議に入り、おおむね審議を終了している。

第九期においても、引き続き漢字部会がかな部会とともに設置された。漢字部会は、第九期の間に、二三回の会議を開催したほか、音訓小委員会四一回、整理・起草委員会五回、かな部会との合同会議三回を開催している。

漢字部会は、今期も音訓の問題を優先的に審議することとし、「音訓に関する小委員会」を設置して音訓につ

いての前期からの審議を継続し、前期漢字部会の音訓の検討結果を踏まえながら、改めて当用漢字個々の音訓について各種資料に基づき検討し、「音訓整理表」を作成し、部会で検討している。さらに、当用漢字表の音訓について、前提となる考え方、選定の方針、最終的な報告のまとめ方等についても検討している。

こうした検討の結果、「当用漢字音訓表」の前文、凡例の文案について漢字部会、かな部会の合同会議に提出している。この間、音訓に関する小委員会は、熟字訓及び異字同訓について採否の検討を行った。

以上を踏まえ、漢字部会は、「当用漢字音訓表」全般にわたり検討し、二回の合同会議の議を経て、「当用漢字改定音訓表（案）」として第九期の最終総会に報告した。しかし、漢字部会は、この案を答申の原案とはせず、漢字部会試案として世間に公表し、一般社会から意見・批判を求めることとして総会に諮っている。

この最終案について、文化庁は、漢字部会試案「当用漢字改定音訓表（案）」を、かな部会試案「改定送りかなのつけ方（案）」とともに、新聞に公表し、各省庁関係機関、地方自治関係団体等の関係各機関、団体、個人にも資料を配布し、意見を求めている。

第一〇期国語審議会は、前期と同様に、かな部会とともに、漢字部会を設置することを決め、また、文化庁主催で、「当用漢字改定音訓表（案）」とかな部会試案「改定送りかなのつけ方（案）」に関する説明会を東日本地区、西日本地区の二か所で実施することを了承している。

漢字部会は、第一〇期の間に、一六回の会議を開催したほか、音訓に関する小委員会二七回、説明会二回、前文検討委員会二回を開催した。

漢字部会およびは音訓に関する小委員会は、試案に対して各方面から寄せられた意見を検討するとともに、音訓の追加・削除等の具体的な問題、音訓の出し入れについての検討を行った。この間、漢字部会説明会、前文検

討委員会、「当用漢字改訂音訓表（案）」と改定送りかなのつけ方（案）にわたる問題点を協議する会、「当用漢字改訂音訓表（案）」と改定送りかなのつけ方（案）の共通事項に関する協議会」においても検討、審議を行っている。こうした経緯により得られた、漢字部会成案を、答申の原案として第四回総会に提出し、審議の上、今期最終総会において答申することを決定、文部大臣に提出した。この答申は、「改定送り仮名の付け方」とともに、内閣告示・訓令「当用漢字音訓表」として公布された。

第四節 第八期国語審議会は、「当用漢字音訓表」、「送りかなのつけ方」の再検討を行う中で、国語施策の性格や、国語施策と義務教育の関連などの問題点の整理を行う委員会が必要であるということになり、第八期第一一回総会で、そのための小委員会を設置することになった。小委員会は、五回の委員会を開催し、「現行施策の性格および適用範囲」、「国語施策実施の方法」について望ましいと思われる考え方をまとめ、その内容を、小委員会審議経過報告として、第二二回総会に報告した。

第九期では、第一回総会で、漢字・かな部会と並んで、一般問題小委員会が設置され、漢字・かな両部会に共通の問題や両部会の谷間にある諸問題について審議することとなった。一般問題小委員会は、第九期に、一八回の委員会を開催し、主に国語施策と教育との関係について検討した。その審議内容は、第五回総会で審議経過報告として報告された。その中で、特に、国語教育に関連して、教育関係機関の教育的配慮が期待されることは当然として、国語審議会としても国語の教育の振興を図る必要があるとした。

第一〇期でも、一般問題小委員会の設置が決まった。一般問題小委員会は、第一〇期に一三回の委員会を開催し、初め、「国語施策の実施の方法・形式」の問題を審議し、その後、委員の意見で、国語の教育の振興についての建議を目指すことになり、そのための審議に入った。一般問題小委員会は、委員に対するアンケート、国語

審議会全委員に対する説明会での意見などを参考に、「国語の教育の振興について」の最終案をまとめ、全員協議会で報告した後、第六回総会に提出し、総会は、これを文部大臣に建議した。

この建議は、その後の、広い意味での国語の教育の重要なよりどころとなっている。

第五節 昭和三〇年代後半になると、当用漢字表についての批判や意見が各方面から出され、国語審議会は戦後の一連の国語施策に対して再検討し、第六期国語審議会第五一回総会において「国語の改善について」を文部大臣に報告した。これを受けて、文部大臣は昭和四十一年「国語の改善の具体策について」を国語審議会に諮問した。この諮問の中で、「当用漢字表」についての、「当用漢字表（別表）の取り扱い方ならびに漢字の選定に関する方針およびその取捨選択について検討する必要がある。」との指摘を受け、第七期国語審議会の審議が始まった。

この期の国語審議会は、第一部会において「当用漢字表」および「送りがなのつけ方」の再検討を行うことにした。第一部会の下に「漢字に関する小委員会」を設け、「当用漢字表」の再検討を行った。このために五回の部会と一一回の小委員会を開催している。

第一部会の審議経過として第五七回総会に報告するにとどまり、第八期以降に審議を継続することとなった。

第八期国語審議会、第六一回総会は、「当用漢字表」「当用漢字音訓表」「当用漢字字体表」についての問題の審議を任務とする、漢字部会の設置を決め、二七回の部会が開催された。

漢字部会では、音訓表の改定が急務であるとし、「当用漢字音訓表」の検討を行っていたため、「当用漢字表」の問題については、第六八回総会で設置することになった小委員会において検討された。小委員会は五回開催され、「当用漢字表」および「当用漢字音訓表」については、「基準とすることを妥当と考える」としている。

漢字部会及び小委員会の審議結果は第六九回総会に報告され、第七期・第八期国語審議会における「当用漢字表」の再検討は、字数はほぼ現状通り、字種は多少の入れ替え、表の性格は制限色の緩和の方向に動いた程度で、第一一期以降の国語審議会に引き継がれた。

第一一期国語審議会は、まず「当用漢字表」（別表を含む）の改善の問題について審議を進めることになり、総会を中心に協議することとしたが、審議の内容的な問題点を整理し、総会の審議を能率的にするために第八二回総会の議により問題点整理委員会が設けられた。問題点整理委員会は一三回開催された。同委員会は、従来の審議会での審議の成果及びそれまでの総会で出た意見等を参考に新しく考えられる「漢字表」審議に関する問題点を整理し、各委員の意見を求め、提出された意見を整理して取りまとめている。委員会の各まとめを受けて、総会でも三回にわたって「漢字表」の性格、その他の基本的な問題について討議を行っている。

問題点整理委員会は、総会での討議結果を取りまとめ、「漢字表の具体的検討のための基本的方針（案）」を作成し、これを第八七回総会に提出し、そこで了承された。その後、この委員会は字体の審議に入っている。また、「漢字表」の具体的な検討は、第八七回総会で設置された漢字表委員会に引き継がれている。

漢字表委員会は、一一回の会議を開催し審議を行った。なお、この間に検討資料の作成その他具体的検討に必要な作業を行うために小委員会を設置して、八回の会議を開催している。

第一二期では、「漢字表の具体的検討のための基本的方針」、「漢字表の作成に当たっての考え方」、「漢字選定の方針に関する具体的観点」を明らかにしたが具体案をまとめるまでには至らず、第二二期以降に引き継がれた。

「当用漢字字体表」の改善については、第八八回総会からと、第一〇回問題点整理委員会から審議に入った。

問題点整理委員会は四回の会議を開催し、第八九回総会に「字体・字体表の問題点(案)」等の資料に関して検討結果を提出した。また、各委員の意見を取りまとめた「字体表審議の問題点アンケートの回答まとめ」は第九一回総会でその大体の傾向が報告されている。最終の第三三回において、第一期の問題点整理委員会がこれまで検討してきた、「字体表について(案)」が検討され、全員協議会に提出された。この期最終の第九二回総会で「当用漢字字体表」の改善に関する審議経過」が報告されたが、検討の方針をまとめるまでに至らなかった。

第二二期国語審議会は、第一期に引き続いて、漢字表・字体表の問題を中心に検討するため、漢字表委員会及び問題点整理委員会の設置を決めた。

問題点整理委員会は六回開催された。資料「漢字字体検討資料(案)」及び「字体検討の方針に関する問題(案)」について検討し、第九六回総会に提出した。この総会の議を踏まえて資料「字体の検討に関する問題点(案)」を作成し、全委員に意見の提出を求め、「字体検討の問題点 項目別まとめ」及び「字体検討の問題点 各委員の意見等まとめ」を作成し、第九七回総会において、小グループによる字体の具体的検討を始めることとなり、その構成等については、漢字表委員会に引き継がれた。

漢字表委員会は、一六回開催された。委員会は、第八回委員会から字体の問題についても検討を行うことになり、字体について二回にわたり検討を行った。その結果、字体小委員会を発足させて、これを基に具体的検討作業を行っている。この審議経過は第九八回総会に報告された。

字体小委員会は、六回開催され、「当用漢字字体表」の字体の問題点について検討している。この検討結果は、資料「字体小委員会でのこれまでの検討について」として作成され、漢字表委員会はこれによって協議を行い、ひとまず字体表の検討を終え、この審議経過は第九九回総会に報告した。

漢字表の問題は漢字表委員会で検討を行ってきたが、漢字表の検討を能率的に行うための作業委員会として小委員会を設置している。小委員会は一八回開催されている。漢字表委員会は、第四回委員会までに漢字表の検討に関する問題点をまとめ、これに基づいて逐次討議を行った。この審議経過は第九六回総会に報告された。

第九六回総会以降も、漢字表委員会において、漢字表の検討に関する問題点についての協議を行い、小委員会での具体的な漢字の検討を基にした漢字表の討議にも入っている。漢字表の目的・性格や漢字の選定方針等について取りまとめるための検討、「まぜ書き」を含む言い換え・書換えの語についての検討、一字一字の採否についての検討、字体の問題についての検討と、その検討が一段落した後は漢字表の字種選定の具体的作業と検討を行っている。これらの検討の経過については、第一〇〇回総会に報告されている。さらに漢字表委員会では、小委員会で行った字種採否の検討結果について、漢字表の前文の骨子となる事項についての検討を行い、その審議経過について第一回全員協議会で報告され、協議が行われた。引き続き、漢字表委員会は、漢字表の前文について協議し、その審議経過は第二回全員協議会に報告され、討議されている。その後、小委員会で字種、音訓、字体等についての検討、前文・説明資料等の検討が行われ、第三回全員協議会に報告され、協議された。こうした協議に基づき、第一〇一回総会において、「新漢字表試案」が、漢字表委員会から提出され、第二二期国語審議会報告として文部大臣に報告された。この試案は、前文に「一般の社会生活で、分かりやすく通じやすい文章を書き表す場合の目安となることを目指した」、「この漢字表に基づいて文章を書き表す場合にしてもここに挙げられた字種・音訓だけを用いて文章を書くべきであるという制限的なものではない」と記され、「当用漢字表」にある「漢字の制限」を示したのではなく、「漢字使用の目安」を示したものとなった。この試案の字種数は一九〇〇字であり、「当用漢字表」や第七期の検討結果に比してそれぞれに差異が見られる。このことは、字体に

についても同様である。ただし、音訓については、「当用漢字改定音訓表」の「目安」の考え方を踏襲している。

「新漢字表試案」は、世間に対して公表され、広く国民各界各層の意見を聴くことになった。その意見は様々であり、また賛否両論であった。

第一三期国語審議会は第一二期に引き続いて、各方面から提出された「新漢字表試案」に対する意見を参考に、同試案の問題点の検討を行い、新漢字表のまとめに入った。新漢字表の検討のために、第一三期においても漢字表委員会が設置された。二七回の会議が開催されている。

まず初めに「新漢字表試案」に寄せられた各方面の意見を参照しながら、漢字表とその関連事項について討議を行い、今後の審議の進め方について協議した。次に、委員会は、字種の採否に関する原則的な考え方や方法について協議に入った。字体の問題については、「当用漢字字体表」の字体の選定の方針、漢字表に掲げた個々の字の字体の問題点等に関して検討を行った。その結果、字体は活字の場合について考え、手書きの場合とは区別すること、「当用漢字字体表」の字体は原則として変えない等の方針を確認した（試案で取り上げた「灯」（一燈）を除く。また、表外字に対する字体整理の問題について検討が行われ、この問題は、慎重に考えるべきだという結論に達している。

また、字体の示し方等、字体に関する具体的な検討作業を行うために字体小委員会が設置され、略字の問題についてこれまでの検討結果を確認し、部首の問題についても協議している。八回行われた字体小委員会の審議経過が報告され、字体の示し方について協議を行い、この審議経過は、第一〇六回総会及び第一〇七回総会に報告されている。字体の問題については、四回開かれた字体小委員会の審議経過の報告と検討が行われている。

さらに、字体の問題と学校教育に関連する問題（主として「当用漢字別表」の扱い）について、それまでに協議した

事項を取りまとめている。この審議経過は、第一〇八回総会に報告された。第一〇八回総会では、字体の示し方等についての考え方の中では、字体の「標準」という言葉をめぐって議論があったが、字体を示すのに明朝体活字の一例をもってするという方針は了承された。「当用漢字別表」の扱いについても審議され、その結果、委員会としては、「学校で教える具体的な字種、字数については、教育課程審議会（初中局）で考えてもらうこととし、国語審議会としては、新漢字表の前文等において、教育に関することについての考え方を述べておくにとどめる（別表は廃止することとする）」という方針を確認している。

また、字種についての審議が再開され、法令・公用文や新聞における用字の問題や字種の問題について協議が行われた。教育と関連する字種・字数の問題についても第一〇八回総会に報告された。

字種の問題については、法令・公用文書等を中心に採否の検討が行われ、第一回全員協議会に検討の経緯と字種採否の考え方と一九二六字の字種案が示されている。

その後、「前文、表の見方」（案）、「字体についての解説資料」（案）についての検討（第二回全員協議会にこの結果がまとめられて「前文、表の見方（案）」、「解説資料（案）」として提出された、前文起草委員会で修正した「前文等修正案」についての検討、解説資料についての検討、漢字表の名称についての検討が行われている。この結果をまとめて、第三回全員協議会には、①漢字表の名称、②前文、表の見方、③採用候補字の字体、音訓、語例等、④その他、として報告され、漢字表の名称は「常用漢字表」と決定されている。さらに、その後の検討結果がまとめられて、第四回全員協議会に、①前文、表の見方、②採用候補字等、として報告された。

第五回全員協議会において、「正式答申に至るまでしばらくの期間を置きたい」との提案が了承され、第一三期の最終の第一〇九回総会において、「常用漢字表」を中間答申として報告することが了承された。

総会後、文化庁は、中間答申「常用漢字表」に対して文書で各省市、各都道府県などの機関・団体、個人に対して意見を求めたのである。また、「常用漢字表案」説明協議会は五地区で開催されている。

提出された意見は、広範囲多岐にわたり、要望、批判を含め賛否については様々であった。

第一四期国語審議会においても引き続き「常用漢字表案」の検討が行われることとなり、この検討のために、第一一〇回総会で問題点整理委員会及び漢字表委員会の設置を決めている。

問題点整理委員会は、四回開催され、「目安」の趣旨を補足した文案について検討を行い、次に示す成案「目安」についてを得て、これ等を第一一二回総会に提出している。この総会では主として「目安」の問題について意見交換を行い、おおむね委員会の報告が了承された。これをどのような形で答申に取り入れるかという具体的な扱いについては、さらに漢字表委員会で検討が行われることとなった。

漢字表委員会は九回開催された。委員会では、漢字表の字種・字数の問題を中心に検討を行い、「当用漢字表」にある字は削除することなく、すべて「常用漢字表」に入れておくという結論が出された。また、一九字以外の字種については、中間答申のまま、出し入れは行わないこととし、一九四五字を新しい漢字表の字種・字数とすることとしている（審議経過は第一回全員協議会に報告され、了承されている）。

前文等起草委員会での「常用漢字表」の前文等の協議の結果が原案として出され、中間答申の前文等に必要な修正が施された。音訓の掲げ方等の問題についても「当用漢字音訓表」での扱いが踏襲された（審議経過は第二回全員協議会に報告され、了承されている）。

最終の総会である、第一一三回総会において、上記、漢字表委員会の審議の結果を報告し、協議の上、「常用漢字表」を答申することを決定し、文部大臣に提出した。

これを受けて、政府は昭和五六年に内閣告示・訓令を行った。「常用漢字表」の性格は、告示の「前書き」に「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」であり、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするもの」ではないことが示されている。

人名用漢字については、最終答申「常用漢字表」の「前文」において、「子の名に用いる漢字については、中略…戸籍法等の民事行政との結び付きが強いものであるから、今後は、人名用漢字別表の処置などを含めてその扱いを法務省にゆだねることとする。その際、常用漢字表の趣旨が十分参考にされることが望ましい」とある。

一方、法務省の民事行政審議会は、国語審議会の最終答申より早く昭和五四年の総会で人名用の漢字の取り扱いは今後とも制限方式を維持することを確認している。

教育用漢字については、最終答申「常用漢字表」の「前文」に、「学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。」と述べられている。

これを受けて、文部省は、小学校、中学校、高等学校における漢字の扱いを「学習指導要領」の「国語」の中で定めている。

第六節 国語審議会は、昭和四一年の文部大臣の諮問以来行ってきた、戦後の国語施策の見直しの一環として、第一五期から一六期にかけて、「現代かなづかい」の再検討を行った。

第一五期第一回総会において、「運営委員会」が設置された。同第二回総会では、「仮名遣い委員会」が設置され、以後、「現代かなづかい」の問題点に関する技術的、専門的事項の検討に当たった。同第四回総会では、仮

名遣い委員会の内部に「小委員会」が設けられ、以後、仮名遣い委員会で具体的な審議を進めていくためのたたき台を作る作業に当たった。

仮名遣い委員会は第一六期第二回総会に、その検討の経過を報告し、年内に試案をまとめ、それを世間に公表する運びとすることとした。第一六期第一回全員協議会では、仮名遣い委員会の取りまとめた「改定現代仮名遣い(案)」が検討され、さらに、第一六期第三回総会では、その原案に一部修正を施した「改定現代仮名遣い(案)」を仮名遣い委員会試案として公表することが決定された。

国語審議会は、仮名遣い委員会試案「改定現代仮名遣い(案)」を公表後、事務当局を通して、各省庁関係、地方自治体関係の機関・団体等の関係諸機関・団体に資料を送り、意見を求めた。その結果、各省庁など関係する諸機関・団体、個人から、意見が寄せられた。その概要については、第一六期第四回総会で報告された。一方、「改定現代仮名遣い(案)」の説明協議会が、北海道・東北地区、関東・甲信越地区、東海・北陸・近畿地区、中国・四国地区、九州地区の六か所で開催された。ほかに、各省庁文書担当者向けの説明協議会が総理府で開催された。その概要についても、やはり第四回総会で、報告された。それらに見える意見、要望等は様々であり、賛成意見だけではなく反対意見もあった。

仮名遣い委員会は、試案に対して寄せられた各方面の意見などを基に、「改定現代仮名遣い(案)」の修正の具体案をまとめ、これを第一六期第五回総会及び第二回全員協議会に諮った。この協議などを基に更に修正を施した原案が、第三回全員協議会で大筋として了承され、微調整を加えた後、次の総会に最終的に諮られることになった。

国語審議会は、第一六期第六回総会で、「改定現代仮名遣い」の答申案を採択することを全会一致で決定し

た。その後、答申が文部大臣に提出された。答申された「改定現代仮名遣い」は、昭和六十一年に、内閣告示・訓令として公布された。

なお、「現代仮名遣い」の性格は、「送り仮名の付け方」「常用漢字表」と同様に、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の仮名遣いのよりどころを示すもの」であり、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするもの」ではない。目安、よりどころとして示されている。

第七節 第一七期国語審議会、第一八期国語審議会の二期を通じて答申「外来語の表記」についてに至る審議が行われた。この審議は、昭和四十一年の文部大臣諮問「国語施策の改善の具体策について」の諮問理由に「検討すべき問題点」として示されたもののうち、「現代かなづかい」に関連する事項としての、「外来語の表記」の問題を取り上げて行ったものである。

第一七期においては、総会を七回、全員協議会を一回、運営委員会を六回、外来語表記委員会を一六回、小委員会を六回、合計三六回の会議を開いた。この間、外来語表記委員会を中心に、外来語の表記をめぐる基本的な諸問題や具体的な問題について検討を行い、また、アンケート形式で各委員の意見を聞いて、共通理解を深め審議の方向付けを行うとともに、審議の参考とした。この期には外来語表記についての具体案をまとめるには至らず、最終の第七回総会で外来語表記委員会の審議経過報告を行って、次期に引き継いだ。

第一八期においては、前期の審議検討を引き継ぎ、総会を七回、全員協議会を二回、運営委員会を七回、外来語表記委員会を一八回、小委員会を一六回、合計五〇回の会議を開いた。その間、第四回総会で、外来語表記委員会の試案「外来語の表記(案)」を公表して広く各方面の意見を求めることが了承され、文化庁では総会後全

国五か所で説明協議会を開くとともに、各方面に試案を送付して意見を求めた。国語審議会では、各方面から寄せられた意見を参考に更に審議を重ね、第七回総会で答申案『外来語の表記』について」を採択、文部大臣に答申を行った。

政府はこの答申を尊重して、平成三年、内閣告示・訓令によって『外来語の表記』を実施に移した。また、文部省は、学校教育における外来語の取扱いについて教育委員会等に通知した。

以上の二期にわたる審議の経過をやや具体的に記すと、次のとおりである。

第一七期国語審議会第一回総会において、文部大臣は、『外来語の表記の問題』について、審議を依頼した。同総会においては、運営委員会の設置が決められ、第二回総会において外来語表記委員会が設置された。

外来語表記委員会は、委員会での討議、小委員会での検討及び全員協議会における審議を経て、第一七期における外来語表記委員会の審議経過について整理し、第七回総会で報告した。以上の経緯を経て、外来語の表記に関する審議は、第一八期国語審議会に引き継がれることになった。

第一八期国語審議会第一回総会において、前期に引き続き「外来語の表記」の問題に取り組むこととなり、運営委員会と外来語表記委員会の設置も決定された。また、外来語表記委員会において、前期同様に小委員会が設置され、審議が開始された。

第一回総会以後、第二回総会を挟んで、外来語表記委員会と小委員会は、外来語の音と仮名表記の問題や、規則の立て方などについて審議を進め、第三回総会に審議状況を報告した。

第三回総会以降、外来語表記委員会は、『外来語の表記(案)』の構成と前文の組立てについて検討し、本文(仮名表、留意事項)、付録(用例集)の作成について審議を進めた。この結果を取りまとめ、『外来語の表記(案)』の

「前文(案)」、「本文(案)」、「付録 用例集(案)」として、第一回全員協議会に報告し、これをめぐり質疑及び意見交換を行った。全員協議会では、ここで出された意見等に基づいて外来語表記委員会が原案を修正した上、これを外来語表記委員会の試案として公表することを、第四回総会に諮ることとした。これを受け、第二回外来語表記委員会では、主として前文について修正を行い、『外来語の表記(案)』を取りまとめた。

この「外来語の表記(案)」は、仮名を音との対応において用いるという考え方に立つとともに、慣用を尊重することを基本的な方針としてまとめられたものである。その性格は、送り仮名の付け方、常用漢字表、現代仮名遣いなどと同様に「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表すための「外来語の表記」のよりどころを示すもの」であり、「科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人の表記にまで及ぼそうとするもの」ではない。

外来語表記委員会は、第四回総会に「外来語の表記(案)」を提出し、協議の後、この案を外来語表記委員会試案として公表することを、総会として了承した。文化庁ではこの「外来語の表記(案)」を、各省庁等関係機関・団体に送付して意見を求めるとともに、説明協議会を全国五か所で開催した。文化庁では、各界から寄せられた意見をまとめ、第五回国語審議会総会に提出し、その概要を説明した。

この総会后、外来語表記委員会、小委員会をそれぞれ開催し、試案の検討と修正を行い、答申原案を取りまとめた。この間、第六回総会に審議経過を報告し、答申原案に若干の表現上の調整を加え、第二回全員協議会において、これを答申案として総会に諮ることを了承した。この答申案は、第七回総会において全会一致で採択され、答申として文部大臣に提出された。ここにおいて、昭和四十一年の文部大臣諮問以来、戦後の国語施策を見直して、新たに国語表記の目安やよりどころを打ち出してきた、四半世紀にわたる一連の審議が完結したのであ

る。

政府は、国語審議会の答申に基づき、平成三年、内閣告示・訓令として制定・公布し、実施に移した。

第六章は、六節から成る。「新しい時代に応じた国語施策―国語審議会から文化審議会国語分科会へ―」として第一九期国語審議会以降文化審議会へ組織替えするまでを中心に取り上げる。平成三年ごろから平成一六年までを取り上げた。第二二期を最後に国語審議会は廃止され、平成一三年二月に新たに文化審議会国語分科会として発足し今日に至っている。

明治以来百年続いてきた国語審議会が幕引きの時期を迎え、新たに文化審議会国語分科会が設置され、新しい時代に応じた国語施策を実施すべく態勢を整える時期である。この時期の国語審議会は、平成四年六月に「現代の国語をめぐる諸問題（審議経過報告）」を報告し、平成五年一月に文部大臣から「新しい時代に応じた国語施策の在り方」の諮問を受け、平成七年以降、「新しい時代に応じた国語施策について」の審議経過を報告し、平成一二年に「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申した。また、平成一三年に発足した文化審議会国語分科会は、平成一四年二月、文部科学大臣の諮問を受け、「これからの時代に求められる国語力について」を平成一六年二月に答申している。なお、平成一七年三月には文部科学大臣から「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策のあり方について」の二つの諮問が文化審議会に出されている。また、同年二月文化審議会国語分科会は「国語分科会で今後取り組むべき課題について」という報告を出しており、平成一二年一二月の国語審議会答申「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体表」を更に深めるための作業が始まっている。なお、文化審議会国語分科会は、

平成一七年三月現在、平成一三年以降二八回開催されている。

第一節 第一九期国語審議会に対して、井上裕文部大臣からの諮問は「現代の国語をめぐる様々な問題について改めてその所在を明らかにするとともに、今後適切な対応が望まれる問題にはどのようなものがあり、どのように対応していくのがよいか等のことについて、幅広く全体的な立場から御審議・御提言をいただくことをお願いしたい」というものであった。これに対して上記の会議日程の中で審議が行われ、問題点整理委員会において「現代の国語をめぐる諸問題について（審議経過報告）（案）」の案文が作成された。この案文に基づき総会での審議と全員協議会での審議の結果、第八回総会後、文部大臣に対して「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」を提出した。ここで指摘された問題点の検討は、次期以降の国語審議会において検討されることとなる。

第二節 第二〇期国語審議会において、文部大臣は、「従来の国語施策は主として表記に関することを取り扱ってきたが、今後は二一世紀を展望しつつ、新しい時代に応じ得るよう、広い視野に立って国語の問題全般を取り上げていくことが期待されている。このため、言葉遣いに関すること、国際社会への対応に関すること、国語の教育・研究に関することなどについて、逐次検討する必要がある。」という諮問を行い、言葉遣いに関すること、情報化への対応に関すること、国際社会への対応に関すること、国語の教育・研究に関すること、表記に関することなどの検討を要望した。このような諸問題のうち、第二二期国語審議会において、「言葉遣いに関すること」として、「現代社会における敬意表現」を、「情報化への対応に関すること」として、「表外漢字字体表」を、「国際社会への対応について」として、「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申した。このうち、答申「表外漢字字体表」は諮問での事項のうちの「表記に関すること」とも関係あるものである。なお、諮問のうちの「国語の教育・研究に関すること」については、直接、答申するに至っていない。

このように第一九期国語審議会の文部大臣への報告は、第二〇期国語審議会から第二二期国語審議会に至って答申されることになったのである。

第二〇期国語審議会第一委員会は、「言葉遣いに関すること」を主として扱い、第二委員会は、「情報化への対応に際すること及び国際化への対応に関すること」を主として扱った。諮問事項は、総会等において審議され、「新しい時代に応じた国語施策について（審議会経過報告）」として、まとめられ、文部大臣あてに提出された。なお、審議はさらに次期以降に於いても続けられることとなった。

第二一期国語審議会は、前期に引き続き、諮問「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」を審議し、審議経過報告をまとめ、時の文部大臣に提出している。この報告では、現代における敬意表現の在り方、表外漢字字体表試案についてまとめている。

第二期国語審議会は、慎重な審議を重ね、最終総会となった第九回総会において、文部大臣に対し、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」の三本の答申を提出した。なお、第一委員会は、敬語を含む言葉の問題を、第二委員会はワープロ等における表外漢字の字体の問題を、第三委員会は日本語の国際化をめぐる諸問題を扱うこととした。

総会は、各委員会において検討している問題について審議し、また各委員会はそれぞれの試案をまとめるとともに、これを公表し、広く意見を募った。この結果に基づき、試案の修正を行い、第一・第二・第三委員会の合同委員会において答申原案をまとめ総会に提出し、総会の審議により、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」、「国際社会に対応する日本語の在り方」につき可決し、それらを直ちに文部大臣に答申した。

第三節 上記三つの答申の概要は以下の通りである。

「現代社会における敬意表現」は、敬意表現についての問題を取り上げており、現代社会の言葉遣いの在り方を考える上で、「敬意表現」という一つの概念を提唱し、コミュニケーションが相互に円滑になるような言葉遣いにつき、様々な具体的な事例を挙げている。これは、国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望むゆえに、分かりやすくきめ細かく述べているものである。このことは、「はじめに」において述べられている。「敬意表現とは、コミュニケーションにおいて、相互尊重の精神に基づき、相手や場面に配慮して使い分けている言葉遣いを意味する。それらは話し手が相手の人格や立場を尊重し、敬語や敬語以外の様々な表現から適切なものを自己表現として選択するものである。」という基本的な考え方の上に立つものであり、「言葉遣いに関する基本的な認識」に述べられている。「国語が平明で、的確で、美しく、豊かであることを望み、これを言葉遣い全体の理想的な姿としてきた。」ことについての見解の表明である。

「表外漢字字体表」は、「一般の社会生活において、表外漢字を使用する場合の「字体選択のよりどころ」となることを目指し」しており、「現実の印刷文字の使用状況について分析・整理し、表外漢字の字体に関する基本的な考え方を提示するとともに、併せて印刷標準字体を示す。」という基本方針により作成されている。ここに見られる印刷標準字体というのは「印刷文字において標準とすべき字体」であり、「手書き文字を対象とするものではない。」と断っている。

字体表に掲げられた、表外漢字は、徹底した二回の漢字調査によるものであり、それに基づき裏付け、実証し、考え方や方針により作成された。また、「使用頻度が低く、しかも字種の多い表外漢字が、文字ごとに、いわゆる康熙字典体と略字体とを持」ち、「表外漢字に常用漢字に準じた略字化を及ぼすという方針を国語審議会が採った場合、結果として、新たな略字体を増やすことになり、印刷文字の使用に大きな混乱を生じさせること

になる。」と考えている。こうして審議の結果、表外漢字一〇二文字についての印刷標準字体を示している。この表外漢字は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の字体選択のよりどころを、印刷文字（情報機器の画面上で使用される文字や字幕で使用される文字などのうち、印刷文字に準じて考えることのできる文字を含む。）を対象」とするものであり、「常用漢字表を拡張しようとする」ものでも、「この表にない表外漢字の使用を制限する」ものでもないのである。

「国際社会に対応する日本語の在り方」は、日本語の在り方についての問題点の指摘と提言をしている、この答申の基本姿勢は、「はじめに」によると、「これからの世界における言語や文化のあるべき姿を求め、世界の中で日本語を生かしていくことが世界の言語や文化のあるべき姿と調和し、人類の繁栄と幸福にも資するような在り方を追求すること」とある。第一章に当たる、「国際社会における日本語」では、「我が国においても、国際化時代における日本人の言語能力を総合的に考える視点に立って、母語としての日本語の教育と、外国語の教育を一層充実させていくことが望まれる。」「今後の国際的なコミュニケーションにおいて、日本語が有力な言語の一つとして一定の役割を果たすことが期待されている。」「日本語による情報発信は、日本人の思考や広い意味での日本文化の発信である。」と述べている。第二章の「日本語の国際化を進めるための方針」では、「第一に、世界に向けた日本や日本語についての情報及び日本語による情報の発信を促進すること、第二に、日本語学習需要の多様性に応じたきめ細かな日本語学習支援を進めること、第三に、国際的なコミュニケーションに対応するための日本語運用能力の在り方を明らかにし、それを踏まえて日本人自身の運用能力を伸ばすことである。」の三点をあげている。その上で、「異文化を背景とする人とのコミュニケーションにおいては特に、①自己の考えを十分に言語化すること、②平明・的確かつ論理的に伝達すること、③相手の文化的背景を考えて表現や理解を柔軟

に行うこと、の三点に留意すべきである。」とまとめている。さらに第三章にあたる「国際化に伴うその他の日本語の問題」では、外来語の「急速な増加及び一般の社会生活における過度の使用は、社会的なコミュニケーションを阻害し、ひいては日本語が有する伝達機能そのものを弱め、日本語の価値を損なう危険性をも有している」と指摘し、国語審議会は、「日本語による社会的なコミュニケーションが今後一層適切に実現されるところに、これからの日本語が国際化時代にふさわしい平明・的確な伝達の機能を一層十分に備えていくべきである」という認識に立つという考え方を示している。また、姓名のローマ字表記について、「各々の人名固有の形式が生きる形で紹介・記述されることが望まし」く、「日本人の姓名については、ローマ字表記においても「姓名」の順とすることが望ましい」と提言している。

平成一二年、第二期国語審議会は「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申した。これを受けて文化庁では各省庁、各都道府県、各大学・短期大学・高等専門学校等に対して、答申の趣旨の理解と対応を求めて、「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）」を出した。また、平成一四年には、文化審議会が「文化を大切にする社会の構築について（一人一人が心豊かに生きる社会を目指して）」を発表した。

文化庁は、この答申を受けて各省庁等の文書事務担当課長あてに「外来語・外国語の取扱いについて（依頼）」を出している。ここでも二つの答申の趣旨の理解とそれに沿って対応するよう配慮を求めている。

なお、こうした文化庁の依頼に合わせて、独立行政法人国立国語研究所は、平成一四年に「外来語」委員会を設置して分かりにくい外来語を分かりやすくする取組を始めている。

平成一二年に第二期国語審議会は「表外漢字字体表」を答申した。これに合わせて、経済産業省は平成一六年にJIS漢字コード表（7ビット及び8ビットの2バイト情報交換用符号化拡張漢字集合）の改正を行った。これは、JIS

S規格票の例示字体を「表外漢字字体表」の印刷標準字体に改め、国語施策と整合させる目的の改正である。これによって、将来、パソコンなど用いられる字体が印刷標準字体に変更統一されることが期待される。

第四節 国語審議会が廃止され、平成一二年には文化審議会が発足した。併せて国語分科会も組織された。

文化審議会は、平成一四年に「文化を大切にする社会の構築について」一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」を発表し、この中で、「国語の重視」について触れている。また、中央教育審議会も同年に「新しい時代における教養教育の在り方」を答申し、ここでも国語の力の重要性が指摘されている。こうした流れを受けて、文化審議会は、平成一四年に文部科学大臣から「これからの時代に求められる国語力について」を諮問された。これは、「国語の重要性について再確認し、その上で、これからの時代に求められる国語力とは何か、また、そのような国語力を身に付けるための方策などについて」検討することを求めたものである。

この諮問を受けた、国語分科会は平成一五年に審議経過の概要をまとめ、翌一六年に「これからの時代に求められる国語力について」を答申した。この間、審議のための総会を一九回開催している。なお、この審議のために国語教育等小委員会、読書活動等小委員会を置き、それぞれ七回の会議を開催し、かつ合同懇談会を一回開き答申作成のための検討を行った。

この答申は、「これからの時代に求められる国語力について」「これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について」の二章から成る。答申の「終わりに」の最後は、「審議会では、…中略…国語力の向上のためには、「自ら本に手を伸ばす子供を育てる」ことが何よりも大切であるという共通認識に立って、この答申をまとめた。」という文言で締めくくっている。広い意味での国語(言葉)の教育の重要性、読書活動の重要性を提言している答申である。

以上を通覧することによっても明らかとなり、明治以来百年の国語施策の流れのおおよそを把握することができるであろう。確かに、前掲の各文献に見られる、時代区分の例と必ずしも一致するわけではないが、国語施策中心のものであっても観点や重点の置き方の違いは、内容上、小異を捨てて大同に付くというわけにはいかなくなる。このことは、各期において扱う項目上の内容と対比してみれば明らかであろう。

国語施策の課題としては様々な問題があるが、時代区分を行うに当たっては、主として、漢字などの文字、仮名遣い、方言・標準語などの点から国語施策とその施策が出来上がる過程に重点を置いて、国語改革の歩みが概観できるように努めた。時代区分の方法は様々であり、又幾つもの実践例があるが、本書は、飽くまでも国による国語改善のため調査・審議を柱として試みたもので、国語調査会から文化審議会国語分科会までを六期、百年を眺めたものである。国語審議会が廃止され、新たに文化審議会国語分科会が設置された時は、国語調査・審議の機関が設置されて百年を迎えた時でもある。本書は国語施策の一つの区切りとして、その中心にあった国語審議会の百年史を目指したものである。

第五節 本書の付録及び資料編について

以上の本文編とは別に付録として収めたものがある。すなわち、

- 一 国語施策の普及・充実方策
- 二 国立国語研究所の活動
- 三 日本語教育に関する施策

第五節 本書の付録及び資料編について

国語施策年表ほか資料

などである。

付録一、「国語施策の普及・充実方策」については、最近の国語施策について広報活動とでもいうべきもので、主として文化庁文化部国語課の活動を概観した。戦後の「国語シリーズ」をはじめとする刊行物やビデオシリーズ、国語に関する世論調査、国語問題研究協議会、国語施策懇談会、言葉について考える―親と子のためのワークショップ―、国語施策情報システム（文化庁ホームページ）などの活動がある。特に、「国語シリーズ」「ことばシリーズ」「国語に関する世論調査」については、広く知られるところである。最近では、国語に関する文化庁のホームページにも多くの関心が寄せられている。

「国語シリーズ」は今なお資料的価値の高いものが少なくない。また、最近では、これに代わり文化庁のホームページに掲載しているものについての利用度も高くなっている。このほか「国語に関する世論調査」についても新聞等で大きく取り上げられ、毎年度大きな話題を提供している。

なお、本書にかかわる最近の文化庁の出版物としては、以下のものがある。

文化庁監修『新しい文化立国の創造をめざして』（ぎょうせい 平成二年）

文化庁編『国語施策百年の歩み』（文化庁 平成十五年（非売品））

また、文化庁ホームページにも、本章と密接な関連のある「国語に関して」「国語施策情報システム」において各種資料を掲載している。

付録二、「国立国語研究所の活動」では、国語施策と直接的なかわりのある、独立行政法人国立国語研究所について昭和二三年の創設以降現在に至るまでの活動と、成果の報告書、今後の研究計画等について紹介し、創

設以来今日に至る多くの調査研究及び国語施策等との関連について概観した（資料編「国立国語研究所刊行物一覧」参照）。

付録三、「日本語教育に関する施策」では、本文編からは割愛した日本語教育についての問題に触れた。日本語教育もいろいろな点から国語施策と深い関係にある。そこで主として戦後六〇年間の日本語教育に関する施策とともに国語施策とのかわりについて概説した。

資料編には、本文編に収めることの出来なかった、「戦後国語施策の流れ（図）」「国語施策にかかわる審議会等一覧」「国語施策にかかわる審議会等名簿」「国語審議会・文化審議会―諮問・答申・建議等一覧」「国語行政担当局課一覧」「国語施策関係法律一覧」「国立国語研究所刊行物一覧」「国語施策年表」を収めてある。いずれも本文編と有機的関係にあるものである。

特に、「国語施策年表」は、慶応二年の「漢字御廃止之議」以降平成一七年三月までを対象に、本文と関連付けて作成した。従来までの年表類に比してかなり詳細なものになっている。

また、本文編では元号表記とし、西暦の併記をしなかった。そこで西暦と和暦との対照表を参考のために収めた。また、本書では、原則として、各章に参考文献や注を記載しない方針で編集した。

第一章 国語施策前史 —— 近代日本の出発と国語問題 ——

第一節 官制整備と国語施策

近代国民国家形成において国語が重要な役割を果たす以上、政府が国語に関して制度的に関与することは当然の成り行きであった。しかしながら明治初年段階では、国語の編制に関する内容が余りにも多岐にわたっていたため、国語の全体像を示し得るには至らなかった。結局のところ、それは一部の場合を除いて、教科書における表記の統一といった教育的な内容に限定されていたと言つてよい。むしろ明治初年における国語とは、多くの議論がなされていく過程において顕現化されていった理念としての姿であり、その議論の在り方として、いわゆる国語国字問題と概括される論争を誘発させていったのである。したがって、明治期の国語施策については政府の具体的な施策内容のみならず、国語に関する論争史全体の中で、その意味をとらえる必要がある。

国語に関する実際の内容については、漢字や仮名などの文字、仮名遣い、方言といったものが明治初年から取り上げられているが、これらは今日に至るまで重要な国語施策の問題として存在している。そして、これらを包括的にかつ本格的に検討を行ったのが明治三五年発足の国語調査委員会である。本章では、明治初年から国語調査委員会発足に至るまでの期間における国語施策に関する概説を行う。

一 近代教育制度の創始と国語施策

明治四年七月に文部省が設置され、文部卿に大木喬任、文部大輔に江藤新平が就任した。文部省は近代化の基盤となる教育制度を創設するべく、フランス教育法規の翻訳事業などに着手する中で、明治五年八月二日に「被仰出書」、八月三日に「学制」本文を發布した。これにより全国一律の教育制度の確立を図ったのである。しかしながら、明治一二年九月一二日には太政官布告第四〇号「教育令」が公布され、学制は廃止されることになった。この教育令の制定に関しては、アメリカの教育制度の導入に積極的であった文部大輔田中不二磨や、学監としてアメリカから来日していたD・マレーの影響が大きく反映している。なおこの教育令についても、その自由主義的性格に対する保守派からの批判から翌年には改正されることになる。

明治一八年に太政官制が廃止され内閣制度が設立されたのを受けて、伊藤博文内閣の下、文部大臣に森有礼が就任した。明治一九年三月に「帝国大学令」、四月に「小学校令」「中学校令」「師範学校令」が公布され、教育制度上の転換がなされた。とりわけ森有礼は師範学校における教員養成を重視し、軍隊における下士官養成制度にならって充実を図った。この点について高森邦明氏は『近代国語教育史』（鳩の森書房、昭和五四）において、「師範タイプといわれた教員気質は、ここに起源している」と指摘している。

以上のことから、少なくとも国語調査委員会設置以前における国語施策は、主として文部省における教科書を中心とした国語関係図書編纂部署の分掌事項を指すと考えるのが適當である。明治四年九月一八日太政官布達によって文部省内に編輯寮が設置され、明治五年には教科書編成掛（明治六年に編書課に変更、明治七年廃止）が、明治一

三年に再び編輯局が設置され「学務上所要ノ圖書編輯印行等ニ関スル一切ノ事務ヲ掌ル」(明治一三・三・二五、文部省達と規定された。編輯局は明治一八年の内閣制度発足後も引き継がれ、明治一九年二月二六日勅令第二号に示された文部省官制によつて編輯局下に三課が置かれることになり、第一課では教科書の著訳編述及び校訂に関する事務、第二課では圖書の印刷に関する事務、第三課では教科用圖書の検査に関する事務をそれぞれ担当した。その後、編輯局の分掌事項は明治二三年には総務局図書課に、さらに明治二四年には大臣官房図書課へと移管されていった。こうした官制改正を受けて、明治三〇年に設置された図書局が、教科書編纂に関する事務を以後一貫して管掌することになる。同年には東京帝国大学文科大学内に国語研究室が設置され、国語に関する研究が行われることになったが、これも国語施策の一環としてとらえることができる。なお明治五年から六年の間に、文部省直轄東京師範学校にも編集局が設置されたが、ここでは「小学教則」が創定され「小学読本」といった師範学校編纂による教科書が刊行されている。

二 国語教育と国語施策

文部省が管掌する国語施策は、当然のことながら教科書編纂といった教育面が中心となるが、それ以外にも国語教育の基盤とも言ふべき辞書や文法書の編纂などの事業にも着手していた。先に教科書に関する点について概観する。

明治六年の「小学教則」に挙げられた「綴字」「単語」「会話」「読本」四科の教科書の中で、文部省編纂による最初のものは明治五年三月刊行の「単語篇」三冊である。この「単語篇」における国語表記では、ガ行鼻濁音

が「ガキケゲコ」となっている点が目されるが、その後の表記法に引き継がれることはなかった。また明治六年の文部省編纂「小学教授書」所載の五十音図では、音義派の所説によつてヤ行の「イ」、「エ」に対してそれぞれ「レ」「エ」の字を充てている。これも後には改められることになるが、明治初年の国語表記については、大いに試行錯誤が行われていたことがうかがえる。この「小学教授書」の記述については当時から批判がなされていたようで、翌年には改めて「小学入門」が刊行されている。こうした文部省編纂の国語教科書を既述のものを合めて順に列挙すると「単語篇」(明治五)、「小学教授書」(明治六、田中義廉編「小学読本」(明治六、榊原芳野・那珂通高・稲垣千穎編「小学読本」(明治六、「小学入門(甲号)」(明治七、「小学入門(乙号)」(明治八、「ローマ字音図」(明治九)のようになる。

一方、明治五年には文部卿大木喬任の命を受けて田中義廉、大槻修二、久保吉人、小沢圭二郎らが漢字調査を行っており、翌年には漢字選定草案である「新撰字書」を編纂している。なお、この点については漢字節減論をふまえた上で後述する。

編輯寮から編集局に至るまでの間で編集・刊行された国語関係の書目は、先述のものほかに「語彙」(明治四「語彙別記」「語彙活語指掌」「阿部」、明治一四「伊部」「宇部」、明治一七「衣部」、『送仮名写法』(明治一三・一六、『読方入門』(明治一七、『読書入門』(明治一九、『読書入門掛図』(明治二〇、『日本小文典』(明治二〇、『尋常小学読本』(明治二〇、『高等小学読本』(明治二二)などが挙げられる。

『読方入門』については同書の序にある「教師須知」六則で「小学ノ最下級ニ於テ。初学生徒ニ読方ヲ授クルノ用ニ供シタルモノナレバ。其教方懇到丁寧ヲ旨トシ。徒ニ多数ノ文字ヲ授ケ。却テ復読温習ヲ怠ラシムルガ如キコトアル可カラズ。」と、また「読書入門」についても「教師須知」では「此書ハ、年齢六歳以上ノ初学者

二、最初半年間、言語ヲ学ビ、文字ヲ読ムコトト、字形ヲ石盤上ニ書クコトヲ教フル用ニ供シタルナリ。」というように、初学者用教科書としての目的と教授上の留意点にも言及している。

一方、近代的国語辞書の編纂を目して刊行された『語彙』は、五十音配列による本格的な国語辞書の嚆矢とも言えるが、最終的には「あ、い、う、え」の四項目を刊行するのみで頓挫した。なお『語彙』にあわせて刊行された『語彙別記』と『語彙活語指掌』は活語の変化について説いたもので、明治一〇年代後半まで文法教科書として使用されることもあった。この後、国語辞書編纂事業は政府の手を離れて、大槻文彦の『言海』に代表されるように、いわば民間事業として展開していくことになるのである。

『日本小文典』は、東京帝国大学で博言学を講じていたチェンバレンへの委嘱によって完成した日本語文法書である。本書は「理法ヲ欧州ニ資リ以テ日本語ノ性質ヲ明ニシ其言語ノ種類ヲ分チ及文章法音韻論ヲ示シ卷中多ク表ヲ挿ミテ学者ノ捷覧ニ供ヘタリ」（明治二〇・四・二三、官報）とあるように、西洋語の文法に依拠して編集されたものである。本書の自序には「此小文典はかく新に考へ出たる皇国語のりの大むねを示しかつは童たちのためにもとてつまやかなるをむねとして大文典のはじだてとはするなりけり」とあり、大文典の編纂が企図されていたが、結局は刊行されなかった。こうした文法書が編纂された背景には、例えば大槻文彦が明治八年に『洋々社談』第七号の中で「当今我国ノ文学ニ就キテ最大ノ欠点トスルハ日本文典ノ全備セル者ナキナリ」と主張しているように、本格的な日本文法書の整備が強く望まれていたからであった。また、福羽美静は「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」（『東京学士会院紀事略』第一三号、明治二二・一〇・一五）の中で次のように口語文法書編纂の必要性を主張している。

官府ノ布告文及達文又法律文スベテ約定書裁判書上甲文ノ類現今皆書下シ文（所謂仮名マジリ）ヲ以テ普通

トセリ然レドモ未ダ其ヨルベキ文法書アラズ…中略…故ニ今別ニ日本文法書ノ編集アリテ本邦現今用文ノ文格ヲ正サンコトヲ希望ス

文法書の編纂は、ひいては辞書編纂の根幹作業ともなり、最終的には国語編制の重要な役割を果たすものと意識されていたことが、『日本小文典』の刊行を推し進めたといえる。ただ、こうした文部省の行為を国辱と受け止めた者もあり、国学者の谷千生などは『ビー、エッチ、チャンブレン氏日本小文典批評』（明治二二）を著して文法書の内容とともに政府の対応について批判している。

三 方言改良論と国語施策

幕末維新期のころには教養階級を中心に一応の共通理解を得ていた江戸の言葉も、明治初年ではいまだ全国的な普及までには至らなかった。国語教育において「会話（コトバツカヒ）」科が設けられたのも、そのような全国共通の話し言葉教育を念頭に置いたためであった。当時の文部少丞である西潟訥は『文部省雑誌』明治七年一月一号の中で「会話」科設置の意義を次のように説いている。

音声アリテ其情志ヲ発シ、言語アリテ其曲節ヲ尽スト雖トモ、風土ニヨリテハ其調ヲ異ニシ、習俗ニヨリテ其辞ヲ別ニス。苟モ之ヲ学習ニ得ルニ非サレハ、一国ノ中猶且ツ東西ノ言語通セサルモノアリ。…中略…是會話単語問答ノ教科アル所以ナリ

ここで標準とされたのが東京の言葉であったのだが、渡辺修二郎が明治八年に日本文の制定を「最モ能ク通用スル東京言葉」で行うよう主張していることなどから、全体的に東京の言葉を標準とする意識が形成されていた

たことがうかがえる。また明治一八年の羅馬字会刊行「羅馬字にて日本語の書き方」の第三箇条には「教育を受けたる東京人の間に行わる、発音を以て成るべきだけ標準とする事」と記されている。こうした方針は国語教育の中でも採用されていき、明治二〇年には西郷貞の『幼学読本』の例言において「其ノ 会話体 ハ 専ラ 東京 士君子 ノ 間 ニ 行ハルル 語音 ヲ 以テ 標準 ト 為セリ」(原文ママ)と述べられているように、教科書でも東京語が本格的に採用されるに至った。後には、明治三六から三七年の文部省国定教科書『尋常小学読本』編纂趣意書には「文章ハ口語ヲ多クシ用語ハ主トシテ東京ノ中流社会ニ行ハレルモノヲ取りカクテ国語ノ標準ヲ知ラシメ」と具体的に明記されることになる。

このような標準語制定の一方で、教育の現場を中心として方言に対する改良運動が進行していたことも注目すべきである。小学校教師であった青田節は明治二十一年に「方言改良論」を著し、次のように方言改良の必要性を述べている。

言語ノ改良ニハ発音ノ不完全ヲ正スコト第一ニ肝要ナリ余勤メテ教員ノ職ニ取り常ニ教授ヲ小童ニ施セリ其毎日子弟相接スルノ際言語ノ了解シ難キモノ往々之アリ余斯ノ如キ時ハ臨ム毎ニ常ニ其語ヲ仮名ニテ記載セシム而シテ其文章ヲ見ルニ全ク読ミ得ルコト能ハズ否其意ヲ了解スルコト能ハザルナリ……中略……又自産的ノ作文ヲ生徒ニ課シ其作文ヲ教師自ラ之レヲ驗閱スルトキハ実ニ解セザル処ヤ笑フベキ処ヤ甚ダ多シ発音ノ不完全ハ大ニ速ニ之レヲ矯正セザル可カラザル也

こうした方言改良論は、先の「会話」科設立経緯とも一致しており、標準語制定と方言改良とが一体となつていたことがうかがえる。先に挙げた『文部省雑誌』明治七年一月一号における西潟の言には「奥羽ノ民其音韻正シカラスシテ上国ノ人ト談話スルニ言語通セサルモノ甚多シ」と具体的に奥羽方言が不正であるとする箇所があ

り、明治初年においては方言が、あくまでも改良すべき対象として存在していたことを示している。

ただ一方において、方言そのものに対する注目も一部には存在していた。しかしその多くは在留英米人の方言研究であった。具体的にはC・ダラスの米沢方言、E・サトーやF・V・ディキンズの八丈方言に対する記述などが挙げられる。国内の動きでは三宅米吉が明治一七年に「くにぐにのなまりことばにつきて」を『かなのしるべ』第二・三号に発表し、いきなり方言を廃すのではなく漸次方言を統一するべきであるとして、次のように主張した。

いま くにことば の もとい を さだめて、むりおし に くにぐに の なまり を あらためさせんとする わ ほねおりて その かい なき わざ なる べければ、ただ なを ますます くにぐに の ゆきき の べんり を まし その ゆきき を しげく し、まじらい を あつく させ、しらずしらず みづから あらためさせる に しく なかる べし。

さらに三宅は標準語制定資料のためにも方言調査が必須であり、全国の教育家の協力を得て「ことば」「おん」「ふし」「もんく」の四項目を精査すべきであると主張した。こうした主張に続いて明治一八年には辻敬之、湯本武比古、岡村増太郎らとともに「方言取調仲間」を結成し、「方言取調仲間の主意書」を発表した。以下にその主要部分を引用する。

この言語の変化は吾が人民に便益を与ふること甚大なるべければ吾が輩は其の速ならんことを望むと雖、古来我が国語の間に起りし変遷と各地方言の起りたる理由とを明にし、且将来我が国語の如何に変化すべきかを予め知るは亦最要なることなるべし。而してこれを明にしこれを知るは方今の方言を蒐集して我が国語の現時の状態を詳にするにあり。これ吾が輩の今日この一大変化を望むと共に亦方言を蒐集せんことを望む

ゆえんなり。…中略…これに由てこれを観れば方今我が国各地の方言を蒐集するは操觚者流の一大急務なりと云ふべし。然るに未これに従事するものあるを聞かざるは何ぞや。思ふにこの事業の容易ならざると、我が国末、言語学の効用を認め得たるもの猶多からざるとによるなるべし。これ生等の遺憾とする所なり。これを以て不敏を顧みず、新に社友を募り以て全国の方言を網羅せんとす。これ一時奇を好むより出でたるにあらず。深く我が国言語学の為に惜む所あるを以てなり。伏して冀くは大方の諸君、生等が微志を洞察してこの業を翼賛あらんことを。

ただこのような方言研究についても、最終的には全国共通の標準語を制定するという目的へとつながっていくものであり、後の国語調査委員会における方言調査とも関係していくのである。

四 沖縄とアイヌ

明治二二年の琉球処分によって沖縄県が設置され、琉球王国以来続いた教育機関はすべて廃止された。初代県令鍋島直彬による旧慣温存政策の中、明治一三年には師範学校が、明治一四年には小中学校が設置され、学校教育における同化啓蒙活動としての標準語政策が積極的に進められるようになった。明治一三年に会話伝習所が設置され、首里那覇在住の旧藩学生の中から優秀な者を選抜して入所させ、県庁の学務課員が標準語教育の任に当たった。明治一三年には沖縄県学務課により『沖縄対話』が編纂され、標準語の教科書として使用されるなど教育内容も整備されていくが、この流れは後に、いわゆる方言札なるもので象徴的に表される大正六年の方言取締令へと継承されていくことになる。

琉球語の研究については首里王府編纂による『混効験集』（二七二）などが古くから存在するが、琉球処分以降では明治二八年にチェンバレンが『琉球語文典及び語彙』（*Essay in aid of a grammar and dictionary of the Luchuan language*）を著わしている。

アイヌ語に関する施策は、幕府の和語政策から始まる。明治以降の教育制度については、明治五年の千島樺太交換条約に基づいて樺太アイヌが北海道へ移住したことに伴い実施された、授産教育を指すことが多い。なお同年には北海道開拓使が開拓使仮学校付属北海道土人教育所を設置している。

明治三二年の「北海道旧土人保護法」や明治三四年の北海道庁令「北海道旧土人教育規定」によりアイヌ児童に対する国語教育が制度化され、明治四一年には教科や修業年限に関する区分が撤廃されるなど、いわゆる同化政策が徹底することになった。

五 国語調査機関設置への流れ

本格的な国語施策を遂行するためには、国語施策の専門家を中心とした国語調査機関の設置が不可避であった。このことは東京帝国大学文科大学の博言学講座教授であった上田万年が早くから主張していたことであり、明治三〇年一月には「国語会議に就きて」と題する講演を行い、国語統一の中枢機関の設立が必要であると主張した。上田は帝国大学内への機関設置を企図しており、明治二八年に上田によって起稿された「帝国大学文科大学に国語研究室を興すへき儀」によると、次のような目的を持って設置を主張していたことがうかがえる。

帝国大学は国家の須要に応ずる學術技芸を教授し及其蘊奥を攻究するを以て目的とする所なれば即其分科た

る文科大学は応に進んで此重要な国語問題を解釈すべき責任を有する所とす。是に於て小官は我文科大学内に其研究室を創立し茲に其研究資料を網羅し茲に有為の子弟を教育して緻密なる科学的智識及方法を以て此広大深遠なる事業の各方面より漸次合期的の解釈を試み行く事の最良策たることを信ず。具体的には以下の五項目から成る研究事項を挙げている。

研究に関する事項

一 国語に関する著書を網羅しこれを研究室に備へ附くる事

附其学科的人名的書名的分類目録を編纂する事及び貴重にして且必要なる書籍は出版に従事する事

但第一項の事業の一部は既に博言学教室に於て着手し居る者なり

二 研究室に当分十二名の研究生を置く事

但し学生にて志願する者少なき時は有志研究生を募集すへき事

三 文典及大辞典(他日帝国大学に望むべき大事業)の編纂準備に着手すへき事

四 方言攻究の事

五 教育上必要な事項を攻究する事

仮令は文字の事仮名遣の事小学生徒に必要な語彙の事其他読書作文教授法等に関する事項等の如し以上の建議を基に国語研究室の設置が認められ、明治三十一年には上田万年が主任に命じられた。その後上田は昭和二年の退官まで国語研究室を主導していくことになる。国語研究室の正確な設置年月日については、詳細な資料がないため不明である。しかし保科孝一や赤堀又四郎らの証言などから明治三〇年九月とするのが適当である。なお「研究に関する事項」の一については、国語研究室所蔵の文献を中心に編纂された『国語学書目解

題』が赤堀又四郎の編によって明治三五年に刊行されている。

明治一六年成立の大日本教育会を母体として明治二九年に発足した、戦前の教育関係者団体の中心的存在であった帝国教育会も国語国字問題に大きく関与していた。明治三十三年一月二六日に帝国教育会会長辻新次が「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」を提出し「国字国語国文ヲ改良シ、及び之ヲ実行セン為ニ、政府ニ於テ速ニ其ノ方法ノ調査ニ着手セラルベキコト」とする国語国字改良に関する請願を行っている。また同年二月二二日に帝国教育会内の国語国字改良部漢字部では、次に掲げる「漢字節減の基準」を発表した。

(一) 漢字節減ニ関スル材料ヲ蒐集スル事

(二) 固有名詞ハ凡テ漢字ヲ用キル事

(三) 形容詞及び動詞ハ成ルベク漢字ヲ用ヒザル事

(四) 簡易ニシテ普通定用的ナル漢字ハ之ヲ保存シ置ク事(例ヘバ郡市町村月日数字円銭等ノ如シ)

帝国教育会の「国字国語国文ノ改良ニ関スル請願書」は貴族院、衆議院ともに採択され、政府へ建議されることになった。こうした改良建議といった動きが明治三五年の国語調査委員会設置へとつながっていくのだが、この点については国語国字問題との関係を踏まえて次節で言及する。

六 他部署での動き

文部省と国語施策との関係については先述のとおりだが、他省が国語施策史上重要な事項に関与していた事例も存在する。例えば送り仮名法については、編輯局による「送り仮名写法」が示された後、内閣官報局が明治二七

年に官報記載指針としての『送仮名法』を刊行している。送り仮名法は明治九年刊行の中根淑『日本文典』における「送り仮名法則」を嚆矢とするが、国語施策の問題としては明治四〇年に国語調査委員会によって示された『送仮名法』に至るまで、文部省編輯局と内閣官報局によるものが範とされていた。

第二節 国語施策と国語国字問題

一 国語国字問題と漢字廃止論

国語施策の展開について、文部省を中心とした教育制度の充実と密接な関係があることは以上のとおりである。このような進展を促す外的要因として看過できないものが、幕末維新时期以降今日に至るまで論争を巻き起こしている国語国字問題である。特に漢字については、日本語を表記するに当たり漢字の使用を廃止すべきであるという主張が明治以降に強くなされるようになった。これを漢字廃止論、若しくは漢字全廃論と総称する。この漢字廃止論には仮名やローマ字専用表記を提案する場合が多かった。中には新字を考案したものもあり、また漢字の制限や整理を主張する立場には、最終的には漢字廃止を目指すものがあることから、制限論までを広く漢字廃止論に含めることもある。いずれにせよ漢字廃止論が唱えられる背景には、教育上、あるいは社会生活上の負担が第一に挙げられる。ただ、こうした実用的側面に絡んで、国学者の漢学排斥や洋学者の欧化主義、さらには工学や医学といった科学との関係など、思想的背景が存在しており、一概に技術的な面からだけで判断できないところを含んでいる。また漢字に対する制限から全廃に至るまでの様々な主張も、結局は国語をより良き方向

へと導くべきだとする発想に変わらないことから、これらの動きを概括して国語国字改良論と呼ぶ場合もある。

1 仮名文字論

漢字廃止論には、大きく分けて仮名文字論、ローマ字論、新字論の三つの潮流が挙げられるが、これらの論の中で最初のものは、慶応二年に前島密が徳川慶喜に建白した「漢字御廃止之議」である。前島は次のように、漢字の廃止と仮名文字専用表記の採用を主張した。

国家の大本は国民の教育にして其教育は士民を論せず普からしめ之を普からしめんには成る可く簡易なる文字文章を用ひざる可らず。其深邃高尚なる百科の字に於けるも文字を知り得て其事を知る如き艱澁迂遠なる教授法を取らず渾て学とは其事理を解知するに在りとせざる可らずと奉存候。果して然らば御国に於ても西洋諸国の如く音符字（仮名字）を用ひて教育を布かれ漢字は用ひられず終には日常公私の文に漢字の用を御廃止相成候様にと奉存候。

前島の主張は幕府には受け入れられないまま、明治維新を迎えることになったのだが、前島自身は明治六年に平仮名中心の新聞「まいにち ひらがな しんぶんし」を発行している。ここでも前島は次のように平仮名専用

の意義を説いている。

わが くには ことばまなび の くに なれば かず おほく して まなび かたき からの
もじは なく ても ひらがな 五十じ さへ あれば よろづ の こと に すこしも さし
つかへ なき ことを あまねく ひとびと に しらせ この のち おほひ に わが く に こ
とば の がくもん を おこす ために すり いだす しんぶんし なれば（以下略）。

前島の漢字廃止論は、聖公会宣教師C・M・ウィリアムの話に示唆されたものである。宣教師の中には漢字廃止を主張する者が多く、幕末に来日したダッチ・リムフォード・ミッシェンの宣教師であったS・R・ブラウンも漢字全廃、仮名使用を主張していた。なおブラウンはローマ字使用も主張しているが、いずれにせよ文明開化の意識の中で漢字廃止論は極めて注目されるものであった。こうした仮名文字論は前島を含む多くの人によって主張され、明治一六年にはそれまでの仮名専用を主張する団体「かなのとも」「いろはくわい」「いろはぶんくわい」が団結して「かなのくわい」が結成され、運動として大いに高まっていた。しかしながら「かなのくわい」に代表される仮名専用論そのものには、品詞分類と関係する分ち書きや仮名遣いが必要な問題として残っていたため、最終的に「かなのくわい」は解散し勢力が衰えていった。

このような仮名専用論について当初は平仮名採用論が主流であったが、大正期に至っては山下芳太郎が設立した仮名文字協会（大正九年にカナモジカイに改称）のような片仮名採用の主張も現れた。この会では独特の片仮名書体による機関紙『カナノヒカリ』を発行し、仮名文字専用表記の普及に努めた。ただ仮名文字専用表記は、事務文書や電報などの分野で用いられるにとどまった。なお、こうした大正年間の仮名文字運動については臨時国語調査会の章において言及する。

2 ローマ字論

日本語表記にローマ字を採用すべきであるというローマ字論の主張については、ローマ字専用や仮名や漢字との併用、あるいはローマ字つづり方論などが含まれる。ローマ字採用論の最初は、明治二年に南部義壽が大学頭山内豊信に建白した「修国語論」である。山内は次のように近代化推進のためにもローマ字採用が有益であると

主張している。

学問之道西洋諸邦為易皇国支那為難、而皇国為甚、夫西洋之為学也唯知二十六字母解文典之義則無不可読之書、是其所以為易也

さらに続けて明治四年、明治六年にもローマ字採用に関する建議を文部省に対して行っている。なお南部はこのほかにも明治七年にローマ字による日本語文法書『Nippon buntan uhi-manabi』を著している。その後、西周の「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」（明治七）や矢田部良吉の「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」（明治一五）といったローマ字専用論、外山正一の仮名漢字併用論などが出て、明治一八年にはローマ字論者の団体である羅馬字会が結成されるに至った。羅馬字会では同年、ローマ字つづり方を決定し、発表した。このローマ字つづり方はヘボンの『和英語林集成』第三版（明治一九）に採用され、一般には「ヘボン式」として普及することになる。なお、こうしたローマ字つづり方に対して、明治一八年には田中館愛橘が「羅馬字用法意見」を著し、後に「日本式」と呼ばれる別のつづり方も発表している（第三章第三節参照）。

3 新字論

新字論については、国学者の神代文字論の影響もあり、早い段階から存在したようである。文献の上では明治一八年に平岩愼保（静岡教会教師）が「日本文字の論」を主張したのが最初のものでとされる。その後も小島一騰が明治一九年に『日本新字 全』を著わしローマ字を変形させた「日本新字」や、伊沢修二の「視話文字」（明治三四）など、明治以降多くの文字が考案されてきたが、習得や実用上の困難から結局今日まで存続していない。

二 漢字節減論をめぐって

以上のような漢字廃止論と並存して、究極的には漢字全廃を目指すものから一定の漢字使用を認めるものまでをも含む、漢字節減論とも言うべき主張が存在した。むしろ国語施策の観点からすれば、こういった漢字に限定するのかもしれない漢字節減の技術的側面を中心に国語国字問題が展開していったとも言える。先述の明治六年に文部省で編纂された「新撰字書」も、漢字節減の目的で編纂されたものである。なお「新撰字書」草案は文部省図書局で保管されていたが、大正一二年の関東大震災で消失し、今日には伝わっていない。ただ内容については、消失前にこれを保管していた文部省図書局長の幣原坦が「教育上注意すべき言葉及び文字の変遷」(「教育研究」二五二号、大正二二・二二・二二)で述べているところにより、おおよそをうかがい知ることができる。幣原によると「新撰字書」では三一六七字を採用し、方針として「漢字を選び出すは、世間尤も普通のものを取る」と凡例に記されていたという。このように、明治初年から漢字に関する国語施策が意識されていたことは注目すべきである。

漢字節減論に関する本格的なものは、明治六年に福沢諭吉が著した『文字之教』三冊が挙げられる。この中の「第一文字之教」端書で福沢は次のように平易な漢字の使用を勧めている。

一時節ヲ待ツトテ唯手ヲ空フシテ待ツ可キニモ非ザレバ今ヨリ次第二漢字ヲ廃スルノ用意専一ナル可シ其用意トハ文章ヲ書クニ。ムツカシキ漢字ヲバ成ル丈用ヒザルヤウ心掛ルコトナリ。ムツカシキ字ヲサヘ用ヒザレバ漢字ノ数ハ二千カ三千ニテ沢山ナル可シ 此書三冊ニ漢字ヲ用ヒタル言葉ノ数。僅二千ニ足ラザレドモ一通リノ用便ニハ差支ヘナシ

福沢門下の矢野文雄も明治一九年に『日本文体文字新論』を著わし、漢字節減の効用を説いた。矢野は常用の漢字は三〇〇〇以下で十分であるとし、明治二〇年には『三千字字引』を著している。このような漢字節減論の流れは国語教育の中にも浸透していき、明治三年には文部省「小学校令施行規則」第三号表で、教育に用いる漢字として漢字一二〇〇字を示すに至ったのである。すなわち教育における国語施策として、漢字節減が実行されたと言える。

三 国語国字改良論批判

仮名文字論やローマ字論といった国語国字改良論については、当然のことながら多くの反対論も存在していた。その代表的な論者の一人が西村茂樹である。西村は明治七年に「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を『明六雑誌』第一号に発表し、西周のローマ字論に対して、同音異義語の書き分けが困難であること、伝統を改廃する行為であること、古典読解が困難になることの三点を挙げて批判した。このような国語国字改良論への批判は他に、漢字全廃の損失を訴えた三宅雪嶺の「漢字利導説」などがある。こうした論争はその後も幾度となく巻き起こっており、国語国字問題そのものも論争史として位置付けることができるほど、国語施策における漢字の位置づけは常に困難なものとして存在している。

四 国語国字問題と字体の制定

ところで、文部省「小学校令施行」規則では第一号表で仮名字体の整理が行われ、それまで多種に及ぶ仮名字体を一種類に制定した。これは明治三十一年の検定出願教科用図書の文字印刷等に関する標準制定を受けてのことである。こうした字体整理の意義はその後の教育界や出版界への影響を考える上で極めて重要なものであった。字体整理の結果、選定されなかった字体については変体仮名と呼ばれるようになり、変体仮名の使用は徐々に、主として古典読解の分野に限定されていくようになった。また促音符の小書きについては、明治三十三年に帝国教育会仮名調査部が決議した一九項目の一つにおいて、右へ小書きするように提言されてから教科書を通じて次第に一般化するようになった。

五 言文一致論と国語施策

近代国民国家の国語編制においては文体形成も重要な問題であった。取り分け明治以降に出来た言文一致と概括される近代的口語文体形成への流れは、国語施策の展開と不可分の関係にあったと言える。明治以前のものとは異なる文体の創出は近代化の流れの中で不可欠な、いわば喫緊の課題でもあった。

それまでの文体は詔勅をはじめとする漢文が正式なものとされており、成島柳北の『柳橋新誌』（明治七）のように、明治一〇年代までは盛んに用いられていた。また漢文書き下し文である漢文直訳体も明治初期の学術書や

翻訳書では通常の文体として通用していた。これに対し近世国学者流の文章をまねた和文体（雅文体）が大和田建樹や落合直文らにより主張され、美文・新国文などとも称されながら大町桂月、武島羽衣、森鷗外、北村透谷らをはじめとする文学者に受け継がれていった。なお尾崎紅葉、幸田露伴、樋口一葉らが好んで用いた文体については、和文体の一種である雅俗折衷体として区別する場合もある。さらに洋書を翻訳する際に用いられた特殊な文体である欧文直訳体（洋文翻訳体）も存在したが、「机ガアリタ」のように文末時制を逐語訳するような極めて生硬な直訳体であった。

このような文体に対して明治三〇年代以降、漢文直訳体・和文体・欧文直訳体が融合した結果、普通文と呼ばれる文体を形成させるに至った。この普通文は主に中古文の語法を基にした文語文として、記事や論説に多く用いられた。具体的には明治三五年発足の国語調査委員会において「現行普通文体ノ整理ニ就キテ」という調査項目にも挙げられ、明治期の基本的な文語文体として存在していた。

言文一致体と呼ばれる文体は山本正秀が『近代文体発生の史的研究』（岩波書店、昭和四〇）で指摘したように、明治一〇年代までに行われた平易な文章への努力や、教科書における談話体といった国語教育の観点を背景にして、明治三〇年代ごろをもって確立した近代口語文体の一つである。言文一致体の形成には、明治一七年に田鎖綱紀が考案した速記法によって、三遊亭円朝の『牡丹燈籠』といった人情話や、講談、演説が速記されて出版されたことが大きく関与している。速記によって言文一致体の可能性が示唆されたためである。言文一致論に関しては、明治一八年に神田孝平が「文章論ヲ読ム」（『東京学士会院雑誌』七ノ一、前年の講演した内容を文章化したもの）の中で「言文一致」の語を用いるなど、多くの論者が主張した。例えば当時東京帝国大学教授であった物集高見は、明治一九年に『言文一致』を著し、言文一致の実践論を主張している。物集は文語（文章）と口語（話し）の対訳

法について「はなし通りに、書くことの、むつかしくないわけ」を具体的に示す形で、次のような古典作品の例にして言文一致を説いた。

伊勢物語

むかし、男、うひかうぶりして、奈良の京、春日の里に、知るよしして、狩りにいにけり。

〇

むかし、男、元服して、奈良の京、春日の里に、知行所ありて、狩りに行いた。

物集自身は後年、言文一致論を撤回することになるのだが、具体的な方法論を提示した点では影響は大きかった。このような言文一致論の高まりとも関連して、明治二〇年には二葉亭四迷が小説『浮雲』で、いわゆる「だ調」と呼ばれる言文一致体小説を発表した。この「だ調」は必ず文末に「だ」を用いるという意味ではなく、二葉亭四迷自身が「余が言文一致の由来」(明治三九、『文章世界』所収)の中で坪内逍遙の説を受けて「まづ兎も角もと、敬語なしでやって見た」と述べているように敬語を使用しない文体という意味である。これに対して明治二一年に山田美妙が発表した『夏木立』では「だ調」に対する評判が芳しくないことから「同等に対する語法」を旨とした「です調」を用いた。また尾崎紅葉が『二人女房』(明治三五)で「である調」を用いたように、文末表現についても多くの試行錯誤が見られた。こうした文学者の文体に対する模索が小説以外にも波及し、正岡子規が明治三十三年に発表した「叙事文」の中で「写生文」を提唱するに及んだ。最終的には自然主義文学の台頭などを経て口語体の確立へと進んでいくことになる。

言文一致体をめぐる動きは、以上のことから一つの流れを形成しており、これを言文一致運動として概括することができる。この言文一致運動については、明治三十三年に帝国教育会内に「言文一致会」創設され、翌明治

三四年には帝国議會に「言文一致の実行に就ての請願」が提出可決されたり、同年に全国聯合教育会に「小学校の教科の文章は言文一致の方針によること」という議案が提出され、満場一致で可決されるなど、明治三〇年代に至って最高潮に達した。明治三〇年代からは前波仲尾『日本語典』(明治三四)、松下大三郎『日本俗語文典』(同)、石川倉次『はなしことはのきそく』(同)といった口語文法研究が本格的に進められるなど、趨勢として言文一致論が主流となったのである。こうした言文一致運動の高まりが結果として、国語国字問題とも関係していく中で、明治三五年の国語調査委員会発足へとつながっていくのである。それゆえに、言文一致運動が国語施策の展開に及ぼした影響は極めて大きいものであったと言えよう。

第二章 国語調査の開始と初期の成果

—— 国語調査委員会・臨時仮名遣調査委員会 ——

第一節 国語調査委員会

一 「国語調査会」新設予算案の計上

明治三十一年、文部省は、次年度予算案中に「国語調査会」新設の項目を盛り込み、同年末に始まった第一三回帝国議会に計上した。同年一月三日の衆議院予算委員会第一分科会において、政府委員として答弁に立った文部省専門事務局長・上田万年は、次のように述べている。

○政府委員（上田万年君） 此国語ト云フモノハ詰リ日本ノ教育ノ上ニ於テ大變大切ナ事デゴザイマシテ、総テ小学校中学校大学迄關係シマシテ教育ノ土台トナルノハ日本ノ言語デゴザイマス、日本ノ言語ノ取調べト云フモノハ徳川時代カラ初マツテ居リマシタケレドモ、實際一個人ノ学者ニ委ネテアツテ国家ノ事業トシテ国語ノ調査ラスルト云フコトハ今迄ナカッタノデ、此事ニ就イテハ前々内閣時分カラシテ既ニ之ヲ置ク事ノ考ガアリマシテ前内閣ニ於テ斯ウ云フ調査会ヲ開カレルコトニナツタンデアリマスガ、例ハバ教科書杯ノコトニ就イテ随分今日ムヅカシイ問題ガ起ツテ居リマシテ、国家デ教科書ヲ編纂スルトカ、或イハ教科書ノ自由選択デアルトカ云フヤカマシイ論ガアリマスケレドモ、総テ教科書杯ノ編纂ノ尺度トナツテ其上ニ規定

ヲ極メマスニハ、国語ノ学問ノ上ニ於テノ研究ガ十分ニ足リマセヌト始終動クヤウナ訳デアリマシテ、「中略」国語ノ調査ト云フ事ハモウ少シ手ヲ着ケテ標準ヲ早く一定スルコトニ致シマセヌケレバ、教育上非常ニ動ク事ガ多クテ其害ガ多カラウト思ヒマス、又文学杯ノ事ヲ申シマシテモ、是カラ内外雜居ニナル曉、西洋文学モ這入ッテ参リマセウシ、日本ノ文学杯ノ事ニ就イテ取捨選択杯モ随分シナケレバナリマセヌケレドモ、サウ云フヤウナ事ラスルニ当ツテモ一ノ責任ヲ持ツタ所ノ者ガアツテ其者ガサウ云フ事ノ標準ヲ行フ事ニシマセヌケレバ、到底統一ヲ見ルコトハ出来ナイダラウト思ヒマス、サウ云フヤウナ側カラシテ茲ニ国語調査会ト云フヤウナモノヲ置カレマシテ、御覽ノトオリノ組織ノ下ニ此次ノ年度カラ文部省ガ其局ニ当ツテ仕事スルコトニナツタノデゴザリマス

（第十三回帝国議会衆議院予算委員会速記録 第一科第三号）

上田万年は、当時、国語に関する研究と行政施策の両面にわたって指導的役割を演じていた人物である。帝国大学（入学時は東京大学文学部和漢文学科、すぐに帝国大学文科大学和文学科に改組、後の東京帝国大学文学部国文学科）在学中、新設の博言学科（言語学）教師となったイギリス人の日本研究者 Basil Hall Chamberlain の教えを受け、言語研究に取り組むことを決意した。卒業後の明治二十三年には、「博言学修業」の命を受け、文部省官費留学生としてドイツのベルリンとライプツヒに三年間留学、半年間の延長でフランスのパリを回り、明治二十七年に帰国した。帰国後直ちに帝国大学教授となり、博言学講座を担当する。

同年秋、上田は、近代「国語」研究の幕開けを告げるものとして名高い講演「国語と国家と」を行い、「帝室の忠臣、国民の慈母」たる「国語」の重要性を説き、その研究を「国家の義務」であると主張する。そして、自ら、「国語に対する手入れ」に邁進し、論文や講演を次々と発表、「四千万同胞の標準語を定むる様尽力」するよ

う訴え「国語研究に就きて」、明治二七、「新に發達すべき日本の標準語」について持論を展開していく「標準語に就きて」、明治二八。そうした一連の論考で強調されるのが、音韻学の重視、方言への注目である。それは、後述する国語調査委員会の基本方針に、そのまま通じるものとなる。

明治三〇年、上田は、東京帝国大学文科大学内に「国語研究室」を創設、自ら主任となる。この設置を要請した「帝国大学文科大学に国語研究室を興すべき議」(明治二八)には、彼の国語観、国語研究観が端的に示されている。(以下、原文ママ。)

大日本帝国の国語は 皇祖 皇宗以来我国民の顕彰したるものにして、所謂大和民族の精神的血液たるものなり。人種の結合之に頼りて強固を増し、教育の実行之に拠りて国民的性質を帯ぶ故に、これが過去に於ける歴史を討究し、現在に於ける状況を洞察し、而して後にこれが未来に於ける隆盛を布図するは、当に国家の自ら為すべき義務と謂ふべし……中略……帝国の版図新に拡張せられ……中略……吾輩国民たるものの熱心に攻究すべき点は、如何に其義務を尽すべきかの手段にあり。帝国大学は……中略……此重要な国語問題を解釈すべき責任を有する所とす。(引用者注、濁点、句読点を補い引用)

さらに、翌明治三十一年からは、文部省専門学務局長(高等教育の事務全般を所管)も兼任し、行政面からも積極的に国語問題にかかわっていく。なお、当時では、帝国大学教授が本省局長を兼ねるのは珍しくなかったが、三十一歳という若さでの局長就任はいささか異例である。ただし、上田と同時に、もう一方の局である普通学務局長(初等中等教育全般を所管)となった沢柳政太郎も若く、当時三三歳であった。同じ時に視学官兼参事官となり、やがて総務長官(次官に相当)となった岡田良平も、沢柳の一年年長に過ぎない。上田の抜擢は、沢柳や岡田と並び、当時新任の樺山資紀文部大臣による若手登用人事の一環であった。彼ら三人は学生時代からの知友であり、特に上

田と沢柳とは親しく、後述するとおり、国語改良論者としての立場も近かった。一方、岡田は、上田・沢柳とは対立する方向を取ることとなる。

さて、第一章で触れたとおり、近代の国家政策の中で、「国語」「標準語」を普及させようとする動きは、明治新政府の初期の施策にも見ることが出来る。明治五年發布の『学制』では、小学校教科に「會話」科を設け、全国どこでも通じる「通語」の教育を目指している。しかし、当時は、そうした標準語・會話教育の意義は十分に理解されず、しかも、肝心の「通語」の中味についての共通認識も十分でなかったため、この試みは、短期で頓挫してしまう。国語・標準語問題が、具体的な政策課題として正面から取り上げられるようになるのは、世紀の境目の明治三〇年頃からである。この背景には、全体的な国運の伸張と国家体制の整備がある。

そうした国語に関する調査を、責任を持った者が専門的にを行い、標準を定める国語調査会というような組織を設立するという発想自体、上田に負うところが大きいと思われる。彼は、既に、「初等教育に於ける国語教授につきて」(明治二九)や「国語會議に就きて」(明治三〇)と題する講演で、そうした組織を設立する必要を訴えていた。

発音文字仮字遣及び文法等の上に存する疑義を解釈し、其未来に為すべき攻究を奨励し、其学問の上に犠牲となる学者を保護し、而して能く帝国教育の基礎を固めしめんには、国語會議なる学者の一団体を設けて、これに付するに相当の権力を以てし、一方に圖書検定の最高顧問となり、一方に国語統一の中枢機関となりて、全国の国語学者に其仰ぐ所を知らしむ

(「国語會議に就きて」、明治三〇)

予算委員会では、「国語調査会」設置案への異議や疑義は示されなかったが、このときの文部省予算案には他にも新規案件が目立ち、予算規模が膨らんでいたため、明治三十一年二月二四日の衆議院本會議の席上、田口卯

吉議員の修正案によって、「国語調査会」案は削除された。

〔第十三回帝國議會衆議院議事速記録 第一四号〕

二 「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」の成立

翌明治三二年末に召集された第一四回帝國議會では、衆議院・貴族院両院で、政府に対し、「国家事業」として「国字国語国文改良ノ実行」を期すよう求める「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」がなされていた。

衆議院では、明治三三年二月九日の本会議において、根本正らにより、「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」として提議される。

第八 国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案（根本正君外五名提出）

国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案

我が国、文字言語文章ノ錯雑紛乱不規律不統一ナル、世界其ノ比ヲ見ザル所ナリ。今や我カ邦、国運ノ進歩ト共ニ百事複雑繁多ニ趣キ、最智識ノ増進普及ヲ要スルノ時ニ当リ、此ノ錯雑紛乱不規律不統一ナル文字言語文章ヲ以テ、世界ノ競争場裡ニ馳騁セムトス。其ノ国力ノ發達、人文ノ進歩ヲ阻滯スルモノ挙ゲテ数フベカラザラムトス。加之、我が教育ニ従事スル人士ハ、皆實際ニ其ノ学習ニ困難セシ経験ヲ以テ、常ニ其ノ教授ノ方法ニ苦心シ、我が学生並児童ハ、此ノ言語文字ノ学習ノ為ニ其ノ学校生涯ノ大半ヲ徒費シテ、他ノ有要ナル智識ヲ得ルニ暇アラザルノミナラズ、更ニ、此ノ無用ノ日課ノ為ニ其ノ銳氣ヲ消耗シ其ノ生育ヲ障礙セラルコト、甚ダ大ナルモノアリ。国語国字国文ノ改良ノ一日モ忽ニスベカラザルコト誠ニ炳トシテ、火ヲ

見ルヨリ明ナリ。是ヲ以テ、從來、私人或ハ私団ニシテ之ニ関シ銳意企画セシモノ、其ノ数頗ル多シ。然レドモ、其ノ事業タル、一私人若ハ一私団ノ決シテ成就スベキコトニアラザルナリ。彼ノ和蘭、丁抹、或ハ独逸ノ如キ、何レモ皆、其ノ国字トシテ我ニ比シテ優ニ便利ナル「アルフハベツト」ヲ有スルニ拘ラズ、学者教育家夙ニ其ノ改良ヲ唱へ、政府亦之ヲ採用シテ、遂ニ其ノ改革ヲ成就シタリ。惟フニ、我が邦、国字国語国文改良ノ業タル、国家事業トシテ調査討究シ、其ノ実行ヲ期スベキモノニシテ、又刻下ノ一大急務ナルヲ信ズ。依テ、政府ハ速ニ国字改良調査会ヲ設ケ、実行ヲ期セラレムコトヲ望ム。

右建議ス。

〔第十四回衆議院議事速記録 第三号〕（句読点を補い引用。）

この建議案は、「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案審査特別委員会」（同年二・一三）で審査されることとなる。同委員会速記録によると、提出者でもある根本正が委員長を務め、中村栄助・伊藤直純・山本幸彦・清水静十郎・安藤亀太郎が質問し、根本委員長と政府委員として出席した上田万年が答弁する形で進行し、幾つかの疑義が示されたものの、原案どおり成立している。質疑の中で、上田は、文部省が「国語調査会」を設ける方針を持つており、第一四回議會に提出した予算案中に同会事業の一部分を行うための手当をしてあること、そして明治三三年度からその調査に着手するつもりであることを言明した。また既に、仮名・字音・羅馬字・地名人名を表記するための仮名などについて、取調委員を置いて調査を進めているとも明かしている（〔第十四回帝國議會衆議院国字国語改良ニ関スル建議案審査特別委員会速記録 第一号〕）。

次いで、同年二月一五日の衆議院本会議において、根本正委員長から「此国字国語国文ヲ改良スルト云フコトニ付イテ、其調査会ヲ設ケルノ必要ト云フコトハ可決致シマシタ」旨の委員会報告があり、起立採決により、同建議案は可決された（〔第十四回衆議院議事速記録 第二七号〕）。

一方、貴族院では、明治三十三年二月一六日の本会議において、辻新次・加藤弘之・高橋新吉により、「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」として発議される。

発議された案文は、衆議院での建議とほぼ同じであるが、一部の表現に差異が見られる。そのうち最も大きな違いは、結論部の文言である。衆議院の方は「政府ハ速ニ国字改良調査会ヲ設ケ実行ヲ期セラムコトヲ望ム」と、「調査会」の設置が明示されているが、貴族院の方では、「政府ハ速ニ之ガ適當ナル方法ヲ設ケ実行ヲ期セシムコトヲ希望」するとして、具体的方策に言及していない。しかし、本会議で、「適當ナル方法」の内容について質問があった。これに対して、発議者の一人、加藤弘之は「文部省ガ昨年費用ヲ請求シタ通りノ国語調査会ト云フモノヲ設ケルノガ一番適當ノ方法ト思フ」と補足説明し、「調査会」設置を求める考えを明らかにしている。同日の本会議では、議員の中から、他にも、「国字国語国文」の内容への質問、政府が国語の改良を指示することへの疑問、案文中の「其学校生涯ノ大半ヲ徒費シテ」「無用ノ日課ノ為ニ」といった表現への修正要求などが出され、本案は、久保田譲を委員長、加藤を副委員長とする特別委員会に付託されることとなった（第十四回帝國議會貴族院議事速記録」第二十六号・第二十八号）。

結局、同案は、明治三十三年二月二日の本会議において、末尾を「政府ハ速ニ調査会ヲ設ケ其ノ実行ヲ期セラムコトヲ希望シ」というように「調査会」設置を明記するよう改めた「特別委員会修正案」が報告され、異議なく可決された（第一四回帝國議會貴族院議事速記録」第三十二号）。

三 国語調査委員の任命

明治三十三年四月二日、文部省は、次のように、前島密ほか数名を「国語調査委員」とする辞令を出した。

国語調査委員長ヲ嘱託ス

（各通）

東京帝国大学文科大学教授 文学博士 上田 万年

前島 密

高等師範学校教授 那珂 通世

国語調査委員ヲ命ス

文学博士 大槻 文彦

三宅雄二郎

徳富猪一郎

湯本武比古

国語調査委員ヲ嘱託ス（以上四月二日付）

（明治三三・四、官報）

なお、少し遅れて同年四月一三日付で、朝比奈知泉も同委員を嘱託された。

委員長を嘱託された前島密は、幕臣時代に著した「漢字御廃止之議」（慶応二）（この時期での同書成立を疑う研究もあるが、「国文教育ノ議ニ付建議」（明治二）でも漢字廃止を唱えており、早くからの漢字廃止論者であることは間違いない）で知られる古参の国語改良論者で、明治三十二年一〇月に「帝国教育会」内に設けられた「国字改良部」の「部長」にも選ばれている

る。ちなみに、国語調査委員のうち、那珂と大槻は、この国字改良部の「幹事」である。残りの委員たちも、いずれも国字改良論者として知られていた人物であった。

委員の中で、上田（東京帝大教授・文部省専門学務局長を兼任）と並んで重要なのは、大槻文彦であろう。蘭学者の大槻玄沢を祖父、漢学者の大槻盤溪を父に持つ彼は、上田の二〇歳年長である。大槻は、英学を学んだ後、明治八年から文部省で国語辞典編纂に従事した後、未刊のままとなっていた、その国語辞典の稿本に手を入れて『言海』として自費出版した。『言海』は近代国語辞書の嚆矢となり、また並行して編まれた『日本文典』（その摘要が『言海』巻頭に載る「語法指南」）を発展させた『広日本文典』（明治三〇）は文法研究に多大な影響を与えた。先に触れたとおり、国語改良論者でもある彼は、二年後に発足する「国語調査委員会」においても、主査委員として中心的な役割を果たすこととなる。

さて、この「国語調査委員」は、明治三二年度末に建議された「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」を受けて任命されたものとも見なすことができる。しかし前節で紹介したとおり、文部省では、建議成立以前から、明治三一年度に予算案に計上しながら不調に終わった「国語調査会」構想の一部を実現すべく、この明治三三年度から国語調査に着手する計画を立てて、既に準備を進めていた。したがって、国語調査委員の任命は、そうした文部省の方針に沿って発令されたものと見るべきであろう。

「国語調査委員」は、明治三三年四月一六日、文部省内で「第一回国語調査会」を開催し、活動を開始するが、次節以降で述べる国語調査委員会と異なり、独立した法制も確たる予算枠も持たず、本格的な「国語調査」体制が発足するまでの《つなぎ》的性格の強いものであった。

なお、この時期、文部省は、東京帝国大学で上田に学んだ保科孝一・藤岡勝二・岡田正美を図書課嘱託（発令

は明治三二年二月）として、国語国字問題の調査に当たらせている。彼らが上申した字音仮名遣いの表音主義案が、「小学校令施行規則」（明治三三・八）での表音的な字音仮名遣いに取り入れられたと言う（保科孝一「国語問題五十年」（昭和二四）での回想）。彼ら三人は、後続の国語調査委員会にも補助委員として加わり、活躍していく。中でも、保科孝一は、その後約半世紀にわたり、一貫して国語調査事業に深く携わっていくこととなる。

文部省のもくろみでは、翌明治三四年度から国語調査会を発足させるつもりであったが、再び予算が削られ、成立がかなわなくなってしまう。さらに翌年の明治三五年度予算では、次節に述べるとおり、ようやく国語調査費が認められ、国語調査委員会始動の目途が立つ。これを受け、明治三五年二月八日、前島以下国語調査委員全員の任が解かれることとなった（明治三五・二・二二、官報）。

四 国語調査委員会の発足

明治三四年、文部省は、次年度予算案中に「国語調査費」項目を設け、同年末に召集された第一六回帝国議会の審議に掛けた。同年二月二〇日の衆議院予算委員会第一分科会において、文部大臣・菊池大麓は、

国語調査費ヲ要求シテアリマス、是ハ御承知ノ通り議長ノ建議モゴザイマスルシ、ドウシテモ今日此極ク急ニ迫ッテ、国語調査ヲ致サナケレバナラスノデゴザイマスカラ、先ハ来年度ニ於テゴザイマスカラ、先ヅ来年度ニ於テ一万余円ヲ請求シテ、之ヲ以テ取調ニカ、ッテ、精々充分ナル調査ヲ致シタイト云フ積リデアリマス

（第十六回帝国議会衆議院予算委員会會議録「第一類第二号、第一分科会第五回」）

と述べ、本項目が、第一四回帝国議会で議決された「議長ノ建議」すなわち「国字国語国文ノ改良ニ関スル建

議」にうたわれた「国語調査会設置案」にこたえるものであることを示している。

この「国語調査費案」は、議会の承認を得て、翌明治三十五年度予算中に、同調査費が盛り込まれた。これに続いて、明治三十五年三月二十四日、「国語調査委員会官制」が勅令として公布された。

ここに、法的・財政的な裏付けを持って、国語調査を行う国語調査委員会が、文部大臣の監督の下、発足することとなった。

国語調査委員会は、国語に関する調査を行い、その調査結果を文部大臣に具申する調査機関であり、後の国語審議会のように調査・審議の結果を関係各大臣に建議する権限は与えられていない。しかし、国語審議会が文部大臣の諮問に応じて審議事項が定められるのに対し、この委員会は、後述のとおり、どのような国語に関する事項を、どのような方針で調査するかを自ら決議する強い自主独立性を有するものであった。

明治三十五年四月一日には、加藤弘之委員長以下、嘉納治五郎ら一二名委員として任命された。

明治三十五年四月十一日

国語調査委員会委員長被仰付

正三位文学博士男爵 加藤 弘之

東京高等師範学長 嘉納治五郎

東京帝国大学文科教授文学博士 井上哲次郎

文部省普通学務局長 沢柳政太郎

東京帝国大学文科教授文学博士 上田 万年

東京帝国大学文科教授文学博士 三上 参次

文部書記官 渡部堇之介

(各通)

東京帝国大学文科大学教授文学博士 高楠順次郎

正四位文学博士 重野 安釋

正五位 徳富猪一郎

従五位文学博士 木村 正辞

従七位文学博士 大槻 文彦

従三位 前島 密

国語調査委員会委員被仰付

国語調査委員会主事ヲ命ス

国語調査委員会委員文学博士 上田 万年

(明治三五・四・二二、官報)

委員長の加藤弘之は、旧幕時代の蕃書調所教授手伝、開成所教授職並から明治新政府下の大学大丞、文部大丞、東京開成学校総理、東京大学総理、帝国大学総長を歴任した人物で、当時は貴族院議員であった。前述のとおり、「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議」の発議者である。また早くからの国語改良論者で、前節で触れた「国字改良会」(明治三三・発足)の発起人ともなっていた。

委員の多くも、加藤同様、国語改良論者で占められていた。嘉納と井上は加藤と並んで「国字改良会」発起人であり、他の委員も、三上・大槻・前島はカナ論、沢柳・上田・高楠・徳富はローマ字論という差はあるものの、国字改良に積極的な論陣を張っていた。また、加藤を含む当初委員一三名中、渡部・重野・徳富・木村を除く九名が「言文一致会」(明治三三・発足)の会員に名を連ねている(「言文一致会の会誌」(明治三五・二)所収「会員名簿」による)。

これら委員のうち、上田万年と大槻文彦が主査委員に命じられた。上田は、主事と主査委員を兼ねて会務を掌握し、後述のとおり、自らの同僚や教え子を、順次、委員や補助委員に加えていく。ちなみに、彼は、依願により、前年度末限りで文部省専門学務局長を免官している。国語調査委員会の活動に力を注ぐこととしてのことである。

同年四月二四日、第一回の委員会を開催し、国語調査委員会は、公的な活動を開始する。

五 国語調査委員会の調査方針

明治三五年七月四日、国語調査委員会は、基本的な調査方針と調査事項とを、「国語調査委員会決議事項」として公表する。

○国語調査委員会決議事項 国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ（文部省）

- 一 文字ハ音韻文字（フォノグラム）ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
 - 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スコト
 - 三 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
 - 四 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
- 本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス

- 一 漢字節減ニ就キテ
- 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
- 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
- 四 国語仮名遣ニ就キテ
- 五 字音仮名遣ニ就キテ
- 六 外国語ノ写シ方ニ就キテ

（明治三五・七・四、官報）

調査方針の一、二に掲げられた「音韻文字ヲ採用スルコト」と「言文一致体ヲ採用スルコト」は、漢字廃止と文語文体排斥を意味し、国字・国文の在り方に大改革を与えようとするものである。これについて、委員長の高藤弘之は、次に示すように、この二件は確定したものであり、「この決定は将来動かさぬ」とまで断言している。

将来準備すべき調査の大方針を定めた……中略……以上四件の中で確定して居る事項は、音韻文字を採用すること、文章は言文一致体を採用することの二件で、この決定は将来動かさぬのである。即ちこの方針によれば音韻文字を採用するのであるから、無論象形文字たる漢字は使用せぬことに定めたのである。……中略……文章は言文一致体を採用するから従来の如き日常の言語と懸け放れて居る文体は排斥するのである

（高藤弘之「国語調査に就て」、明治三五・七）

活動開始後わずか三か月の間に、これらの大方針が確定したのは、同委員会が、当初から、こうした改良志向を有していたことを物語っているよう。委員長の高藤自身を含め、委員の多数が国字改良・言文一致論者で占められていたことは、前節で指摘したとおりである。

続く調査方針の三、四は、主事・主査委員を務める上田万年の考えを強く反映するものとなっている。上田は、既に述べたとおり、早くから標準語制定の必要を主張しており、それらの議論の際には、音韻学の重視と言への注目を強調していた。彼は、国語調査委員会の目標を、この「標準語ヲ選定スル」ことに置いている。

国語調査委員会は……中略……明治の大御代の言葉所謂明治の標準語と云ふものをどう云ふ風に定めるかと云ふことに向つて全力を注いで居ります。明治の標準語にはどれ丈の発音がある、其発音を示すにはどれ丈の仮名を使へば宜い、又其標準語は如何なる語法の下に立つて居ると云ふやうな各般の側から調査を始めて居ります。

（上田万年「文部省諮問国語改定案に対する意見」、明治三七）

さて、加藤は、先の引用部分に続けて、次のように述べる。

次に普通教育に於ける応急の手段として、調査を急ぐ事項は、左の件々である……中略……就中最も急を要するもので、議論の多いは、仮名遣の問題である。先年文部省で定めたのは、字音仮名遣のみで、国語仮名遣には及んで居らぬのであるが……中略……大体委員間には、文部省の字音仮名遣の規定を、国語仮名遣に適用しようといふ論と、此の字音仮名遣規定は宜しくないといふ論と二つの意見がある。（引用者注、収録文献に句点なし。私に句点補入。）その反対論者の説は、一を否定するにある……中略……兎に角一つで大変に喧ましい議論が出る位だから全体を決めるまでは無紛々たることであらう。

「先年文部省で定めた」とは、明治三十三年に制定された「小学校令施行規則」（同年八・二二、文部省令第一四号）第一六条の第二号表に掲げられた表音的な字音仮名遣い（長音を「ー」で表すため「棒引仮名遣」と渾名された。）を指す。この「施行規則」第一六条は、ほかに、平仮名・片仮名の字体を指定した第一号表、小学校で教授すべき漢字の候補を一二〇〇字に限定した第三号表を掲げ、国語教育における変体仮名の排除、表音的仮名遣、漢字制限の方

針を具体的に示している。この方針は、教育界の内外に賛否の議論を呼び、この時期に検討されつつあった小学校教科書の国定化問題とも絡み、目下の急の課題となっていた。別項で述べるとおり、数年後、この仮名遣い問題は、国語調査委員会の改良志向に打撃を与える「つまづきの石」となる。

六 国語調査委員会の活動内容

国語調査委員会の具体的な活動の様子については、毎回の委員会での議事録が作成されていたはずであり、それらを見れば詳細が把握できるものと期待できる。しかし残念ながら、文部省内や国会図書館その他の公的機関には現存しておらず、幾つかの成果刊行物、官報その他の関連記事、関係者による関連論文や回想記事などから、推測するほかはない。

各年度の活動の概要に関しては、明治三十五年度分から明治四十五年度分までの『文部省年報』に掲載された国語調査委員会についての報告（各年度一、二ページ程度）が参考になる。

以下に示すのは、最初の明治三十五年度分と最後の明治四十五年度分の全文である。この間の各年度も、同様に、当該年度の委員会開催数、主要な活動内容、構成員数などが報告されている。

国語調査委員会 ハ文部大臣ノ監督ニ属シ国語ニ関スル事項ヲ調査スル所ニシテ現今国内衆多雜駁ナル言語文字ニ樹シ将来全国民ノ一般ニ使用スヘキモノヲ確定セントスルニアリ

本年度ノ初ヨリ本省内ニ之ヲ設置シ四月二十四日以降本委員会ヲ開キタルコト二十七回、特別委員会ヲ開キタルコト十一回、起草委員会ヲ開キタルコト八十二回ナリ本委員会並特別委員会ニ在リテハ国語調査ノ方針

ニ就キ第一文字ハ音韻文字（フオノグラム）ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト、第二文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シコレニ関スル調査ヲ為スコト、第三国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト、第四方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコトヲ談定シ且ツ至急取調ノ事項トシテ（一）漢字節減、（二）現行普通文體ノ整理、（三）書簡文其ノ他日常慣用スル特種ノ文體、（四）国語仮名遣、（五）字音仮名遣、（六）外国語ノ写シ方ニ就キテ調査スルコトヲ決議シ更ニ又字音表記法、国語表記法ノ文法上許容、国語ノ仮名遣、長音ノ表記法即チ「ー」「ウ」及漢字ノ省減等ニ関シ審議スル所アリ其ノ中重大ナル事項ハ十分慎重ナル調査ヲ經ルコト、シ未タ決定ニ至ラサルモノアリ其ノ他片仮名平仮名ノ書キ方読ミ方ニ関スル迅速便否ノ判断ニ就キ其ノ攻究ヲ臨時委員ニ囑託シ仮名ト羅馬字トノ得失比較ニ関シテハ兩派學者ノ諸説ヲ蒐集編纂シ現ニ之ガ審査校訂ニ従事シツ、アリ次ニ起草委員會ニ在リテハ調査方針ニ從ヒ至急取調ノ事項等ニ就キ原按ヲ起草シテ之ヲ討議シ而シテ後本委員會ノ議按ト為セリ其ノ事項ハ概ネ前掲ノ如シ

會議略則ノ外本年度ニ於テ規定シタルモノナシ
本会職員ノ数ハ委員長一人、主事一人、主査委員二人、委員十三人、臨時委員二人、囑託員三人、書記二人ナリ
（日本帝國文部省年報第三十二（明治三十五年度分）、明治三七）

国語調査委員会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ国語ニ関スル事項ヲ調査ス

職員ハ委員長一人、委員十四人、其ノ中主査委員兼務三人、主事兼務一人、臨時委員一人、囑託員三人、書記一人、雇員二人ナリ

本委員會ノ議事ノ主ナルモノヲ挙クレハ前年度ヨリノ継続事業事業タル口語法ニ関スル件、音韻並口語法取調ニ関スル件、語法上ノ術語制定ニ関スル件、辞書編纂ニ関スル件等ナリトス口語法ニ関スル件ハ前年度ヨ

リノ決議ノ旨趣ニ基キ其ノ整理ヲ主査委員及委員一人ニ付託シ語法上ノ術語制定ニ関スル件及外国語表記ニ関スル件ハ其整理ヲ主査委員及補助委員ニ付託シタリ音韻並口語法ニ関スル件ハ本年度ニ於テ音韻ノ部調査略終了シタルヲ以テ前年度ヨリ調査中ニ係ル口語法ノ部ヲ継続シ本年度中ニ於テ完成ノ見込ヲ以テ調査進行中ナリ辞書編纂ニ関スル件ハ漢字典編纂等ニ付其ノ事業ノ一部トシテ現行漢字及字体統一ヲ計ランカ為、特別委員會十八回起草委員會七十八回ヲ開キ議案數五十三ヲ重ネテ今尚審議中ニ属セリ

本年度ニ於テ出版シタル圖書ハ疑問仮名遣前篇學說ノ部ニシテ次年度ニ於テ出版完成スヘキ予定ノ圖書ハ口語法及同別記、実用東京語法、音韻並口語法分布図、仮名通考外篇第一篇周代古音考及韻徴（上下）、国語史料鎌倉時代ノ部後篇平家物語につきての研究、平家物語語法、国語史料足利時代ノ部、疑問仮名遣後篇実例ノ部等ナリ
（日本帝國文部省年報第四十一（明治四十五年度分）、大正三）

これらの報告により、同会が極めて活発に本委員会・特別委員会・起草委員会を開催し、事業を進めていったことが知られる。各年度の委員会開催回数と、主に取り組んだ事業は、次のとおりとなる。

明治三五年度には、本委員会二七回、特別委員会一回、起草委員会八二回を開催。本委員会と特別委員会では「国語調査ノ方針」を決議、起草委員会では「至急取調ノ事項等ニ就キ原按ヲ起草シテ之ヲ討議」した。

明治三六年度には、本委員会三〇回、特別委員会七回、起草委員会五二回を開催。多岐にわたる活動をするが、次年度に調査する「口語文法並標準語選定ニ必要ナル資料蒐集ノ為音韻口語法取調ニ関スル事項ヲ印刷シテ之ヲ府県ニ配布」したのが注目される。

明治三七年度には、本委員会三三回、起草委員会三三回を開催（この年度以降、しばらく特別委員会は開かれなかった。

文部大臣から「国語仮名遣改定案」「字音仮名遣」「文法上許容スヘキ事項」に関する諮問を受けたため、その方

面での活動が目立つ。

明治三十八年度には、本委員会三五回、起草委員会二二回を開催。前年度より回数を減じた起草委員会は「特ニ口語法調査報告書ノ整理並口語法分布図ノ調整等ニ従事」している。また、「前年度ヨリノ宿題タル国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項」と「口語文法制定案」の二件が「重要ナル」調査事項で、前者について上半期に一八回、後者について下半期に一七回の委員会を開いたとある。

明治三十九年度には、本委員会二七回、起草委員会二回を開催。回数が激減したのは「調査事務ノ漸次其ノ歩ヲ進メタルノト、一ハ起草委員会ニ新タニ付議スベキ議案ノ少ナカリシトニ由ル」。重要案件として、「文部省提出ニ係ル句読法案並分別書キ方案」「口語文法制定案ニ係ル日本口語法単語篇」「送仮名法」を挙げている。

明治四〇年度には、本委員会二四回、起草委員会六回を開催。引き続きの宿題である「文部大臣ノ諮問案タル仮名遣改正ニ関スル件」と「日本口語法単語篇」が重要案件である。

明治四一年度には、本委員会一五回、起草委員会二回を開催。回数 of 更なる減少は「各般ノ問題ニ対シ専ラ調査スベキ材料ノ蒐集ニ力ヲ尽シタルニ由ル」。「口語法単語篇」の一部を主査委員が脱稿したこと、「語法上ノ術語制定案」について一〇回の委員会を開いたことが特記されている。

明治四二年度には、本委員会二一回、特別委員会一三回、起草委員会五回を開催。脱稿した「口語法単語篇」の審議に本委員会を七回開き、さらに慎重審議のため特別委員会を一三回開いた。また、「外国語表記法」に關して八回、「口語体書簡文調査」に關して五回の本委員会を開いている。

明治四三年度には、本委員会八回、特別委員会四八回を開催。「口語法単語篇」について、本委員会を二回、ついで特別委員会を四八回重ね、さらに二回の本委員会を開いた。「外国語表記法」と「口語体書簡文調査」に

關して各二回の本委員会を開いた。

明治四四年度には、特別委員会一六回、起草委員会四三回を開催。「口語法」について七回の特別委員会を開き議了となった。「外国語表記法」と「口語体書簡文調査」に各二回の特別委、漢字典編纂のために七回の特別委と「現行漢字ノ字体統一ヲ計ランガタメ」四三回の起草委を開いた。なお、この年度と次年度分には本委員会開催の有無は示されていない。

明治四五年度には、「現行漢字ノ字体統一ヲ計ランガ為」に特別委員会一八回と起草委員会七八回を開き議案数五三を重ねたとあり、他の案件での委員会開催の有無は記されていない。「音韻並口語法ニ関スル件」のうち、「音韻ノ部調査略終了」し、「口語法ノ部」も「本年度中ニ完成ノ見込」で調査進行中という。なお、「次年度ニ於テ出版完成スヘキ予定ノ圖書」に「実用東京語法」「音韻並口語法分布図」「音韻分布図」「口語法分布図」は既刊なので、それとは別個の分布図と思われる。「国語史料足利時代ノ部」など、未刊に終わった書名が含まれている。次年度に出来した同委員会の廃止により、完成に至らなかったであろう（同じく掲げられている「口語法及同別記」「平家物語につきての研究」は、委員会廃止後に刊行されている）。

試みに、各年度の本委員会・特別委員会・起草委員会の回数を合算すると、年度順に、一二〇回、八九回、六六回、五七回、二九回、三〇回、一七回、三九回、五六回、五九回、九六回となる。多い年には平均週二回前後の頻度で委員会を開いている計算となり、同会が、折々に集まって会合する臨時的な委員会というよりも、継続的に活動する常設組織という性格を有していたことが窺える。委員会開催回数の少ない中間期間は、報告にあるとおり、調査事務が軌道に乗って材料の蒐集に専心していた時期といえよう。

『年報』報告は、会を構成する職員数の変遷も伝えている（表一参照。なお、表一のうち主事と主査委員は共に委員が兼務す

るものである。

表1 年度別委員数・職員数

年度	委員数・職員数
明治三三年度	委員長一、主事一、主査委員二、委員二三、臨時委員二、嘱託員三、書記一
明治三六年度	委員長一、主事一、主査委員二、委員二三、臨時委員三、嘱託員六、書記一、雇員二
明治三七年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二三、臨時委員三、嘱託員八、書記一、雇員二
明治三八年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二三、臨時委員二、嘱託員九、書記一、雇員二
明治三九年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二三、嘱託員八、書記一、雇員二
明治四〇年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二三、嘱託員一三、書記一、雇員二
明治四一年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二四、嘱託員九、書記一、雇員二
明治四二年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二四、臨時委員一、嘱託員九、書記一、雇員三
明治四三年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二三、臨時委員一、嘱託員一一、書記一、雇員二
明治四四年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二四、臨時委員一、嘱託員一三、書記一、雇員二
明治四五年度	委員長一、主事一、主査委員三、委員二四、臨時委員一、嘱託員一三、書記一、雇員二

全期間を通じ、委員長一人に委員一三人か一四人、そのうち一人が主事兼務、二又は三人が主査委員兼務という布陣は保たれている。臨時委員と嘱託員の数には変動があり、漸増傾向にあったと言える。

同じく『文部省年報』の「文部省所管歳出現計額」により、各年度の国語調査委員会の関連経費が知られる（表2参照）。明治三三年度から三七年度は「臨時部」の「国語調査費」、三三年度以降は「臨時部」の「臨時調査費」（国語調査以外に「臨時調査」に相当する事業はない。）という種別で、経費歳出額が示されている。多少の増減はあるもの、おおむね毎年度一百万程度の金額となっている。

表2 年度別予算額

年度	予算額	年度	予算額
明治三三年度	九、九八二円	明治四一年度	九、九九九円
明治三六年度	一〇、〇〇〇円	明治四二年度	九、九九七円
明治三七年度	九、九八一円	明治四三年度	九、九九三円
明治三八年度	八、〇〇〇円	明治四四年度	二、七九八円
明治三九年度	九、九九五円	明治四五年度	二、九八四円
明治四〇年度	一〇、〇〇〇円		

経費のうち七割弱は委員手当等の人件費で、ほかは備品・図書及び印刷費・消耗品費・旅費・雑費に充てられた。

七 国語調査委員会の活動成果

国語調査委員会は、一〇年余の活動を通して、大小、多くの調査事業を展開し、その成果を公表している。明治三六年九月、文部省は、明治三五年四月から三六年七月の間に国語調査委員会が行った事業を、以下のよう

○国語調査委員会事項 昨三十五年四月ヨリ去月ニ至ル国語調査委員会ニ於ケル議案及審議ノ事項並ニ参考資料等左ノ如シ（文部省）

国語調査委員会議案（明治三十五年四月ヨリ同三十六年七月ニ至ル）

一 会議略則

二 国語調査方針

三 国語調査方針第一回整理案

四 字音表記法

五 国語調査方針第二回整理案

六 第一号文部大臣諮問案

字音書キ方ニ関スル事項

国語書キ方ニ関スル事項

文法上許容ニ関スル事項

七 同上諮問案ニ対スル特別委員会修正案

（上田万年外特別委員）

八 国語調査方針第三回整理案

九 第一号文部大臣諮問案ニ対スル修正案

（委員 大槻 文彦）

一〇 同上 文法上許容ニ関スル事項

（委員 渡部董之介）

一一 同上 「ヒーラヒラ」「ビーカビカ」等ノ長音表記ニ関スル件

（委員 渡部董之介）

一二 漢字省減案（第二）

一三 第一号文部大臣諮問案ニ対スル修正案

「てにをは」ノ「ト」ヲシテ動詞助動詞ノ連体言ノ下ニ「コト」ヲ略シタリト見做スヘキ場合ニ於テ直ニ其動詞助動詞ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシト認ムル件

（委員 芳賀 矢二）

一四 第一号文部大臣諮問案ニ対スル修正案

「てにをは」ノ「ト」ヲシテ動詞助動詞ノ連体言ヲ受ケシムトモ妨ナシト認ムル件

（委員 渡部董之介）

一五 仮名遣改正ニ関スル件

（委員 大槻 文彦）

一六 漢字省減案ニ対スル特別委員修正案

（重野安繹外ニ特別委員）

一七 「タイプライター」用平仮名片仮名並ニ符号ニ関スル件

（文部省文書課長ヨリ調査方依頼）

一八 第一号文部大臣諮問案ニ対スル修正案

指定ノ「てにをは」ノ「ト」並ニ過去助動詞ノ「キ」ニ関スル件

（渡部董之介外ニ特別委員）

一九 第二号文部大臣諮問案

国語仮名遣ニ関スル事項

二〇 第二号文部大臣諮問案ニ対スル修正案

第一節 国語調査委員会

国語仮名遣中許容ニ関スル件

(委員 芳賀 矢二)

二二 同上

国語仮名遣ニ関スル件

(同上)

二三 第二号文部大臣諮問案ニ対スル特別委員会修正案

(大槻文彦外四特別委員)

二四 同上 追加案

二五 第一号文部大臣諮問案ニ対スル第一回整理案

同上第二回整理案

二六 同上追加案

文法上許容スヘキ事項ノ第七、第十二加フヘキ例

(主査委員 大槻文彦)

二七 漢字省減案(第二)中、うむらくは、おもふに、おもへらく、こひねがはくは等ノ語性調査ニ関スル件

(木村正辞外四特別委員)

二八 音韻調査ニハ主トシテ「ローマ字」ヲ使用スヘキ議

(主査委員 上田万年)

二九 長音ノ表記ニ関スル件

(同上)

三〇 代名詞制定法

三一 送仮名法案

三二 漢字省減整理案(第一)

三三 尊卑ニ就テ代名詞ト動詞助動詞トノ用法 (主査委員 大槻文彦)

三四 送仮名法ニ関スル特別委員修正案 (渡部董之介外四特別委員)

三五 送仮名法修正案 (委員 芳賀 矢二)

諸調査材料並諸調査報告書類目録

一片仮名、平仮名 書キ方説方ニ関スル心理的実験報告

(臨時委員 元良勇次郎外一人)

二 仮名羅馬字両説ノ優劣比較

(補助委員 大矢 透)

三 国語仮名遣法調査法調査材料第一報告

濁音ジ、ヂ、ズ、ヅニ関スル件

(補助委員 大矢 透)

四 明治年間ノ国語調査ニ関スル事項年表

(補助委員 大矢 透)

五 国語仮名遣法調査材料第二報告

(補助委員 大矢 透)

長音ノ如クニ呼ブ音ヨリ成レル語調

六 岡山、広島、香川、愛媛四県下方言取調報告 (補助委員 岡田正美)

七 仏蘭西ノ語法ノ簡略ニ関シタル一千九百一年二月二十六日文部省令(翻訳)

八 明治三十五年四月ヨリ同三十六年七月ニ至ル 国語調査委員会二十七回分議事速記録(三十冊)

委員以下ヨリ提出ノ参考書類(明治三十五年四月ヨリ同三十六年七月ニ至ル)

一 「一」仮名ニツキテノ意見

(補助委員 大矢 透)

- 二 と、とも、又ハド、どもヲ単ニもトスルニツキテノ意見
(補助委員 岡田正美)
- 三 といふト云フ語ノ代リニ單なるト云フ語ヲ用ヰルコトノ不都合ナル例
(補助委員 岡田正美)
- 四 長音符「ー」ヲ記入シタル仮名本印刷見本
(主査委員 大槻文彦)
- 五 国語仮名遣ニ関スル文部大臣ノ諮問案ニ対スル参考書
(補助委員 岡田正美)
- 六 ン、ツ、ー等ニ関スル調査案
(補助委員 岡田正美)
- 七 長音符拗音符促音符等ニ関スル一覽表
(補助委員 新村 出)
- 八 加行延音動詞用例並ニ右用例ニツキテノ意見
(補助委員 大矢 透)
- 九 音韻調査上所用ノ「ローマ」字書キ方案
(補助委員 新村 出)
- 一〇 佐賀県外二県小学校生徒ノ長音表記ニ関スル調査報告書
(補助委員 保科孝二)
- 一一 外国地名及人名ノ書キ方及読ミ方取調委員ノ調査報告中書キ方ニ関シテ取調フヘキ事項
(補助委員 新村 出)
- 一二 送仮名法起草ニツキテ取りクル方針
- 一三 漢字省減案整理ニ関スル方針
(補助委員 岡田正美)
- 一四 待遇ニ依リテ違フル語遣ノ表

起草委員會議案(明治三十五年四月ヨリ同三十六年七月ニ至ル)

- 一 字音表記法
(補助委員 保科孝二)
- 二 国語表記法
(同上)
- 三 文法改正案
(同上)
- 四 字音表記法整理案
(同上)
- 五 漢字省減案(第一)
(同上)
- 六 国語調査方針
(同上)
- 七 同上修正案
(主査委員 上田万年)
- 八 漢字省減案(第二)
(補助委員 保科孝二)
- 九 国語調査方針ニ関スル修正案
(補助委員 岡田正美)
- 一〇 同上
(主査委員 大槻文彦)
- 一一 国語表記法整理案
(補助委員 保科孝二)
- 一二 母音ニ関スル調査案
(補助委員 新村 出)
- 一三 漢字省減第一回整理案(第二)
(補助委員 林 泰輔)
- 一四 声音ノ写シ方及語学上ノ用語例
(補助委員 新村 出)
- 一五 漢字省減第二回整理案(第二)
(補助委員 林 泰輔)
- 一六 音韻組織調査方案
(補助委員 新村 出)
- 一七 漢字省減調査方針
(補助委員 林 泰輔)

- 一八 仮名遣改正案 (主査委員 大槻文彦)
- 一九 語法改正案 (主査委員 大槻文彦)
- 二〇 送仮名法案 (補助委員 岡田正美)
- 二一 発音調査ニ関スル事項 (補助委員 新村 出)
- 二二 「タイプライター」ニ用ナル仮名文字並ニ符号ニ関スル件 (文部省文書課長ヨリ調査方依頼)
- 二三 外国地名及人名ノ称ヘ方及書き方ニ付文部省取調委員ノ調査報告中書き方ニ関シテ審議スヘキ事項 (補助委員 新村 出)
- 二四 文法上品詞ノ名称並ニ分類ノ改定ニ関スル件 (補助委員 岡田正美)
- 二五 代名詞ノ制定ニ関スル件 (主査委員 大槻文彦)
- 二六 方言蒐集方案 (補助委員 保科孝二)
- 二七 漢字省減案(第一) 中副詞表 (補助委員 林 泰輔)
- 二八 方言蒐集方案目録 (補助委員 保科孝二)
- 二九 代名詞ノ制定ニ関スル整理案 (主査委員 大槻文彦)
- 三〇 送仮名法起草ニツキテ取りクル方針 (補助委員 岡田正美)
- 三一 方言蒐集方案ニ対スル修正案 (同上)
- 三二 漢字省減案(第二) 整理方針 (補助委員 保科孝一外一名)

- 三三 代名詞制定案ヲ定ムルニ就イテノ方針 (主査委員 大槻文彦)
- 三四 漢字省減案(第一) 中、副詞法ニ対スル修正案 (補助委員 保科孝一外一名)
- 三五 土音方言取調ニ関スル事項 (主査委員 大槻文彦)
- 三六 送仮名法別案 (主査委員 芳賀矢二)

(明治三六・九・一六、官報)

右に掲げられた担当委員の陣容を見ると、当初からの主査委員である上田万年と大槻文彦、半年遅れで委員に加わり後に主査委員ともなる芳賀矢二(東京帝国大学文科大学教授)らと並び、大矢透・岡田正美・新村出・保科孝一・林泰輔という「補助委員」の名が目立つ。このうち岡田・新村・保科は、上田の教え子で、三〇歳前後の若手(上田自身もまだ三〇代後半)である。同委員会の調査活動のかなりの部分は、上田が明治三〇年に東京帝国大学内に創設した「国語研究室」を拠点に展開されていたものと言えよう。

国語調査委員会が、冊子として公刊した成果には、以下のものがある。括弧内は調査担当者、年月は発行時期である。

- 『国語国字改良論說年表』、明治三十七年四月
- 『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』(元良勇次郎、松本亦太郎)、明治三十七年四月
- 『方言採録簿』(保科孝二)、明治三十七年一〇月
- 『仮名羅馬字優劣比較論一覽』(謄写版一枚非売品)、明治三十七年一一月
- 『音韻調査報告書』上下二冊・『音韻分布図』二九枚(上田万年、新村出、亀田次郎、榊原叔雄)、明治三八

年三月

『仮名遣諮問ニ対スル答申』（非売品）、明治三十八年十二月

『現行普通文法改訂案調査報告ノ一』（大矢透）、明治三十九年二月

『口語法調査報告書』上下二冊・『口語法分布図』三七枚（岡田正美、保科孝一、新村出、亀田次郎、神田城太郎、榊原叔雄）、明治三十九年十二月

『送仮名法』（芳賀矢一）、明治四〇年三月

『漢字要覧』（林泰輔）、明治四一年五月

『仮名遣及仮名字体沿革史料』（大矢透）、明治四二年三月

『口語体書簡文ニ関スル調査報告』（保科孝一）、明治四四年四月

『仮名源流考』・『仮名源流考証本写真』（大矢透）、明治四四年九月

『平家物語につきての研究』前後二冊（山田孝雄）、明治四四年十二月・大正三年十二月

『疑問仮名遣』前後二冊（本居清造）、大正元年九月・大正四年一月

『周代古音考及韻徴』二冊（大矢透）、大正三年三月

『口語法』（大槻文彦、上田万年、芳賀矢一、藤岡勝二、大矢透、保科孝一）、大正五年十二月

『口語法別記』（大槻文彦）、大正六年四月

これらの中には、仮名遣い・仮名字体の変遷を探るべく古訓点資料などを博搜した『仮名遣及仮名字体沿革史料』、諸伝本の系統を整理した上で本文の言語事象を網羅的に分析した『平家物語につきての研究』などの国語史・国文学史研究の発展に大きな影響を与えた大著や、片仮名・平仮名の読み書き上の難易差を機械的に測定し

ようとした『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』などの実験的試み等、注目すべき業績が少なくない。

中でも、全国の方言における音韻上・語法上の変異を知るべく、各府県の調査報告（委員会が調査項目を指定、その依頼に基づき、各府県が調査）をまとめ、さらにそれに基づく色刷り分布地図も作成した『音韻調査報告書』・『音韻分布図』と『口語法調査報告書』・『口語法分布図』とは、同委員会が行った最も大規模な調査であり、委員会発足後まもなく掲げた「主要」調査方針の三・四に直接こたえる成果ともなっている。

そして、委員会廃止後に刊行された『口語法』『口語法別記』は、同委員会が展開した全国方言調査や史的文献調査の成果を踏まえつつ、「現代ノ口語ニ於ケル法則」を叙述し、標準的な規則を示そうとしたもので、標準語選定を目指して活動した国語調査委員会の最終成果報告と言うべき業績となった。

八 国語調査委員会『口語法』『口語法別記』が示した「標準」

『口語法』編纂は、国語調査委員会が特に精力的に取り組んだ事業であった。六節で見たとおり、『口語法』の基となる『口語法単語篇』は、明治三九年度から「議事ノ重要ナルモノ」として『日本文法制定案』は前年度からの重要事案）、関連議案や参考案が示されはじめ、明治四一・四二年度に、「委員会決議ノ趣意ニ基ツキ」主査委員（大槻文彦）が脱稿するも、七回の本委員会審議から「更ニ慎重審議ヲ要スル」ため特別委員会に付託、翌四三年度にも、「委員会決議ノ趣意ニ基ツキ」主査委員が整理脱稿したものに関し、二回の本委員会に続いて四八回も特別委員会を重ねた後、ようやく議了している。さらに、明治四四年度には、今度は『口語法』に関して主査

委員が整理脱稿したものを「本年度ニ至リテ更ニ」七回の特別委員会を開いて議了し、翌明治四五年度には、「口語法」に関して「前年度ヨリノ決議ノ旨趣ニ基ツキ」その整理を主査委員に委託している。ところが、おそらくは整理が未了のうちに、翌大正二年度途中、国語調査委員会は廃止されてしまう。そのような厳しい状況を克服して、三年後の大正五年に「口語法」(大槻文彦起草、上田万年・芳賀矢一・藤岡勝二・大矢透・保科孝一整理)が国語調査委員会編として公刊された。さらに翌大正六年、「口語法別記」(「口語法」の付録として、問題語・語法の地方差、歴史的変遷などを詳述したもの)が大槻文彦の手により完成し、刊行された。

『口語法』巻頭の「例言」は、次のように言う。

一 口語法ハ元音ノ部語ノ部文ノ部ヨリ成ル。本書ハ其ノ語ノ部ニシテ現今ノ口語ニ於ケル法則ヲ叙述シタルモノナリ。

一 現今我が国ニ於ケル口語ハ、地方ニヨリ頗ル区々ニシテ一致セズ。本書ハ主トシテ今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハル、口語ヲ標準トシテ案定シ、其ノ他ノ地方ニ於ケル口語ノ法則トイヘドモ広ク用キラル、モノハ或程度マデ之ヲ斟酌シタリ。

前項に従えば、「口語法」は、もともと「音ノ部」「語ノ部」「文ノ部」の三部構成で編纂される計画であったようである。「語ノ部」である本書以外の「音ノ部」「文ノ部」については未詳・未刊である。あるいは、明治四五年度の活動に見られる「音韻並口語法」がそれに相当するかとも思われ、国語調査委員会が継続していれば、刊行に至ったかもしれない。

後項では、「今日東京ニ於テ」「専ラ教育アル人々」が用いる口語を「標準」として「案定」したことがうたわれている。「他ノ地方」のものも「或程度」「斟酌」したとも付言される。本書は、「標準語」選定問題に関し、

国語調査委員会が具体的な語例をもって示した解答書と言える。

口語の「標準」については、「口語法別記」「端書」に、より明確に解説されている。(以下、原文ママ。)

我が国にわ、文語にわ、一つに定まつたものがあるが、口語わ、全国どこも方言であつて、東京の言葉わ、東京の方言で、京都の言葉わ、京都の方言で、其外、国々、皆方言をつかう。そこで、全国同じに通ずる口語を立て、規則を定めねばならぬ。扱、口語の目当とするものを、何と定めようか、辺鄙の方言わ、採ること出来ぬから、東京方言か京都方言かにせねばならぬ。東京わ、今わ、皇居もあり、政府もある所で、全国中の者が、追々、東京言葉を真似てつかうようになって来て居るから、東京言葉を日本国中の口語の目当とするがあたりまえのこと、思う。しかしながら、東京言葉と云つても、賤しい者にわ、訛が多いから、それわ採られぬ。そこで、東京の教育ある人の言葉を目当と立て、そうして、其外でも、全国中に広く行われて居るものをも酌み取つて、規則をきめた。かようにして出来たのが本書の口語法である。台湾朝鮮が、御国の内に入つて、其土人を御国の人に化するようにするにわ、御国の口語を教え込むのが一番である。それに就いても、口語に、一定の規則が立つて居らねばならぬ。口語法わ、実に、今の世に、必用なものである。

既に標準的語法が確立している文語(規範的な文語文法、「許容すべき事項」の問題は存する。)に対し、口語は「皆方言」だという認識に立った上で、「全国同じに通ずる口語」の「規則」を定める「目当」となる方言を求め、「辺鄙の方言」を最初から排除した「東京方言」か「京都方言」かの二者択一の中から「東京言葉を日本国中の口語の目当とするのがあたりまえ」とする。さらに、同じ東京でも「賤しい者」には「訛」があると排除して「教育ある人の言葉を目当」としている。

地域変異としての「東京言葉」、階層変異としての「教育ある人の言葉」を「標準」的な言語だとする見解は、「端書」で「あたりまえ」と言うとおり、既に常識的なもので、国語調査委員会の創見では全くない。『口語法』『口語法別記』の独創的な価値は、そうした一般的な標準語観や結論として提示される語法自体ではなく、それをより説得的にするため、個々の語法の東西方言差、その史的変遷を具体的に明らかにしていったことにあ

る。

国語調査委員会は、「標準語」を選定するに当たり、早い段階から、「東京」か「京都」か、あるいは「東」か「西」かという問題意識を持って、調査を進めたものと思われる。『口語法調査報告書』『口語法分布図』に結実する全国方言調査に際し、調査項目として置かれたものの大部分は、東西での対立的な差異が見られると予想されるものであった。

ただし、『口語法別記』を見ると、東西の語法差が存するものに対して、「両立」を認めていたり、「両立」案を立てたものの「決議の末」東の言い方を採ったとしたりする例が散見される。次に挙げるのは、その一例である。

文語のハ行四段活用動詞の「言^ひ」「買^ひ」を、口語でわ、「言^い」「買^い」と云い、それに「て」「た」が附けば、「言^{つて}」「買^{つて}」となるわ、静岡県、山梨県から東が、大抵そうであつて、愛知県、岐阜県、新潟県でわ、「言^{うて}」「買^{うて}」をませて云い、それから西わ、九州まで、大抵、「言^{うて}」「買^{うて}」と云い、助詞の「たら」たり」にも同じように続く、初わ、両立させようと、案を立てたが、決議の末に「言^{つて}」「買^{つて}」とすることになった。（「言^{うて}」「買^{うて}」わ、語根まで変わる事となる、）但し「請^い」「問^い」「給^い」わ「請^{うて}」「問^{うて}」「給^{うて}」とする。

既に述べたとおり、『口語法』案文は、本委員会及び特別委員会において、何度も回を重ねて検討されている。起草者である主査・大槻文彦が出した「両立」案が他の委員たちの反対を受け、決議の結果、原案が覆されるという場面が、何度かあったことであろう。上に引用した例の最後の括弧書きや但し書きは、甲論乙駁の議論の過程で大槻が気付かされた例、なおも得心いかないでいる気分などを反映しているのかもしれない。

階層差に関しては、『別記』に時折見られる「用いぬがよい」という注意が、それにかかわるものとなる。例えば、次のようなものである。

「書けば」落ちれば「受ければ」来れば「すれば」などを、「かきやあ」おちりやあ「うけりやあ」くりやあ「すりやあ」など、とも云うが、言葉が下品に聞こえるから、用いぬがよい。形容詞の「善ければ」嬉しければ、助動詞の「読まれ、ば」書かせれば「見たければ」行かなければ、接尾語の「男らしければ」などを、「けりやあ」れりやあ「せりやあ」などと云うも同じである。

ただし、こうした「下品」と評価される語法が、階層差としての「賤しい者」の「訛」と言えるものばかりなのかについては、なお検討の余地がある。

前掲「端書」の最後の部分は、この時期の国語・標準語問題の背景にあった国家政策上の要請を浮かび上がらせている。『国語』『標準語』は、日本列島内の日本語を母語とする人々の間での方言的差異をばり問題として設定されていくのではなく、「台湾朝鮮」という、元々は日本語とは異なる言語文化を有する人々を「御国の人に化す」ためにも「必用」なものとして求められた。

九 国語調査委員会の廃止

これまで見てきたとおり、国語調査委員会は、発足以来一〇年余、「国語二関スル事項」に関し、多岐にわたる調査事業を展開し、成果を示しつつあった。それらの中には、当面する国字国語国文問題に即応する報告もあるし、長い歴史的展望と長期間の調査を必要とする業績もあった。いずれにせよ、国語調査委員会が最初に設定した主要事業である音韻文字と言文一致の採用に向けての調査、音韻組織調査と方言調査に基づく標準語選定に關しては、まだ部分的な成果が出ていたに過ぎない。目下の急たる諸案件についても、同様である。明治四五年度末においても、次年度以降の課題とみられた事業を幾つも抱えていた。

ところが、翌大正二年六月一日、国語調査委員会は廃止されてしまう。同じ日には、ほかに「文芸委員会官制」「通俗教育調査委員会官制」も廃止されており、「国語調査委員会官制」の廃止も、こうした一連の行政整理の一環として行われたものである。

この措置に対し、同委員会の成立に向けて奔走し、委員会成立後は主事・主査委員として、同委員会の調査・研究を主導してきた上田万年は、後年、次のように慨嘆している。

明治初年以來の懸案となつてゐる国語国字問題が、大正の今に至るまで猶いまだ十分に解決されてゐない……中略……此の問題の解決の如何は、教育上、社会上に多大の關係を有するものであるのに、とかく一般世人から等閑視せられがちで、一起一伏、その運動が常に同じ地点を彷徨して毫も進捗を見ないのは、甚だ遺憾にたへない。……中略……明治三十五年に設立された国語調査委員会は、国家が国語調査の事業の重要なこと

を認め、国語国字問題の解決に熱心な朝野識者の意見を、容れた結果としてあらはれたものであつて、明治政府の文化的施設の最も意義あるもの、一つであつた。この委員会は、大正二年六月行政整理の余波を受けて、廃止の否運に遭遇するに至つたが、その間約十二年、學術的實際的の両方面にわたつての研究に於て、識者の期待に背かざるほどの相当の実績を挙げ得たのである。……中略……この委員会は、事功いまだその半にも達しないうちに、行政整理の名の下に廃止されるに至つた。政府当局の意見が那邊にあつたかは、予の知るところでは無いが、国家的国民的のこの重大事業の中道にして、葬り去られたことは、予の痛嘆止むあたはざるところであつた。

（上田万年「国語調査」、大正一一）

第二節 臨時仮名遣調査委員会

一 文部省による表音式仮名遣採用への流れ

明治三十三年八月、文部省は「小学校令」（勅令第三四四号）及び「小学校令施行規則」（明治三三・八・二二、文部省令第一四号）を改定した。これは、国語国字問題に大きな転換を促すものとなつた。基本法規である「小学校令」において、従来「読書、作文、習字」と分かれていた言語教育科目が「国語」という教科名に統一された。そして、その実施規則である「小学校令施行規則」では、小学校教育における仮名字体の統一（第一号表、変体仮名の廃止、字音仮名遣の表音化（第二号表、いわゆる棒引仮名遣、漢字節減（第三号表、教科書用漢字を二二〇〇字に制限））という思い切つた国字改良方針が、具体的に提示された。

この改定は、樺山資紀文相の下、沢柳普通学務局長の指揮で進められたが、上田専門学務局長の影響が大きかったと言われる。また、保科孝一の回想に従えば、表音的な字音仮名遣を提唱したのは、上田局長の下、当時、省内で国語国字問題の研究調査に当たっていた藤岡勝二・岡田正美・保科の三人であったと言う。

文部省においても中略・藤岡勝二・岡田正美・わたくし（保科）の三人を、明治三十一年二月図書課の囑託として、国語国字問題の研究調査に当らせることになった。そこで、三名はとりあえず字音かなづかいを発音主義で統一するのがよいという意見を上申した。文部省でも中略・省内に調査委員会を設けて研究を進め、明治三十三年八月発布の小学校令に、これを取り入れたのである。

（保科孝一「国語問題五十年」）

棒引という表記法については論難する者も多かったが、仮名遣いの表音化自体は、教育界からはおおむね歓迎され、さらに国語仮名遣いも表音式にしたい旨の要望が多く文部省に寄せられた。そのため、明治三五年に設置された国語調査委員会でも、目下の急に応ずるべき調査項目として「国語仮名遣」と「字音仮名遣」とが立てられた。

明治三十六年には小学校教科書の国定化が決まり、翌年から使われる国定教科書は「小学校令施行規則」の方針に従って編集された。文部省は、当初、字音仮名遣いだけでなく国語仮名遣いも表音化しようとしたが、諮問を受けた国語調査委員会が時期尚早と述べたため、実施を見送った。

明治三十八年二月、次期国定教科書の編纂に向け、文部省は、国語仮名遣いも表音式に改定する方針を取り、国語調査委その他に対し「国語仮名遣改定案」（以下「元案」）を諮問した。併せて、より歴史仮名遣的な慣用に配慮した「国語仮名遣改定別案」（以下「別案」）も示された。

諮問を受けた国語調査委は、同年一月に「元案」に修訂を加えた答申「国語仮名遣改定案ノ修正案」（以下「修正案」）を示した。

文部省は、この「修正案」を採用し、翌明治三十九年二月、同案を文部省案として高等教育会議に再度諮問し、賛同を得て、この案を次期教科書の仮名遣いに採用する準備を始めた。

二 貴族院での表音化反対の動き

一方で、こうした表音化の流れに反対する声も出てきた。明治三十八年三月には井上頼園・藤岡好古らが「国語会」を起こし、「軽率に之（執筆者注、国語）が改定を企て」るのに反対し（同会趣旨、明治三十九年二月）には三浦安・物集高見らが「国語擁護会」を結成し、文部省の仮名遣改定案への反対を唱えている。さらに、同年暮れに開会された第二三回帝国議会の貴族院審議においても、文部省の仮名遣改定に待ったをかける動きが出てくる。

会期末が迫る明治四〇年三月、伊沢修二が、議員四七名の賛成を得て、「国語及国字仮名遣ニ関スル質問主意書」（三月二日付け）を提出した。

国語及字音仮名遣ニ関スル質問主意書

一 文部省ハ明治三十三年八月文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ字音ヲ詔勅、帝国憲法、議員法其ノ他法律命令等ヲ始メトシ帝國議會議事速記録等ニ用ヰ来レル仮名遣ト相違セルノミナラス現今一般ノ国語学者並文学社会ニ認メラレサル所謂棒引仮名遣ヲ新定シ且漫ニ仮名中ノ「キ」「エ」「ヲ」ノ三字ヲ刪去シ「ヂ」「ト」「ジ」「ヅ」「ト」「ズ」ノ別ヲ廢シ之ヲ小学校ノ教科ニ加ヘテ全国ノ就学兒童ニ強課シ

タリ文部大臣其ノ職權ヲ以テ国語字音ヲ輕々ニ改廃シ得ルモノト思惟スルカ

一 文部大臣ハ明治三十九年十二月第十回高等教育會議ニ諮問シ曩ニ制定シタル棒引仮名ヲ廢シ之ニ代フルニ「ア」「イ」「ウ」ノ三字ヲ以テシ尚「カ」「ト」「クワ」ノ別ヲ廢シ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」「ホ」ヲ「ワ」「イ」「ウ」「エ」「オ」ニ改メタル一種ノ改定案ヲ提出シ既ニ其ノ議決ヲ經テ明治四十一年四月ヨリ之ヲ小学校ニ実施シ尚進テ中等教育ノ學校ニモ之ヲ課セムトスト聞ク果シテ然ラハ曩ニ棒引仮名ヲ一千余万ノ生徒ニ強課セシハ徒ニ誤謬ヲ伝ヘタルニ止マリ国家教育ノ本旨ヲ過チタルモノニ非サルカ

一 前項高等教育會議ノ諮問ヲ經タル仮名遣モ亦往年ノ棒引仮名遣ト同シク從來慣用セラルル仮名遣ト一致セサルハ勿論一般ノ国語學者間及文学社会ニモ容認セラレサルモノナレトモ文部大臣ハ独斷ヲ以テ之カ実行ノ責ニ任セムトスルカ

右議院法第四十八条ニ依リ及質問候也

明治四十年三月二日

提出者 伊沢 修二

賛成者 侯爵久我 恒久

外四十六名

〔貴族院議事速記録〕第一一〇号、明治四〇・三・一一

伊沢修二は、明治八年から四年間、アメリカに官費留学し、教育学や音楽、さらには聲啞^{うたふ}教育のための視話法などを学び、帰国後、体操伝習所主幹、東京師範学校長、音楽取調掛を歴任し、日本の近代教育の諸分野を開拓する働きをした人物である。彼は、文部省による仮名遣い改定方針に反対しただけでなく、国語調査委員会の活

動に対しても批判的で、同日の趣旨説明においても、また後述する「国語及字音仮名遣ニ関スル建議案」に関する審議においても、文部省と国語調査委員会への厳しい論難を行った。さらに、この翌年に設置される臨時仮名遣調査委員会でも、文部省案反対の急先鋒となる。

伊沢は、趣意書提出後、三月一日の本会議において、その趣旨説明を行った。これに対し、同年三月二五日の本会議において、文部大臣の「答弁書」(三月三日付け)が示される。ここには、仮名遣い問題に関する文部省の基本的な見解や、これまでの経緯が要領よく示されている。

貴族院議員伊沢修二君提出国語及字音仮名遣ニ関スル質問ニ対スル答弁書

一 文部省ハ明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ字音仮名遣ヲ簡略ニセリ是レ小学校殊ニ其初級ニ於テハ仮名又ハ仮名及僅少ノ漢字ヲ以テ単語又ハ簡易ナル文章ヲ綴リ教授セサルヘカラサルニ字音仮名遣ヲ厳正ニ教授スルハ教育上最大難事トスル所ニシテ兒童ノ腦力ヲ疲労セシメ之カ為ニ他ノ緊切ナル事項ヲ授クルニ必要ナル時間ヲ減少スルノ憂アリ例ヘハかう(校)かふ(甲)こう(公)こふ(劫)くわう(光)ノ別、しやう(将)しやう(松)せう(小)せふ(捷)ノ別ノ如キ之ヲ兒童ニ教フルコトヲ止メ単ニ之ヲこー又ハしょートシテ授クルコトトシ又ゐ(胃)い(医)ノ別ノ如キあんそく(遠足)えんき(延期)等ノ場合ニ於ケルゑ、えノ別ノ如キ之カ区別ヲナサシテい又ハえニ一定シ、おんあい(思愛)をんせん(温泉)等ノ場合ニ於ケルお、をノ別ノ如キモ之ヲ止メテおニ一定セリ而シテくわん(観)かん(感)等ノ場合ニ於ケルくわ、かノ別、ぢ(持)じ(寺)ノ別、づさん(杜撰)ずるぶん(随分)等ノ場合ニ於ケルづ、ずノ別ノ如ノハ之ヲか又ハじ、ずニ一定スルヲ本体トセリト雖モ尚從來慣用ノ例ニ依ルモ妨ナキコトトセリ字音仮名遣ニ関シテハ此ノ如ク一定シタリト雖モ国語仮名遣ニ関シテハ其影

響スル所重大ナルヲ以テ從來ノ儘ニシテ他日ノ調査ニ待ツ所アリキ

抑モ字音仮名遣ノ如キハ普通ノ文章ニ於テハ多ク漢字ニ隠ルルモノナレバ法律命令等ノ如ク多数ノ漢字ヲ使用スルモノハ字音仮名遣新定ニ依ル影響ヲ受クルコト甚タ稀ナリ而シテ辞書ノ如ク必ス仮名ヲ使用セサルヘカラサルモノハ近時此ノ新定ノ仮名遣ニ拠レルモノモ少ナカラスシテ其利便ハ漸次社会ニ認容セラレツツアルカ如シ要スルニ明治三十三年文部省ノ定メタル字音仮名遣現代多数ノ国民ノ発音ニ準拠スルヲ目的トシタルモノニシテ現代ノ発音ヨリ消滅セルゑをハ字音ニ関シテハ自然不用ニ帰シタルナリ敢テ漫ニ刪去シタルニアラス国語又ハ字音ノ輕輕ニ改廢シ得ルモノニアラサルコトハ固ヨリ本大臣ノ認ムル所ナリ

一 字音仮名遣ヲ簡略ニシタル以來国語仮名遣ノミ旧來ノ仮名遣ニ依リ字音ト国語トノ仮名遣ヲ二様ニ授クルハ教育上不便ナルヲ以テ国語仮名遣ニ関シテモ簡易ナル原則ニ依リ適當ノ改正ヲ加ヘラレタシトハ教育社会一般ノ希望ナリト認メタリ且国定教科書ノ修正ニ著手セルニ際シ文部省ニ設置セル教科書調査委員会ニ於テ国語仮名遣ト字音仮名遣トヲ統一スヘキ改正ノ必要ヲ認メ案ヲ具シテ報告シタルヲ以テ明治三十八年二月之ヲ国語調査委員会ニ諮問シ並ニ明治三十八年三月開会ノ第九回高等教育會議ニ諮問シタリ然ルニ高等教育會議ニ於テハ本件ハ重要ノ問題ナルヲ以テ十分講究ノ必要アリ依テ他日ヲ俟チテ更ニ諮問アランコトヲ望ム旨ヲ議決セリ而シテ国語調査委員会ニ於テハ仮名遣ノ歴史、全国各地方ノ音韻等種々ノ点ヨリ慎重ノ調査ヲ遂ケ明治三十八年十一月二至リ詳細ニ答申スル所アリキ依テ該答申ノ儘ヲ昨明治三十九年十二月開会ノ第十回高等教育會議ニ諮問シタルニ之ヲ可決セリ該答申ニ依レハ「一」ノ符号ハ之ヲ廢シタルニアラス国語及字音ノ長音ニハへいたい(兵隊) こうこう(孝行) 等ノ如クあいうえおヨリ用キルヲ正則トシ

「一」ヲ代用トスルコトヲ許容シ外国語ニハ「フロックコート」ノ語ノ如ク「一」ヲ用キルヲ正則トシあいうえお代用スルコトヲ許容シタリ尚ホかくわトハ其別ヲ止メテかニ一定シ又国語仮名遣ニ於テはひふへほト書キわいうえおト発音スルモノ例ヘハかは(川) うぐひす(鳶) あやふい(危) いへ(家) かほ(顔) 等ノはひふへほノ如キモ之ヲ発音ノ儘ニ表記スルヲ目的トセリ而シテ国語仮名遣ノ改正ハ談話体ノ文章ニノミ行フモノニシテ和歌又ハ普通文ニアリテハ一切之ヲ適用セサルナリ又長音ノ表記法ニ至リテハ国語及字音ニ関シ「一」ヲ用キルヲ正則トセサルコトナルト雖モ之ヲ代用スルヲ許容スルモノナレハ仮令国語調査委員会答申ノ旨趣ヲ実行スルトモ「一」ヲ教ヘタルコトヲ目シテ誤謬ヲ伝ヘタルモノト看做スヲ得サルヘシ

一 前項高等教育會議ノ諮問ヲ経タル仮名遣ハ教科書調査委員会ノ報告及国語調査委員会ノ答申ニ基キタルモノナリ本大臣ハ是等會議ノ意見ヲ審案シ其適當ト認ムルモノハ之ヲ採用シ之カ実行ノ責ニ任スヘシ右及答弁候也

明治四十年三月二十三日

文部大臣 牧野 伸顯

(貴族院議事速記録) 第十七号、明治四〇・三・二五

この答弁書に満足しなかつた伊沢らは、三月二六日の本會議に、かねて用意していた「国語及字音仮名遣ニ関スル建議案」(三月二四日付け)を提出、仮名遣い改定反対の姿勢を重ねて明らかにした。

国語及字音仮名遣ニ関スル建議案

右貴族院規則第六十四条ニ依リ提出候也

第二節 臨時仮名遣調査委員会

一四七

明治四十年三月二十四日

発議者 伯爵徳川達孝 男爵松平正直

男爵金子有卿 中島永元

岡田良平 伊沢修二

日高栄三郎

賛成者 子爵堤功長

外四十一名

貴族院議長公爵徳川家達殿

国語及字音仮名遣ニ関スル建議

明治三十三年八月文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表並同三十九年十二月文部大臣カ高等教育会議ニ諮詢シタル国語及字音仮名遣ハ其ニ不穩当ノ廉不少ト認ムルニ依リ官民現行ノ慣例ニ背カサル範圍内ニ於テ更ニ之ヲ整理セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(「貴族院議事速記録」第十八号、明治四〇・三・二六)

この建議案は、同日の審議を経て特別委員会に付託され、翌二七日の本会議において、同委員長・正親町実正からの「可決スヘキ」との報告を受け、審議の結果、可決された。

このため、文部省は早急な仮名遣い改定を断念し、明治四〇年六月一七日に「仮名遣改定案」の実施を一か年延期すると表明した。

三 臨時仮名遣調査委員会の設置

明治四一年五月二三日、文部省は、「臨時仮名遣調査委員会官制」を定め、仮名遣い問題に関する調査委員会を設置した。

省内には、既に国語調査委員会があり、従来、仮名遣い問題は、同委員会が扱ってきた。しかし、国語改良志向を強く持つ同委員会の活動は、貴族院の反対派から強い反発を買っており、仮名遣い改定に慎重を期す文部省は、そうした点を考慮し、国語調査委員会とは別個の委員会を臨時に設置し、仮名遣い調査をゆだねることとした。

委員の陣容を見ると、上田万年・芳賀矢一・大槻文彦といった国語調査委員会委員や矢野文雄(龍溪・三宅雄二郎(雪嶺)らの国字改良論者も含まれていた。しかし、その一方で、曾我祐準・松平正直・伊沢修二といった貴族院の仮名遣い改定反対グループや藤岡好古(神宮神武所参務)らの改定反対論者もあり、意見の対立があらかじめ予想されていた。また、森林太郎(陸軍軍医総監、騎外・伊地知彦次郎(海軍中将、日露戦争時の戦艦「三笠」艦長)という陸海軍の代表も加わっていた。

四 臨時仮名遣調査委員会への「諮問案」

明治四一年五月二八日、牧野文相は、臨時仮名遣調査委員会に対し、仮名遣いに関する「諮問案」を提示した。

申発図

別紙仮名遣ノ件ニ関シ其ノ会ノ意見ヲ問フ

明治四十一年五月二十八日

文部大臣 男爵 牧野伸顯

仮名遣ノ件

緒言

- 一 本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス
- 二 本案ノ実行ト同時ニ明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ廃ス

第一章 字音仮名遣ニ関スル事項

(略。執筆者注「長音を「う」で表す表音仮名遣を新旧対照表として提示。表は略。」)

第二章 国語仮名遣ニ関スル事項

(略。執筆者注、「四項から成る。表音式を基本とするが、歴史的慣用に従う例外を大幅に認めている。」)

理由書

仮名遣ノ法則中学習困難ナルモノヲ簡約ニシテ国語教育ノ発達ヲ図ルカ為明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ其最モ複雑ナル字音仮名遣ニ改正ヲ加ヘタリ……中略……然ルニ爾來教育ノ実験ニ依レハ児童ニ於テ字音ト国語トヲ區別スルコト困難ナルカ為ニ知ラス識ラス字音ノ表記法ヲ国語ニ及ホシ……中略……混雜ヲ生シタリ加之国語仮名遣ニ於テモ……中略……発音ニ一致セサル仮名遣尠カラス之カ学習上ノ困難字音仮名遣ニ譲ラサルモノアリ依テ国語仮名遣モ亦字音仮名遣ト同一ノ趣旨ヲ以テ速ニ之ヲ整理スルノ必要ヲ認め同時ニ曩ニ定メタル字音仮名遣ニモ統一上更ニ多少ノ変更ヲ施スヲ可トシタリ (以下略。)

(「国語調査沿革資料」)

この「諮問案」は、文部省が明治三八年に示した「元案」「別案」とも、同年末に国語調査委員会が答申した「修正案」(翌三九年に文部省案として採用。)とも、異なるものとなっている。

まず、仮名遣い改定の適用範囲に差が見られる。「元案」の「緒言」では、適用範囲について次のように述べている(「別案」も同文)。

- 一 本案ノ改定仮名遣ハ口語文語共ニ適用スルモノトス
- 二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス
- 三 本案ノ改定仮名遣ハ中学校ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス
- 四 本案ノ改定仮名遣実行ニ伴ヒ五十音図中阿行ノおハをニ改メ和行ノゐハハ二、ゑハハ二改ム

(文部省「文法上許容スベキ事項・国語仮名遣改定案・字音仮名遣ニ関スル事項 附 国語仮名遣改定案別

案」)

これに対し、「修正案」の「緒言」では、次のように、適用範囲を口語に限定している。

- 一 本案ノ改定仮名遣ハ口語ニノミ適用スルモノトス
小学校ニ於ケル文語教授ニ関シテハ左ノ方針ニ依ル
(一) 文語ハ尋常小学校第三年ノ後半期ヨリ読本ニ出シテ読ミ習ハシム
(二) 文語体ノ文章ヲ書カシムルコトハ高等小学校第一年ヨリ之ヲ課ス
- 二 本案ノ改定仮名遣ハ現行ノ国定小学校教科書大修正ノ場合ニ実行スルモノトス
- 三 本案ノ改定仮名遣ハ中等教育ノ学校教授上ニモ実行センコトヲ期ス

(文部大臣官房図書課「仮名遣諮問ニ対スル答申書」)

ところが、「諮問案」では、「本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス」(「緒言」)と述べるのみで、口語・文語の別には言及していない。

さらに、「元案」と「修正案」の緒言では「本案ノ改定仮名遣」を「国定教科書大修正ノ場合ニ実行スル」と断言していたのに対し、「諮問案」では「本案ノ仮名遣」を「教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スル」というあいまいな表現となっている。

具体的な表記法に関しても、「諮問案」は不徹底である。「元案」では、ア行とワ行、語中のハ行音、四つ仮名(ヂヌヅ)、長音の仮名遣いについて、三二か条の規則を立て、表音式の原則を示す。長音は基本的に「ー」で表記するが、動詞・形容詞・助動詞の語尾については例外的に「う」で表記するようにしている。「修正案」では、規則を二七か条に整理し、助詞「を・は・へ」は例外的に歴史的慣用に従い、長音は「う」で表記するようになる(ただし、オ段長音は、歴史的仮名遣いでの開合の別なく、「オ段＋う」。動詞・形容詞も同断)。

これに対し、「諮問案」では、表音式を原則とする四か条の規則を立てるが、四つ仮名には全く言及せず、動詞の活用語尾(ハ行、助詞「を・は・へ」)、動詞・形容詞の未然形(テ段)などに歴史的仮名遣いの慣用を大幅に認めたものとなっている。

五 臨時仮名遣調査委員会での審議

臨時仮名遣調査委員会は、明治四一年六月五日に第一回委員会を開催し、以後、同月一二日に第二回、一九日に第三回、二六日に第四回、七月三日に第五回と、毎週一回、金曜日に開催するというペースで委員会を重ねていった。毎回の議事内容は「臨時仮名遣調査委員会議事速記録」(明治四二・二)に詳しく記されている。

第一回では、菊池委員長による開会宣言と議事規則の確認に続き、渡部主事から諮問内容についての説明が行われた。それを受けて、伊沢・岡野・芳賀・曾我・三宅からの質問があり、渡部が応答した。伊沢は参考資料として示された「新旧仮名遣国語表案」の選定方法と外国での仮名遣い法について、岡野と曾我は「諮問案」中の「許容」という表現について、批判的な質問を展開している。一方、芳賀は歴史的仮名遣いにも時代による変遷があることを指摘し、三宅は岡野の「許容」理解の確認を求め、渡部の助け舟となるような発言をしている。

第二回では、まず渡部が配布資料の「最近ノ国語問題ニ就キテ」(伊沢の演説)と「欧米綴字改良事情」についての説明と「新旧仮名遣国語表案」の補足説明とを行い、伊沢が質問をした。次いで、松平から仮名遣い改定が羅馬字採用や漢字全廃につながるか、伊沢から仮名遣いを改定すると天皇の諡号や母の名が読めなくなる、曾我・岡野・岡部・江原から中学校教育での新旧仮名遣い併存に伴う混乱、浅田・伊沢から小学校で仮名遣いを教

えるべき語数についての質問や指摘が示され、牧野文相と渡部が応答した。この後、委員長から討論に移る旨の宣言があり、事前の「通告ノ順」による最初の意見陳述者として、大槻が仮名遣い改良を支持する意見（内容は後述）を述べた。

第三回では、まず渡部から配布資料「欧米綴字改良事情追加、独逸正字法改良ノ事」の説明があった。次に、藤岡が、彼の師匠・堀秀成の音義学に基づく「天地自然ノ音韻」の道理を示し、仮名遣いを「少数ノ人」が「勝手ニ定メル」のは「天理ニ背ク」という反対意見を述べた。続いて矢野が、「大体改定案ニ賛成」だが、「小学校三年四年マデ」は「口語体ニシテ発音体」で書くことを「付加へ」たいとの意見を述べ、「発音体」をめぐって伊沢と矢野とで質疑応答があった。次に、芳賀が、「社会一般」は「仮名遣ナドハ一向無頓着」であつて、「古学者ノ研究」に基づく「古イ仮名遣」を「国民一般ニ強ヒ」るのは「国民教育トシテ必要」なく、仮名遣い改定に賛成である旨の意見を述べ、三宅・伊沢と芳賀とで質疑応答がなされた。

第四回では、まず渡部が配布資料「教育問題トシテノ仮名遣」（前回の芳賀演説の要領）等の説明をし、伊沢が関連発言をした。次に、森が改定案反対の意見を述べ（内容は後述）、芳賀と曾我が確認の質問をした。次いで、伊沢が、第二回での牧野文相の発言をあげつらいつつ、仮名遣い問題の経緯を振り返って「棒引ノ仮名ガドレ程ノ害ヲ国語界ニ与ヘタカ」と難じ、「同じ結果ヲ生ズル」だろう改定案には賛成できないとの意見を述べ、それに対し、芳賀と大槻が反論をした。この質疑が一段落したところで、菊池委員長が「是デ通告順ハ」終わり自由発言に移ると宣告している。

第五回では、まず、大槻と森、曾我と牧野文相との間で、以前の発言を確認する質疑応答があり、続けて、曾我が「棒引仮名ノ誤」を難じて「森博士ノ反対論ニ全部賛成」であるとの意見を述べた。次に、伊地知が、海軍

としては「新兵ニ向ヒマシテ仮名遣ヲ教ユルコトガ甚ダ困難」なので「新兵ノ通信教授」の便のため「此ノ改正ノ案ハ一日モ早カラント」を希望する旨の意見を述べた。次いで、委員長が、藤岡・伊沢・大槻から再度の意見表明をしたい旨の請求があったことを述べ、委員の賛同を得て、藤岡の再陳述に移った。藤岡は、音義説による音韻観を述べ、「諮問案」は正しい音韻を「乱シ」「日本語ノ基礎」を立たなくすると主張した。次に、伊沢が、あらかじめ「少シ演説ガ長クナラウカ」と断った上で、仮名遣い改定に対する批判を延々と展開し、最後に、「小学校令施行規則」第二号表と第三号表を「速ヤカニ廃スル」、国定教科書を「正則ノ仮名ヲ以テ編纂スル」、「新仮名遣ノ研究」は「学者ノ団体ニ一任」して「学校ニ強課スルコトハ御止メニナルガ然レシ」との「意志ヲ表明」した。ここで散会となり、大槻の発言はなされないまま、終了となった。

これ以降、この委員会が開催されることはなかった。

六 表音派と歴史派との擦れ違い

前節で見たとおり、仮名遣調査委員会の審議は、文部省の「諮問案」に賛成する委員と反対する委員との間で、相互に歩み寄りのない意見の応酬に終始している。前者はおおむね表音仮名遣いを支持する一派なのに対し、後者は歴史的仮名遣いを支持する一派と言え、両者の溝は深かった。

賛成派の代表である大槻文彦は、「時代ヲ経テ言語ガ変ハレバ発音ガ変ハル。発音ガ変ハレバ文字ヲ書替ヘルト云フコトハ自然ノ道理」であるとし、「明治ノ御代ノ人々」の「発音ノ儘ノ言葉ガ即チ大日本帝国ノ言葉」であるから、「死ンデ居ル（古典の）仮名遣ヲ用ナルト云フコトハ、ドウモ当ヲ得ナイ」と主張する。

これに対し、反対派の森林太郎は、「契沖以来ノ古学者ノ仮名遣ト云フモノハ、昔ノ発音ニ基イタモノデハアルケレドモ、今ノ発音ト比ベテ見テモ其ノ懸隔ガ余リ大キナ」く、「之レ（執筆者注、歴史的仮名遣い）ニ応ズルモノハ国民中ノ少数デハアルケレドモ、国民中ノ精華デアル……中略……人民ノ共有ニ之レヲシタイ」と反論した。さらに「此ノ仮名遣ヲ直スニ先立ツテ、国語ニモ字音ニモ仮名遣ノ未定問題ガアルカラ、サウ云フコトハ学者ノ団体ニデモ命ジテ兎ニ角定メサセテソレヲ公認セラレタイ……中略……此ノ諮詢案ト云フモノハドウモ未ダ熟シテ居ラヌ」とも指摘した。森は表音派の痛いところを突いている。先述のとおり、今般の「諮問案」は、歴史的慣用も相当に認めており、未熟な案と言われても仕方ないところがあった。

そうした個別の指摘の当否以前に、この両者の間には、深く相入れない立場の相違があった。大槻が主たる対象として考えるのは、小学校の「僅カ六年ノ義務教育」を終えたばかりで世に出ていく人々である。彼は、そうした人たちに、現代語とは異なる古典語に立脚した規則を教え込むのは無理があると主張する。一方、森は、「国民中ノ精華」による伝統を重視し、「中学以上ノ人」を想定した議論を展開している。当時、小学校への進学率は九〇パーセントを超えて国民皆学に近くなりつつあったが、中学以上への進学率はまだ一〇パーセントにもはるかに及ばなかった。大槻の言うとおり、「大多数ノ人々」は小学校卒以上の学歴は望めず、中学以上の人には知的エリートとも言つてよい層である。こうした差を持った議論が歩み寄ることは、なかなか望めないところであった。

七 唐突な幕引き

第五回臨時仮名遣委員会から一〇日余り後の明治四一年七月一四日、それまで三年近く続いた西園寺公望内閣（第一次）から桂太郎内閣（第二次）への交代があり、文部大臣も牧野伸顕から小松原英太郎に代わった。これ以降、仮名遣委員会の開催は途絶えている。また、同年七月二一日には、文部次官が、国語改良論者で国語調査委員会委員でもあった沢柳政太郎から、保守論者で貴族院における仮名遣い改定を反対する建議の発議者の一人でもあった岡田良平に交代している。

同年九月七日、小松原英太郎文相は、唐突に、「文部省令第二十六号」を発し、「小学校令施行規則」のうち仮名字体・字音仮名遣・漢字制限に対する規定を削除した。

文部省令第二十六号

明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則中左ノ通改正ス

明治四十一年九月七日

文部大臣 小松原英太郎

第十六条及第一号表乃至第三号表ヲ削除ス

附則

従前ノ規定ニ依リ編纂シタル教科用圖書ハ其ノ改正シタルモノヲ使用スルニ至ルマデ仍之ヲ使用セシム

（明治四一・九・七、官報）

併せて「文部省訓令第一〇号」を示し、変体仮名の復活、漢字数の増加、字音仮名遣いの古来慣用の仮名遣い

への復帰という方向を示した。

仮名ハ大体ニ於テ從來ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尚普通ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ数モ亦義務教育延長ノ結果相当ノ増加ヲ要ス……中略……字音仮名遣ハ当初改正ノ際ハ兒童ヲシテ国語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出デタルモノナレドモ実施ノ結果ニ鑑ミ予期ノ目的ニ副フコト能ハザルヲ認メタル……中略……省令改正ノ結果小学校ニ於テモ他ノ学校ニ於ケルガ如ク古來慣用ノ例ニ依ルベク教科用圖書亦之ニ依リテ編纂セラルベシ然レドモ字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ學習ヲ艱澁ニシ兒童ノ心神ヲ過勞セシムルガ如キハ務メテ之ヲ避ケザルベカラザルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セズ便宜従前ノ仮名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス

(明治四一・九・七、官報)

教育界の意向や国語調査委員会・仮名遣調査委員会の存在を無視した強引な措置には、諸方面から非難の声が上がった。

雑誌『教育公論』では、「仮名遣問題に対する諸名家の意見」を一〇月号と十一月号の二号にわたって掲載し、大槻文彦・吉田弥平・保科孝一・竹原久之助・柴山啓一郎・上田万年・松井簡治・佐々木晩成・三土忠造が意見を示し、いずれも仮名遣の復旧処置を批判している。次に引用するのは、同誌に載った上田の談話「文部失当の処置」である。

イヤ文部は大変な無謀なことをしたものだ。今従前の教科書を用ひて居りながら何にも泡を食つて字音仮名遣だけを廃するには至らないことである……中略……誰れの尺金でコンナ馬鹿なことをしたか。岡田次官の意志にもよつたものであらうか。それに、小学校に関する最重要事件たる施行規則の字音仮名遣を廃するに大事な高等師範あたりにさへ一応の諮問をもしないで為るとは随分高等師範などの地位を踏みつけにしたもので

ある……中略……仮名遣問題も四十三年の改定教科書に古の仮名遣を用ふるなどいふことはトンデモないことである。それまでには是非何とか多少し黒白をつけてソナナ乱暴なことをよして貰はねば、小学校で教授が出来まい……中略……聞けば改定の読本には太郎などいふ、字音の議論になる文字をばよして三吉とか何とかするといふが随分面白い話である。太郎といふのを読本でよしたつて実際に子供にソナナ名が沢山あれば為方がないではないか。それを教師がドウ書いてもよいといつて乱暴に抛擲しておく訳にも行くまい。到底仮名遣は早急に何とか処置をつけねば数百万の幼稚なる学校生徒が可哀相である。小学校の先生もどうでもよいと済ましては居られまいと思ふ云々

同誌には、ほかに、社説や投書の形で批判記事が載っている。ただし、その主要な論点は、今般の性急な処置法を非難し、それが引き起こす教育現場の混乱を憂慮するものである。「訓令」での「字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ學習ヲ難澁ニシ兒童ノ心身ヲ過勞セシムルガ如キハ務メテ之ヲ避ケサルヘカラサルヲ以テ……中略……便宜従前ノ仮名遣ヲ許容スル等……中略……適當ノ教授ヲ施サン」というあいまいな姿勢を攻めるものも目立つ。表音式仮名遣の必要を前面に訴えているのは、上掲のうち、大槻と竹原（小学校長）ぐらいである。他の新聞等での批判でも、専ら、仮名遣調査委員会や国語調査委員会を無視した唐突な処置と「訓令」のあいまいな態度が、論難されている。

だが、結局、明治四三年から使用される第二期の国定教科書は、今般の「省令」「訓令」の方針どおり、字音・国語とも復旧した仮名遣いで示されることとなる。

審議未了のまま活動停止を余儀なくされた臨時仮名遣調査委員会は、明治四一年二月一二日に官制が廃止され、消滅する。